

平成29年第 1 回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成29年 3 月 6 日 開会

平成29年 3 月 17 日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成29年第1回新十津川町議会定例会

平成29年3月6日（月曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
 - 5) 議員研修報告
- 第4 委員会への付託の報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 議案第1号 新十津川町税条例等の一部改正について
(内容説明まで)
- 第8 議案第2号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）
(内容説明まで)
- 第9 議案第3号 平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第10 議案第4号 平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第11 議案第5号 平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第12 議案第6号 平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 進 藤 久美子 君 | 2番 | 杉 本 初 美 君 |
| 3番 | 鈴 井 康 裕 君 | 4番 | 小 玉 博 崇 君 |
| 5番 | 白 石 昇 君 | 6番 | 西 内 陽 美 君 |
| 7番 | 安 中 経 人 君 | 8番 | 青 田 良 一 君 |
| 9番 | 長 名 實 君 | 10番 | 笹 木 正 文 君 |
| 11番 | 長谷川 秀 樹 君 | | |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	中 畑 晃 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
保健福祉課長	野 崎 勇 治 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	遠 藤 久美子 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎町民憲章朗誦

○議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。

開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。

皆さん、ご起立ください。

私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦ください。

町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

○議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成29年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（長谷川秀樹君） 定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは皆さん、おはようございます。

議長のご指示がございましたので、去る3月2日、木曜日に開催されました議会運営委員会の会議の内容につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

出席委員につきましては、記載のとおりでございます。

説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長にご出席をいただいたところでございます。

5番目の協議事項並びに申し合わせ事項でございます。

（1）といたしまして、平成29年第1回町議会定例会の会期は、議案等を考慮いたしまして、本日3月6日から3月17日までの12日間としたいとすることでございます。

（2）日程につきましては、裏面の方に記載されております。そういった方向の中で進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（3）付議案件でございますが、条例の一部改正が5件、条例の廃止1件、平成28年度各会計補正予算5件、平成29年度各会計予算5件、指定管理者の指定1件の計17件が議案として提案されるということで、総務課長から説明受けたところでございます。

（4）でございます。平成29年度各会計予算の審議につきましては、議長を除く全員による予算審査特別委員会を設置して行うことといたしました。

5番目でございますが、一般質問の通告については、3月8日、水曜日の正午までとするということで決めさせていただきましたので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

（6）でございます。請願、陳情等の受理状況でございますが、議会事務局の方から3月1日現在で陳情2件を受理した旨の報告を受けました。

これにつきましては、協議した結果、この陳情につきましては、全件所管の委員会に付託をするということで申し合わせをしたところでございます。

なお、道の町村会の方からですね、市町村議会議員の厚生年金に加入に関することにつきましての意見書として取り上げてほしいという旨の要望がございました。これにつきましては、議員各位の意見を聴取した上、本議会定例会の中でもう一度議運を開きまして、その方向性について決定をし、決定を見た時には提案をいたしたいと思っておりますので、その件につきましてもご協力方よろしく申し上げます。

以上、議会運営委員会の会議の報告とさせていただきます。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長長の報告が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。
7番、安中経人君。8番、青田良一君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月17日までの12日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。
1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。
引き続き、一部事務組合議会報告を願います。
まず、私が関係しております中空知広域市町村圏組合議会と石狩川流域下水道組合議会

の報告をいたします。

初めに、中空知広域市町村圏組合議会の報告を申し上げます。

平成29年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会は、去る2月22日に開催されました。

冒頭、前田理事長より、第2回定例会以降の行政報告がありました。

議案の内容は、報告1件、議案4件でありました。

報告第1号は例月現金出納検査報告でありまして、平成28年10月から平成28年12月分までの検査の結果で、計数上の誤りは認められないとの内容の報告で、書面報告をもって報告済みといたしました。

議案第1号は監査委員の選任についてでありました。本組合監査委員宮崎英彰氏、識見に有する者が、平成29年5月28日までで任期が満了することから、後任として選任いたしたいとするもので、引き続き、同氏を選任いたしたい旨の提案があり同意をいたしました。

次に、平成29年度一般会計歳入歳出予算案、3特別会計歳入歳出予算案の予算が一括上程され、議案第2号、平成29年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算は、28年対比76万8千円増の歳入歳出それぞれ2,127万2千円と定めるもの。

議案第3号、平成29年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算は、28年対比55万2千円の減額で、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ1,268万9千円と定めるもの。

議案第4号、平成29年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算は、28年度対比同額の歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれを32万7千円と定めるもの。

議案第5号、平成29年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算は、28年度対比109万7千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を歳入歳出それぞれ4,613万5千円とするもので、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上で、平成29年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会の報告といたします。

次に、2月22日開催の平成29年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会の報告をいたします。

冒頭、前田組合長より行政報告があり、新年度予算の関係で、人口減少に伴い処理水量が対前年度比99.4パーセントの1,417万8千立方メートルと見込んだこと及び施設供用開始より30年が経過し、老朽化に伴う維持管理費が増高してきているとの報告がありました。

議案の内容は、報告1件、議案2件でございまして、報告第1号は例月現金出納検査報告でありまして、平成28年10月分から12月分までの現金出納検査の結果、何れも誤りは認められないとの内容で、報告書をもって報告済みといたしました。

議案第1号は監査委員の選任についてでありまして、本組合監査委員であります宮崎英彰氏が、平成29年5月27日で任期満了となるため、後任の選任をしたいとするものですが、引き続き、同氏を選任したい旨の提案がありましたので同意をいたしました。

議案第2号は、平成29年度石狩川流域下水道組合一般会計予算案でありまして、歳入歳出予算の総額を5億7,029万1千円とするもので、前年度対比で2,948万1千円の増となっております。増額の要因といたしましては、下水道の処理過程で発生します汚泥及びし尿若しくは浄化槽汚泥の処理過程で発生します汚泥を攪拌させながら減量化させる汚泥消化槽設備の更新に伴う維持管理費の増によるもので、原案どおり可決されました。

以上で、平成29年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会の報告といたします。

いずれも議案並びに資料等は所定の棚に置いておりますので、お目通しをいただければ

と思います。以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、西空知広域水道企業団議会の報告を鈴木康裕君よりお願いいたします。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。それでは、議長の指示がございましたので2月22日に開催されました平成29年第1回西空知広域水道企業団議会定例会の内容について、ご報告をさせていただきます。

まず、企業長行政報告がございまして、業務量に関する件、給水収益の状況、給水装置工事の実施状況、建設工事の実施状況について報告がありました。いずれも年度末に向けて順調に執行されているとのことであります。

議決案件は6件ございましたが、議案第1号から3号までは、地方公務員法の一部を改正する法律に伴う条例の整備でありまして、いずれも原案どおり承認されました。

また、議案第4号は、すでに専決処分された補償工事の件についてでありましたが、これについても承認されました。

次に、平成28年度西空知広域水道事業会計補正予算第4号が上程されました。収益的収入を減額168万9千円補正し4億9,689万3千円に、収益的支出を減額1,226万円補正し4億7,696万8千円としております。内容は、収入では水道料金収入等の減額補正、支出では補償工事中止、また精算による減額補正によるものでございました。

資本的収入は、減額90万5千円補正し6,386万4千円に、資本的支出は、減額378万7千円補正し1億9,733万2千円となり、いずれも工事量の減少による補正であります。以上の案件について、原案のとおり議決しております。

議案第6号では、平成29年度西空知広域水道事業会計予算について、収益的収入では4億8,872万3千円、支出では4億6,934万1千円としております。また、資本的収入は6,015万6千円。資本的支出は1億9,680万9千円との予算であります。

さらに一般会計から補助を受ける金額は8,067万5千円としまして、いずれの金額も昨年よりも若干の減少となっております。以上の案件についても、原案のとおり議決いたしております。

最後に民間電力会社との契約で、経費削減に結びついたのかという質問がございました。

昨年の予想では、電気料金を3.5パーセント、約45万円ほど削減できると申しておりましたが、実際にはそれ以上の70万円程の節約になる見通しだという報告でございました。

以上で、平成29年第1回西空知広域水道企業団定例会の報告を終わります。

詳細につきましては、議案書とともに事務局に置いてありますので、お目通しをお願いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、安中経人君よりお願いいたします。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） おはようございます。議長よりご指示がありましたので、会議の報告を行います。平成29年滝川地区広域消防事務組合議会第1回定例会についてであります。

会議の開催日は平成29年3月1日、午後2時より。出席議員は11名で欠席はありません

でした。

開会に先立ち、去る2月26日、新しく就任した副組合長芦別市長の荻原貢氏より発言が求められ、就任挨拶が冒頭で行われました。

このあと、会議を開き会期を1日限りとして、行政報告、報告2件、議決案件4件について審議を行ったものであります。

報告2件について。報告第1号、専決処分についてであります。内容は、赤平消防署救急車の緊急出動に伴う物損事故処理について。

報告第2号、例月現金出納検査報告で、平成28年10月分から12月分の報告について報告があり、それぞれ報告済みとしたものであります。

議決案件4件についてであります。議案第1号、平成28年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算（第2号）についてで、内容は、契約関係で入札差金等による減額補正が主な内容であり、歳入歳出それぞれ6,130万2千円減額し、歳入歳出それぞれ24億6,297万9千円を予定するものであり、このうち、新十津川町に関係するものは、歳入の負担金において本部共通負担金で減額73万3千円、諸共通経費負担金で減額143万円、単独経費負担金で410万7千円の減額となり、負担金合計で627万円となる予定であります。

なお、今回の補正により繰越金は、単独経費繰越金として337万2千円を予定されました。また、歳出における新十津川町関係では、新十津川消防施設において、水槽付消防ポンプ車更新の入札差金で減額73万5千円となったものであります。この件については、原案どおり可決としたものであります。

議案第2号、職員の勤務時間休暇等に関する条例及び職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。原案どおり可決としたものでございます。

議案第3号、平成29年度滝川地区広域消防事務組合一般会計予算についてであります。内容は、歳入歳出それぞれ27億9,038万2千円と定めるものであります。予算に当たっては、必要な地方債を起すことのできる方法を定め、また、一時借入金の限度額は、庁舎建設もあり11億円と定め、平成29年度予算としたものであります。

主な内容は、本部、本署、支署の一般管理費が主であり、主な事業は、消防庁舎建設が継続されており、本年は完成年度でもあり、その費用が含まれております。

なお、新十津川町関係分は負担金として、本部共通負担金2,690万1千円、諸共通経費負担金で1億866万4千円、単独経費負担金で2,938万6千円の合計1億6,495万1千円あります。歳出においては、滝川消防署費のうち新十津川支署運営費として423万4千円、新十津川消防団費として1,629万4千円の合計2,052万8千円が計上されております。

この議案に関して、職員給与の負担に関する質問ほか1件がありましたが、原案のとおり可決したものであります。

議案第4号、滝川地区広域消防事務組合監査委員の選任についてであります。平成29年3月31日で任期満了になる監査委員の選任で、宮崎英彰氏を提案どおり選任について同意をしたものであります。

以上、会議に出席してまいりましたので、会議報告といたします。なお、詳細につきましては事務局に保管しますのでお目通しをいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を、進藤久美子君よりお願いいたします。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示がありましたので、去る2月21日開催の中空知衛生施設組合議会平成29年第1回定例会の報告をいたします。

冒頭、前田組合長より行政報告があり、2月13日、構成市町担当部課長会議を行った旨の報告がありました。

議案の内容につきましては、報告1件、議案4件でございました。

報告第1号は、例月現金出納検査についてでございます。平成28年10月分から12月分までの現金出納の結果、いずれも誤りは認められないとの内容で、監査委員からの報告があり、これを報告済みといたしました。

議案第1号は、監査委員の選任についてでございます。本組合監査委員宮崎英彰氏が平成29年5月28日付けで任期が満了となるため、後任として、宮崎英彰氏を再任するものでございます。これにつきましては承認されております。

議案第2号は、平成29年度中空知衛生施設組合一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億1,776万円とするものでございました。

議案第3号は、平成28年度中空知衛生施設組合一般会計補正予算についてでございます。これにつきましては、歳入のみの補正になり負担金の精査によるものと、動物用小型焼却施設負担金北空知分で金額に変更はございません。

ちなみに、本町の負担金の影響につきましては、457万5千円の負担金減になっております。

議案第4号は、滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例の第2条中第20号を第21号として、第19号の次に（20）滝川市行政財産使用料条例、（昭和51年滝川市条例第36号）を加えるものです。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでした。

議案第2号、第3号、第4号につきましては、いずれも原案どおり可決されております。

なお、議案書等は議会事務局にお届けをしておきますので、後ほどお目通し願います。

以上で、会期を1日といたしました中空知衛生施設組合議会平成29年第1回定例会のご報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、白石昇君よりお願いいたします。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） 皆さん、おはようございます。それでは、議長のご指示がございましたので、平成29年空知教育センター組合議会第1回定例会の報告をいたします。2月21日に開催をされております。

前田組合長の行政報告に続き、付議案件が報告第1号として、例月現金出納検査が宮崎監査委員から報告があり、特に指摘する事項はないということで承認をされました。

続いて、議案第1号から5号までを審議をいたしました。

まず最初に議案第1号、監査委員の選任についてでございます。宮崎委員が5月で任期満了となり、再度選任をするということで、決定を了承されました。

それから、議案第2号、教育委員の任命であります。夕張市の今勉氏が選任されました。

次に、平成29年度空知教育センター事業実施計画が決定をされました。

続いて第3号議案、平成29年度教育センター組合一般会計であります。一般会計は931万2千円が決定をされ、前年より3万円の減額となりました。なお、歳出については、議会費が47万1千円、総務費が31万4千円、教育費が847万7千円ということで、予備費が5万円ということでもあります。

続きまして、第4号議案、研修事業特別会計予算で492万円が決定をされました。歳入については、分担金が438万5千円、繰越金が53万5千円で合計492万円でございます。歳出につきましては、主に嘱託職員の1人分の給与が98万3千円。それから、研修講座に要する分担金が390万7千円であります。

それでは、最後に議案第5号であります。研究特別会計であります。研究特別会計は、368万8千円で歳入の分担金が340万1千円となっております。なお、繰越金が28万7千円という内容でございます。歳出については、事業費が365万8千円、予備費が3万円という内容であります。なお、この分につきましては、嘱託職員の給与が90万円と教育費の理論実践に要する経費が275万8千円という中身になっております。

なお、新十津川町の一般会計の分担金は21万9千円で、研修事業特別会計が15万8千円、研究事業特別会計が14万円で合計で51万7千円となっており、昨年から1千円の減額となっております。

続いて、事業実施計画を少し説明をさせていただきたいと思っております。

平成29年度の事業実施計画は、大きく3点の事業実施計画を掲げております。

第1点は、事業推進のテーマと基本方針ということで、事業推進テーマは、知識が知恵に変わるところ、空知教育センターということで進めていきたいということでもあります。それから、二つ目は、事業推進の基本方針ということで、生きる力を育む教育という、それをスローガンに進んでいきたいということでありました。

それから、第2点目については事業実施計画といたしまして、重点目標を掲げております。その最初の1点目の事業推進目標は、実践的指導の向上に資する研修活動ということで、3点ほどの講座、あるいは講師の派遣ということをしております。それから2点目については、今日的な課題の解明と主体的に活動するリーダーの養成に資する研究活動ということで、事業項目については、4点の事業項目を掲げております。課題の研究、課題研究成果の発信、課題研究活動の充実、課題研究協力員の派遣ということになっております。

最後に3点目ではありますが、教育活動の充実に資する情報発信の活動ということで、出前講座の開設、ホームページのリニューアル化、それから、ITサロンの充実、指導案の公開という、この三つの目標を掲げて本年は進むということになっております。

以上、ご報告を申し上げますが、詳細にわたっては事務局の方へ資料を置いておきますので、お目通しを願いたいと思っております。以上で、私の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を、杉本初美君よりお願いいたします。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、2月24日招集されました平成29年空知中部広域連合議会第1回定例会の報告をさせて

いただきます。

定例会の開会前に上砂川町議会から新たに選出された大内兆春議員と吉川洋議員が紹介されました。

午前10時、第1回定例会が開催され、会期を2月24日、1日間と決定。

例月現金出納検査報告、広域連合長による一般行政報告のあと、監査委員の選任が上告され、浦臼町の小松正年議員が選任されました。

引き続き、議案第1号、平成28年度空知中部広域連合一般会計補正予算第2号。議案第2号、平成28年度介護保険事業会計補正予算第2号。議案第3号、平成28年度国民健康保険事業会計補正予算第2号。議案第4号、平成28年度障害支援事業会計補正予算第2号が上程され、いずれも原案どおり可決されました。

その後、連合長より、平成29年度広域連合行政執行方針が表明され、介護保険事業にあっては広域体制による認知症対策の充実、強化の支援に努めること。また、今年度は平成30年からスタートする第7期介護保険事業計画の策定年となること。国民健康保険事業では、国民健康保険法が改正され、平成30年度から都道府県が財政責任の主体として事業運営されることとなり、新制度施行に向けた最終年となることから万全の準備を進めるとの執行方針が表明されました。

その後、消費税率10パーセントの引き上げが延期されることにより介護保険総合条例の一部の改正案が上程され、原案どおり可決しました。

引き続き、平成28年度の各会計予算が上程されました。

議案第5号、広域連合一部会計予算は5,290万円。

議案第6号、介護保険事業会計予算は32億9,423万3千円。

議案第7号、国民健康保険事業会計補正予算は43億9,600万円。

議案第8号、障害支援事業会計補正予算は570万円。各会計とも原案どおり可決され、第1回定例会を終了いたしました。

以上が、第1回定例会の内容ですが、資料は事務局に提出してありますので、後ほどお目通しください。以上で、報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

引き続き、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を、長名實君よりお願いいたします。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示がございましたので、去る2月28日開会されました中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

まず、例月現金出納検査報告についてであります。例月現金出納検査表に記載の計数等関係諸帳簿、証書類との計数確認を行い、月末における金融機関提出の預金残高証明書を照合した結果、一般会計及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められなかったと書面による報告がございました。

次に、議案第1号、平成28年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算。歳入歳出それぞれ410万4千円を減額するものでございます。主な減額につきましては、負担金の減額でございます。ちなみに、我がまち新十津川の減額は98万4千円、計2,554万4千円となったものでございます。

次に、議案第2号、平成29年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計の予算でございますが、歳入歳出それぞれ6億368万4千円とするものでございます。これにつきましては、我がまちの負担金は2,262万8千円となっております。

以上で、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告といたします。

詳しくは、所定の棚に置いときますので、お目通しをいただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、議員研修報告を願います。

安中経人君より報告願います。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） 議長よりご指示がありましたので、自主研修の報告をいたします。

議員、議会を考えることのテーマで、今回の研修を実施した分であります。

同じ考えのテーマを持っている笹木議員と共に受講してきましたので、代表して私から報告を申し上げるものでございます。

日時は、平成29年2月21日。場所は、福岡市において。

研修講座は、株式会社地方議会総合研修所が実施の適正な議員報酬を考えると、適正な議員定数を考えるであります。

講師は、主催する同研究所所長の廣瀬和彦氏。経歴は明治大学を卒業後、長く全国市議会議長会事務局に勤められ、現在は事務局法制参事であるとともに明治大学公共政策大学院講師も併せている方です。

講義は二コマで、初めに適正な議員報酬を考えるでした。議員報酬の意義、報酬決定要因など、昭和21年以前からの歴史的な背景など概念から入り、報酬の特殊性と海外の主要国との位置付け比較などが述べられ、中では実例を挙げるとともに全国の市町村議会の統計を下に報酬の推移、議員の専門化、年齢構成、女性比率と選挙競争率などから分析して講義がなされました。

これらの講義のあと、報酬の考え方、議会での扱う所管はどこにあるか、また、報酬算定の基準方式までを導き出して、我々が検討を必要とする場合の手順の一つの考え方について講義があったものであります。

ここでのポイントは、町側がやるべきでなく、いわゆる、執行側でやるべきでなく、これらは議長の所管であるということでもあります。

二つ目として、議会では議運ではなく、原則、総務委員会、あるいは、明確な理由により審議委員会の立ち上げになるということ。

三つ目は、第三者機関に諮るなどして、公聴会なども方法論として住民説明に必要とのこと。

四つ目は、特別職、幹部職員と議員の報酬の比較を分析する。次に、議員の活動日数の把握、類似自治体の調査比較などがポイントとなったものでございます。

次に、適正な議員定数を考える講義についてであります。多くは議員の適正な報酬を考える中かなり共通する内容であり、統計資料から分析していく講義が前段で行われ、定数の推移、報酬の推移、地方議員総数の推移、投票率と無投票選挙の現状などから諸外国

との比較をしたものであり、このあと自治法上の趣旨から、議員定数の適正なあり方について、法手続の方法論、定数と報酬に関する住民アンケートから見た住民の認識度、町の予算、決算における議会費の比率、住民1人当たりの負担額などをさらに統計資料使い分析を行い、議員定数の算定方式に一定の法則に従い算定していく手法についての講義であったものでございます。

ポイントは、講師の先生の独特な考え方によるものが大きく、人口比例方式、住民自治協議会方式、常任委員会方式など多面的に算定していく方式についてであったところであります。

これらから研修考察として簡単にまとめますと、今回の研修において考えられることは、1人の学者の講義ではあったが一定の考え方を持った講義であり大いに参考になったものであります。

まだまだほかの考え方も調査しなければいけないが、現状、我々の議会において定数、報酬について、いろいろな角度で分析や議員の職責とその対価となる報酬について、低利立てて検討しているような、ないような記憶にあることから、今後、住民の議会に対する認識と広報による議会の役目の浸透を図るとともに、議会のあり方について調査検討が必要と感じたものであります。

以上、簡単ではありますが研修報告といたします。なお、資料については事務局に保管しておきますので、参考にするなり、コピーするなり、それぞれにお任せすることとしたいとしております。以上、簡単ですが報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議員研修報告を終わります。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

ここで11時5分まで休憩いたします。

(午前10時55分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時5分)

◎委員会への付託の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、委員会への付託の報告を行います。

陳情等の委員会付託について、私から報告いたします。

本日までに受領した陳情等につきましては、お手元に配布いたしました陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたので報告いたします。

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成28年第4回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に行政報告の書面があると思いますので、主なものを説明させていただきます。

はじめに総務課関係から申し上げます。

叙勲及び表彰であります。

32年の永きにわたり、民生委員・児童委員として、また、当該協議会会長として本町の福祉増進にご尽力され、昨年12月1日にご逝去されました故、浅野宏様が厚生労働大臣特別表彰を受賞され、2月14日ご遺族に伝達をいたしました。加えて、永年、特定郵便局長として郵政事業の推進にご貢献されましたので、叙位、従六位、特別叙勲、瑞宝双光章が授与され、2月28日受章の報告を受けたところでございます。

次に、感謝状でありますけれども、ご寄附をいただきました、ご主人の生前の御礼として多額のご浄財をいただきました、大和区、丸山ヒデ子様、中央区、浅野順子様、新十津川町表彰条例に基づき、それぞれ感謝状を贈呈させていただきました。

2ページをお開き願いたいと思います。

J R札沼線の関係につきましては、それぞれ各常任委員会に報告をさせていただいているところでありますけれども、内容は割愛させていただきますけれども、5月21日に予定をしております札沼線を利用した歴史街道バスツアーでありますけれども、現在、25名のキャンセル待ちが出ているということでありまして、前段、この時だけでも良いPRになっているというふうに思いますので、当日は、さらに本町の魅力を伝えていきたいというふうに考えております。

もう1点、嬉しいニュースがありまして、トラベルミステリー作家であります西村京太郎さん、また、母村の観光大使にもなっておりますけれども、今般、「札沼線の愛と死、新十津川町に行く」というふうに、このように出版をいただきました。2月15日初版ということで、出版された内容になってございます。廃線の危機に揺れる小さな町新十津川に現れたのは、救世主か悪魔かというミステリーな内容となっておりまして、現在、廃線が取り沙汰されている状況や、人口減少問題に向き合ったフィクションでありながら、我々が読むとノンフィクションの部分もあり、我がまちにとっては、またとない知名度を高める最高の宣伝として後押しをいただいているというふうに考えております。改めて、著者の西村京太郎氏には、このタイムリーの中で出版をいただいたことに感謝を申し上げます。

また、当班の調べでは、新書ノベルズの週刊ベストセラーの1位になっていることも申し添えさせていただきたいというふうに思います。是非、この本をご一読していただければありがたいというふうに思っているところでございます。

次に、消防関係であります。

昨年1年間の消防の出動関係ですが、火災件数は、5件。その内4件が建物火災でした。また、滝川地区広域消防事務組合火災出動指令により、新十津川支署から10トン水槽車により11回、滝川市及び雨竜町の火災に出動をいたしました。救急出動件数は253件、搬送人員は236人で、前年と比べ出動件数で26件、搬送人員で19人の増となりました。新十津川町の事故種別では、急病が176件で最も多く、次いで一般負傷が33件、その次に交通事故が17件となっております。

ちょっとここには記載はないわけではありますが、もう1点悲しいことを申し添えさせていただきたいというふうに思います。新十津川支署で勤務をしておりました平松消防士が、3月3日、勤務中のことではありますが、のどの調子が良くなかったという

ことでありますけれども、急に呼吸が苦しくなり、3月3日の21時58分、救急車により滝川市立病院に搬送され応急処置をされるものの呼吸停止となり、23時32分、急性喉頭蓋炎になり死去をされました。非常に残念なことでありますけれども、25年11か月の勤務、まだ44歳、支署の庶務係長として中核として働いていた人材を失ったことは、痛恨の極みで残念でなりませんけれども、心より安らかなご冥福を祈るばかりでございます。

続きまして、住民課関係で人口動態であります。

平成28年1月から12月までの1年間の人口動態を見ますと、まず、自然動態では、出生数は28人、死亡者数は91人で63人の減となりました。また、社会動態では転入者194人に対し、転出者は207人で13人の減という状況で、平成28年は全体で76人の人口減少となりました。

続いて、2月28日現在の人口動態は、人口が6,769人で前年同期と比べ88人の減少となっており、世帯数は2,979戸で前年同期と比べ5戸の増でございます。

65歳以上の高齢者数をみますと、2,533人と前年同期と比べ20人増加し、高齢化率は37.4パーセントと前年同期と比べ0.82ポイントの増となっております。

4ページをお開き願いたいと思います。

下段の方でありますけれども、環境衛生、塵芥処理でございます。

センサー式の赤色回転灯や監視カメラ、啓発看板の設置等による防止対策は講じているものの、不法投棄は発生している状況でございます。12月1日から1月31日までの不法投棄件数は、1件ございました。

一般廃棄物の処理状況は、12月1日から1月31日までで、可燃ごみ129トン、不燃ごみ10トン、生ごみ74トン、粗大ごみ2トン、資源ごみ56トンとなっており、前年同期と比べ、全体的に減少傾向になってございます。このことは、町民の皆様方のご協力によるごみの減量化の取組みの成果が表れているものと考えてございます。

次に、保健福祉課関係でございます。6ページをお開き願いたいと思います。

まず、ゆめりあ部会でありますけれども、この部会の活動につきましては、書道部会が小学校の冬休み期間を利用して、ふれあい体験教室を開催し、10人の児童が参加いたしました。毛筆の使い方の指導を受け、世代間交流が図られたところでございます。

下段でありますけれども、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の関係でございます。2月28日現在の児童手当受給対象児童数は、642人となっております。児童扶養手当の受給者は79人で、前年同期と比べ3人の減で、そのうち4人が父子家庭でございます。特別児童扶養手当受給者数は21人となっております。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

中ほどの高齢者等除雪サービスでございます。

在宅高齢者の玄関前とベランダの除雪サービス事業では、2月28日現在で34人が申込みされ、前年同期と比べ5人の減となっております。また、昨年度から実施をしております高齢者世帯等除雪費助成事業では、2月28日現在で72世帯の利用申請があり、前年同期と比べ20世帯、率にして38.5パーセントの増となっており、本事業の浸透がしてきている状況と見受けられます。

次に、介護保険の関係でございます。

1月31日現在で401人で、前年同期と比べ16人の減となっております。

次に、地域生活支援事業でございます。

地域事情や利用者のニーズに応じてサービスを実施をする地域生活支援事業は、2月28日現在で日常生活用具給付174件、日常生活移動支援が98件、訪問入浴支援が25件となっております。

続きまして、10ページをお開き願いたいと思います。

産業振興課関係について申し上げます。

農政の関係でありますけれども、昨年12月20日、北海道から本町に対し、平成29年産米の生産数量目標1万9,911トン、面積換算で3,499ヘクタールが通知されました。平成28年産米と比較をすると1,015トン、165ヘクタールの増加となっております。平成28年産米は、適正在庫や価格浮揚を目的に設定された自主的取組参考値を基本に配分をしてまいりましたが、全国的に主食用米の作付が減少し、自主的取組参考値によることのない配分が可能となる見込みであることから、平成29年産米は生産数量目標を基本に生産調整に取り組むこととなりました。これを受け、2月21日の地域農業再生協議会を経て、3月2日に平成29年産米の生産数量配分会議が開催され、配分方法など各農業者へ示したところでございます。現在、農業者の水稲作付希望面積と配分面積では、37ヘクタール不足の状況でありましたが、地域間調整で希望どおり水稲作付が可能となることを申し添えさせていただきます。

次に、ここに記載がありませんけれども、農業関係で2点追加をさせていただきます。

1点目は、農業共済組合の関係でございます。本年3月1日より空知、上川、留萌、宗谷の4管内にあります空知中央、南空知、中空知、北空知、上川北、富良野地区、上川中央、留萌地区、宗谷地区の9農業共済組合が合併し、北海道中央農業共済組合となりました。事務所は、深川市内に置き、業務を効率化し、組織基盤を強めるものでございます。水稲、畑作、酪農が盛んな各地域の合併で、農畜産物に偏りのないバランスの良い組合となり、リスク分散の面で経営が安定することが合併の狙いで、カバーする地域は、道内で最大となったところでございます。

もう1点、JAピンネの表彰の関係でございます。この度、全国農業協同組合中央会から平成28年度優良農業協同組合として、JAピンネが3月10日、全中の通常総会の席上で栄えある表彰を受けることになりました。表彰理由としては、多岐にわたり経営が安定し、財政基盤が強固なものになっていること、そして、農作物の集荷が高いことなどが認められたと聞いております。今回、表彰されるJAは、全国から7農協であり、そのうち北海道からは唯一JAピンネが表彰を受けるものでございます。この度の表彰は、JAピンネ傘下の組合員相互理解と連携協力や、それぞれの努力の積み重ねがあって、JAピンネが評価を受けたものであり、農業を基盤とする本町にとって、誇り思うとともに、心からお祝いを申し上げるところでございます。

続きまして、12ページをお開き願いたいと思います。

中小企業応援事業の関係でございます。

平成28年度における助成は、2月28日現在で、店舗等整備事業が3件で302万1千円、商工観光活性化事業が1件で18万4千円となっております。

観光イベントについては、ふるさとまつり実行委員会主催の第26回しんとつかわ雪まつりが1月29日、北中央公園を会場に開催されました。当日は、天候にも恵まれた良い日に

なり、町内外から約4,500人の来場者があり、新十津川の冬の1日を楽しんでいただいたところでございます。本年度の主な観光イベントは、雪まつりで終了いたしました。平成28年度の本町の5大観光イベントの入込実績は、合計で1万9,800人となったところでございます。

PRキャラクターの関係でございます。

観光PRキャラクターとつかわこめぞーにつきましては、町のPR活動のため、町内外において各種イベント等に出演をしていますが、平成28年度においては、2月28日現在で、町内では、ふるさとまつり、味覚まつり、STV24時間テレビ募金応援隊、雪まつり等で7件、町外では、札幌ビアガーデン、日本ハムファイターズ小学生招待試合、さっぽろ雪まつり等で8件の出演をしたところでございます。

建設課関係でございます。

最初に冬期除排雪等でございますが、2月28日現在における除雪センターでの降雪量は、4メートル43で、昨年より3メートル72少なく、また、積雪深は61センチで、昨年より57センチ少なくなっており、まちで平成14年度より観測をしてから最も少雪となっているところでございます。今シーズンの除雪作業は、11月6日の初出動以降24回で、昨年に比べ19回の減となっております。

なお、排雪作業につきましては、1月5日から1月28日までの17日間にわたって実施をしたところでございます。

次に、国営土地改良事業樺戸二期地区について報告をさせていただきます。

平成27年5月より、徳富ダム注水工、総富地頭首工などの供用開始がされ、平成28年度に施設の一部不具合の改修も本年2月に終了し、平成28年度に地区完了を迎えました。このことにより、新十津川町、浦臼町、月形町、雨竜町への徳富ダムからのかんがい用水が安心して適正に配水され、農業生産体制が確立されたところでございます。

今後は地区完了により、本年10月に国営土地改良事業樺戸・樺戸二期地区の完工式及び祝賀会を開催すべく、国と協議をしながら準備を進めてまいるところでございます。

以上をもちまして、平成28年第4回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 皆さん、おはようございます。それでは、議長のご指示をいただきましたので、平成28年第4回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。

お手元の教育行政報告により、主なものを申し上げます。

最初に教育委員会の開催ですが、12月の町議会定例会以降、3回定例教育委員会を開いております。

12月15日の定例会では、報告4件の説明を行いました。報告第46号では、いじめの状況等に関する調査結果について報告いたしました。これは、11月に小中学校で実施した、いじめの状況等に関する調査で、小学校2件、中学校1件の計3件、いじめとして認定した

事案があり、教育委員に報告したものであります。

小、中学校において、対象児童生徒からの聞き取りに基づき、速やかに学校教職員全体で情報の共有を行い、保護者への説明、本人へのケアを行っております。また、一過性のことと判断せず、継続して対象クラスの生活や授業状況の見守りを行っている旨、報告いたしました。

1月13日の定例会では、報告4件の説明を行いました。報告第4号で、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について報告しています。本町では、小中学生とも全国、全道平均を上回った項目がいくつもありますが、これに比例して1週間の総運動時間も同様に全国、全道平均を上回っている状況にあります。

2月16日の定例会では、報告3件と議案3件の説明を行いました。議案第2号と3号は、本町議会定例会に上程し、議決を経るべき議案とすることに同意することについて、ご審議いただきました。

視察、研修等ですが、2月16日、教育委員によるそっち岳スキー場視察と、給食センターで学校給食を試食いたしました。そっち岳スキー場は、同日、新小の1年生と5年生がスキー遠足で利用しており、併せて、滝川市内の小学校児童もスキー学習で利用されておりました。学校給食の試食は、今年度調理業務を委託したこともあり、教育委員に定期的に試食いただいております。

次に、町長主宰の総合教育会議が2月16日に開かれ、教育委員と共に出席いたしました。協議事項は2点あり、1点目は、成果指標の見直しや、学習指導要領の改正を見据えた新十津川町教育の振興に関する施策の大綱の変更について。2点目は、教育関連の平成29年度における重点施策について審議いたしました。

続きまして、2ページに移ります。平成29年度の小中学校学級編成の見込みですが、普通学級は、今年度同様の小中学校とも1学年2学級の小学校12学級、中学校6学級です。特別支援学級は、小学校は今年度同様で、知的、情緒、病弱、言語の4学級となり、中学校は、病弱、言語障害生徒の在籍がなくなることから、知的、情緒の2学級となります。

なお、平成29年度の新小学1年生は、2月7日に行われた新入学児童一日体験入学行事欄にも記載しておりますが、現在のところ54人の予定であります。

小学校関係ですが、12月7日、議長のご配慮をいただき、新小の6年生が社会の授業で平成28年第4回町議会定例会を初めて傍聴いたしました。町の取組みや議会の様子を児童それぞれが、直接感じ取ることができる充実した授業となりました。

12月8日、初めての試みとして、北海道日本ハムファイターズ1軍チーフトレーナーの福島芳宏氏にご来町いただき、小学4年、5年、6年生と中学2年生の授業でストレッチや体幹トレーニングの指導をしていただきました。

中学校の関係ですが、2月3日、1年生を対象としてLINE株式会社の方による、LINEの正しい使い方など、情報機器に関する講演会を行いました。

3ページに移り、1月7日、第43回北海道教育美術展で、造形的作品として評価された中学1年の長尾七海さんの作品が奨励賞に、3年の秋山りのさんは、2年連続の入選に輝いております。

部活動の成績です。剣道部ですが、1月の9日に千歳市で開催された北海道中学校新人剣道大会で、女子が団体で初優勝いたしました。

また、吹奏楽部ですが、空知大会を勝ち抜き、2月18日に江別市で開催された北海道アンサンブルコンクールにおいて、木管8重奏で、見事、金賞を獲得いたしました。

4ページに移りまして、中学3年生の進路の関係ですが、卒業生57人全員が進学を希望しています。受験校の主な内訳では、新十津川農業高等学校10人、滝川高等学校10人、滝川西高等学校24人、滝川工業高等学校4人などであり、生徒の夢や希望に向けた進路となっております。公立高校の一般入試が、明日3月7日に行われ、合格発表は17日に行われます。また、私立高校受験者など、すでに合格の報告を受けている生徒もおりますが、受験者全員が希望する学校に合格されるよう念願しているところです。

次に、学力向上についてですが、確かな学び推進会議における学力向上実践策として、冬休みにおける学習サポート事業、やまびこを4回実施いたしました。大勢のボランティアの方の協力をいただき、子供達に個々のつまずきの解消や、学習習慣を身につけるよう指導していただきました。

5ページに移り、新十津川農業高校関係についてでございます。去る3月1日に卒業授与式が、厳粛な中に執行され32人が卒業しました。卒業生の進路の状況であります。進学が7人、就職等が25人となっております。

平成29年度の入学出願状況についてであります。40人定員のところ31人の出願希望で、倍率は昨年同様0.8倍となっております。少子化等の要因により、町外からの受験者が減少傾向にある状況にあります。なお、空知全体における公立高校の平均受験倍率は0.9倍となっております。新十津川農業高校につきましては、今後も学校全体で、さらに地域との繋がりをしっかり持たせ、北海道農業を支える人材となる農業高校の役割をしっかりと持ち、定員の確保ができるよう、町教委といたしましても高校と連携を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、給食センター関係であります。1月20日に昨年のいわみざわパン甲子園で、新十津川農業高校がアイデア賞を受賞した、きな茶まめパンを新小、新中、新十津川農業高校の給食に提供いたしました。また、子供達が楽しみにしております恒例のバイキング給食は、2月10日、中学3年生を対象に、2月23日は、雨竜町の小学6年生と中学3年生を対象に、3月2日には、小学6年生を対象に卒業時の思い出に残る給食として行いました。

続きまして、6ページをお開き願います。子ども会育成者連絡協議会主催による、第39回全町子ども会かるた大会が、1月9日、冬休み中の伝統行事として開催されました。子ども会会員が、昨年より2チーム多い32チーム、108人の参加をいただき、ご家族や関係者の応援を受け熱戦を繰り広げました。

本町の代表となった文京区子ども会チームが、1月28日に栗山町で開催されました北海道子どもかるた大会空知地区予選会に出場いたしました。結果は善戦及ばず、1、2回戦で敗退いたしました。

7ページに移りますが、成人式が去る1月8日、49人出席のもと、華やかですがすがしい中、厳粛に執り行われました。また、今年は愛郷心を育むための初めての試みとして、新成人、ご家族、ご来賓など出席者全員で町民憲章を朗読いたしました。

新十津川スキー連盟主催による第10回の節目となるそっち岳スキー大会が、2月19日に幼児から一般まで、75人の参加のもと盛大に開催されました。

そっち岳スキー場の利用状況についてであります。2月末現在のリフトの乗車人数及

びリフト料金については、前年同期と比べ減少している状況でございます。

続きまして、生涯スポーツ推進事業ですが、各メニューとも幅広い年齢の方にご参加いただき、盛況のうちに終了しております。1月15日にはスポーツセンターで、宙に張った幅5センチメートルのベルトの上を歩くスポーツ、スラックライン体験会が行われました。インストラクター9人による指導を受け、幼児から大人まで43人が参加し、初めてのスポーツに挑戦いたしました。

8ページに移りまして、2月12日にスポーツセンターにおきまして、全国大会常連校の札幌山の手高校女子バスケットボール部の上島正光コーチによるバスケットボールクリニックが行われました。小中学生31人が参加し、シュートの仕方など実技を交えて指導を受けました。

続きまして、9ページに移りますが、図書館関係についてであります。2月末現在における貸出し冊数、貸出人数ともに減少している状況にあります。行事関係では、特別事業として、おすすめの本を3冊入れた年越し、新春福袋を行い、本と親しむ取組みを行いました。

10ページに移りますが、新小学級おはなし会として、図書館司書が新小に出向き、12月と2月に計3回読み聞かせを行い、読書啓発活動を行いました。また、小中学校への配本につきましては、学校図書館司書と連携を図りながら計画的に行っております。

以上もちまして、平成28年第4回定例会以降の教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時41分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎議案第1号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第1号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第1号、新十津川町税条例等の一部改正について。

新十津川町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございますが、6ページをお開き願いたいと思います。

提案理由といたしまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、新十津川町税条例等について所要の改正を行う必要があるため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよ

ろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑晃君登壇〕

○住民課長（中畑晃君） 議長からご指示をいただきましたので、議案第1号、新十津川町税条例等の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

それでは、議案書に沿って説明させていただきますが、新旧対照表の方も併せてご覧願います。

まず第1条といたしまして、新十津川町税条例の一部改正でございますが、これは、附則7条の3の2第1項を改正するものでございます。

この規定の内容でございますが、ここでは、個人住民税における住宅ローン控除の制度に関する規定でございますが、この適用期限の延長を目的としてございます。居住する適用期限が、これまで平成31年となっていたところでございますけれども、これを2年間延長しまして平成33年までとすることとございます。これに合わせまして、控除期間10年間あるわけでございますが、この控除期間においても適用期限を平成43年度までとする内容でございます。新旧対照表では、1ページ目に当たりますのでご確認を願います。

次に、第2条について説明させていただきます。

第2条は、新十津川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正といたしまして、第2条の改正規定は、昨年12月の第4回定例会におきまして、新十津川町税条例等の一部を改正する条例について提案し、可決成立させていただいたところでございますけれども、その提案時にご説明申し上げましたとおり、消費税率の引き上げ時期の変更に伴いまして、影響の出る部分については、この3月の議会において施行期日を改めさせていただきますと申し上げたところでございますけれども、消費税率の引き上げ日に合わせるべく改正する内容となっております。

具体的に申し上げますと、消費税の引き上げに伴う地方法人課税の偏在を是正する改正部分があったが、この部分と消費税の引き上げに伴って廃止される自動車取得税、これに代わるものとして整備される軽自動車税の見直し部分、この2点について施行日を2年6か月延期しまして、平成29年4月1日から平成31年10月1日に施行日を改正するものでございます。

なお、改正文は大変ボリュームのある内容となっておりますけれども、各条の規定内容は前回説明させていただきましたものと変わりなく、施行日を改正する以外に変更ございませんので、以上をもちまして、新十津川町税条例等の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとしているところでございます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第2号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第2号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第6号。

平成28年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億4,071万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,030万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

なお、内容の説明につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第2号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第6号について、内容の説明を申し上げます。

18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

1款、町税。補正額5,774万円の増額、計5億8,191万6千円で、町民税を当初予算で固く見込んでいたものが増額となったことと、固定資産税において、償却資産の申告が多かったことによる増額でございます。

6款、地方消費税交付金。補正額337万8千円の減額、計1億1,662万2千円で、交付額決定による減額でございます。

9款、地方特例交付金。補正額117万円の増額、計247万円で、交付額決定による増額でございます。

10款、地方交付税。補正額2億3,377万2千円の増額、計31億6,877万2千円で、交付額決定による増額でございます。

12款、分担金及び負担金。補正額340万3千円の増額、計6,395万8千円。

13款、使用料及び手数料。補正額37万3千円の減額、計1億2,854万円。

14款、国庫支出金。補正額2,133万6千円の増額、計4億1,794万円で、国民健康保険基盤安定事業負担金79万7千円、中山間地域所得向上支援補助金3,850万円、個人番号カード交付事業補助金109万円の増額から、各事業実績に応じた減額分を差し引いたものでございます。

15款、道支出金。補正額565万6千円の減額、計4億7,531万1千円で、児童手当負担金110万3千円の減額、国民健康保険基盤安定事業負担金180万3千円の減額、北海道青年就農給付金事業費補助金150万円の減額等によるものでございます。

16款、財産収入。補正額3,618万7千円の増額、計1億386万円で、基金運用により増額となったものでございます。

17款、寄附金。補正額3,000万円の減額、計7,200万1千円は、ふるさと応援寄附金が見込みより少なかったことによるものでございます。

18款、繰入金。補正額18億1,524万5千円の増額、計20億1,410万9千円で、財源調整のための増額でございます。

19款、繰越金。補正額561万円の増額、計1億5,000万円で、前年度の繰越分でございます。

20款、諸収入。補正額415万7千円の増額、計1億8,356万2千円で、有害鳥獣駆除負担金447万3千円、救急排水施設操作委託金193万8千円、派遣職員人件費負担金449万8千円、いきいきふるさと推進事業助成金170万円等の増額から各事業実績に応じた減額分を差し引いたものでございます。

21款、町債。補正額1億150万円の増額、計7億6,714万3千円で、過疎地域自立促進特別事業債7,820万円、除雪機械整備事業債130万円、排水路改修事業債3,060万円等の増額から、行政区自治会館整備事業債370万円、消防車両更新事業債170万円、道路照明更新事業債200万円等の減額分を差し引いたものでございます。

歳入合計、補正額22億4,071万3千円、計83億6,030万4千円となります。

続きまして、歳出。

1款、議会費。補正額68万4千円の減額、計5,262万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

2款、総務費。補正額22億2,998万8千円の増額、計31億7,791万3千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金98万6千円、地方債2,780万円、その他116万1千円、一般財源は22億4万1千円でございます。

3款、民生費。補正額1億7,580万3千円の増額、計9億3,786万円。財源内訳は、特定財源で国道支出金928万円の減額、地方債160万円の減額、その他2,041万5千円の減額、一般財源2億709万8千円の増額でございます。

4款、衛生費。補正額7,244万6千円の減額、計5億288万2千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金263万9千円の減額、地方債340万円の増額、その他4,465万2千円の減額、一般財源は2,855万5千円の減額でございます。

6款、農林水産業費。補正額1,314万8千円の減額、計4億6,527万3千円。財源内訳は特定財源で国道支出金113万3千円の減額、地方債150万円の増額、その他447万3千円の増額、一般財源1,798万8千円の減額でございます。

7款、商工費。補正額507万1千円の減額、計2億2,036万7千円。財源内訳は、特定財

源で国道支出金115万円の減額、地方債1,250万円の増額、その他670万円の減額、一般財源は972万1千円の減額でございます。

8款、土木費。補正額7,248万6千円の増額、計8億598万2千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金2,899万4千円の増額、地方債4,880万円の増額、その他26万5千円の増額、一般財源は557万3千円の減額でございます。

9款、消防費。補正額913万円の減額、計2億5,654万7千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金48万円の減額、地方債170万円の減額、その他206万7千円の増額、一般財源は901万7千円の減額でございます。

10款、教育費。補正額3,789万4千円の減額、計4億3,033万7千円。財源内訳は、特定財源で地方債1,160万円の増額、その他6,565万2千円の減額、一般財源1,615万8千円の増額でございます。

11款、災害復旧費。補正額493万7千円の減額、計5,733万3千円。財源内訳は、特定財源で地方債80万円の減額、その他357万4千円の増額、一般財源は771万1千円の減額でございます。

12款、公債費。補正額8,530万1千円の減額、計5億5,739万2千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

13款、職員費。補正額895万3千円の減額、計8億6,516万2千円。財源内訳は、特定財源でその他449万8千円の増額、一般財源は1,345万1千円の減額でございます。

歳出合計、補正額22億4,071万3千円、計83億6,030万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金1,529万8千円の増額、地方債1億150万円の増額、その他1億2,138万1千円の減額、一般財源は22億4,529万6千円の増額でございます。

14ページをお開きください。繰越明許費補正についてご説明申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステム管理事業52万7千円は、来年度実施することとなった分の個人番号カード交付事務事業費を繰り越すものでございます。

河川維持管理事業7,800万円は、国の2次補正で採択された上4号線排水路改修工事に係る事業費を繰り越すものでございます。

公営住宅維持管理事務2,581万2千円は、平成29年度に予定していたトップ団地A棟18戸の外壁塗装工事を事業繰越が可能な本年度社会資本整備総合交付金事業として採択されたことから、その事業費を繰り越すものでございます。

林業施設現年度災害復旧事業4,234万7千円は、平成28年第4回定例会で補正決定をいただいた事業で事業費の確定によりこれを繰り越すものでございます。

続きまして15ページ、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

債務負担行為の期間の変更でございます。

スクールバス購入事業におきまして、購入までに相当の年数を要することから、その期間を平成28年度から平成30年度までとしていたものを、平成28年度から平成32年度までとするものでございます。

続きまして16ページ、地方債補正についてご説明を申し上げます。

すべて限度額のみについて変更をするものでございます。

行政区自治会館整備事業債。補正前限度額2億580万円を補正後限度額2億210万円に減額するものでございます。

過疎地域自立促進特別事業債。補正前限度額9,470万円を補正後限度額1億7,290万円に増額するものでございます。

ごみ処理施設整備事業債。補正前限度額560万円を補正後限度額530万円に減額するものでございます。

除雪機械整備事業債。補正前限度額2,230万円を補正後限度額2,360万円に増額するものでございます。

橋りょう長寿命化事業債。補正前限度額1,640万円を補正後限度額1,690万円に増額するものでございます。

公園長寿命化事業債。補正前限度額570万円を補正後限度額510万円に減額するものでございます。

排水路改修事業債。補正前限度額570万円を補正後限度額3,630万円に増額するものでございます。

消防車両更新事業債。補正前限度額6,470万円を補正後限度額6,300万円に減額するものでございます。

現年度発生単独災害復旧事業債。補正前限度額300万円を補正後限度額220万円に減額するものでございます。

道路照明更新事業債。補正前限度額1,630万円を補正後限度額1,430万円に減額するものでございます。

地方債補正の説明は以上のとおりでございます。

続きまして、歳出の補正内容を申し上げます。

歳出の内容につきましては、別添資料で歳出一覧表を配布させていただいてございます。資料には右端の欄に補正理由が記載してございますので、ご参考にしていただければと思います。

なお、補正理由欄に実績見込みによる減額と記載してございます事業は、実績見込みで執行残が発生するため、それを減額補正するものでございますので、一部未執行など特段の理由があるもの以外のもにつきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

また、補正額はゼロでございますが、過疎債等の充当による財源の振り替えを行う事業につきましては、資料に記載しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。

それでは、54ページ、55ページをお開き願います。

1款1項1目議会費。補正額68万4千円の減額、計5,262万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に、56ページ、57ページ。

2款1項1目一般管理費。補正額248万4千円の減額、計3,152万9千円。財源内訳は、すべて一般財源です。

次に、3目財産管理費。補正額22億7,772万1千円の増額、計26億1,765万5千円。財源内訳で、特定財源として地方債2,500万円は、過疎地域自立促進特別事業債、その他で基金運用利息1,151万5千円、一般財源は22億4,120万6千円でございます。内容で主なものを申し上げます。2番、普通財産管理事務1,291万8千円の減額でございますが、これは旧北海道開発局官舎の土地、建物等の購入費が安価であったことによるものでございます。

58ページ、59ページにお移りいただきまして、9番、庁舎建設基金積立金5億3,792,500千円は、現在の基金積立額1億8,500万円に積み増しをするものでございます。

11番、公共施設整備基金積立金17億5,955万1千円は、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の維持管理におきましては、今後大規模改修を含め相当額の維持管理経費が必要となる見込みでありますことから、これに対応するための基金に積み立てを行うものでございます。

次に、4目文書広報費。補正額10万8千円の減額、計617万4千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

続きまして、5目企画費。補正額735万2千円の減額、計8,807万6千円。財源内訳は、特定財源で地方債500万円。これは過疎地域自立促進特別事業債で、定住促進対策事業に充当するものでございます。その他、ふるさと応援基金繰入金19万5千円の減額。一般財源は1,215万7千円の減額でございます。

次に、6目交通安全対策費。補正額36万2千円の減額、計995万4千円。財源内訳は、特定財源で地方債100万円。これは、過疎債を財源充当するものでございます。一般財源は136万2千円の減額でございます。

次に、7目町有林造成管理費。補正額20万2千円の減額、計247万6千円、財源内訳は、すべて一般財源でございます。

60ページ、61ページをお開き願います。

9目行政区費。補正額513万3千円の減額、計2億2,874万6千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金29万1千円の増額。これは、国の社会資本整備総合交付金でございます。地方債370万円の減額ですが、これは、行政区自治会館整備事業債でございます。一般財源は172万4千円の減額でございます。

10目諸費。補正額3,044万5千円の減額、計1億4,593万3千円。財源内訳は、特定財源でその他878万5千円の減額。これは、基金運用利息2,121万5千円の増額分と、ふるさと応援寄附金3,000万円の減額分によるものでございます。一般財源は2,166万円の減額でございます。内容の説明を申し上げます。3番、ふるさと応援寄附金推進事業2,166万円の減額ですが、これは、当該寄附金額が当初見込んだ寄附金額を下回ったことによるものでございまして、事業番号8番のふるさと応援基金積立金2,936万2千円の減額も同様の理由でございます。

次に、3項1目戸籍住民登録費。補正額65万8千円の増額、計2,013万円。財源内訳は特定財源で、国道支出金109万円の増額。これは、個人番号カード交付事業補助金でございます。地方債50万円の増額は誕生記念品贈呈事業に充当するものでございます。一般財源は93万2千円の減額でございます。主な内容の説明を申し上げます。3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業109万円は、全国の自治体が個人番号カードの発行事務などを委任する地方公共団体情報システム機構に対して支払う交付金を計上するものでございます。

62ページ、63ページをお開き願いたいと思います。

4項2目参議院議員選挙費。補正額104万1千円の減額、計534万3千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金39万5千円の減額。これは、道補助金で参議院議員選挙費委託金でございます。一般財源は64万6千円の減額。

次に、3目土地改良区総代選挙費。補正額126万4千円の減額、計40万円。財源内訳は、特定財源でその他で137万4千円の減額で、これは、土地改良区総代選挙委託金でございます。一般財源は110万円。内容の説明を申し上げます。1番、土地改良区総代選挙事務126万4千円の減額は、当該、総代選挙が投票に至らなかったことによるものでございます。

64ページ、65ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額48万5千円の減額、計1億526万3千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金162万6千円の減額。これは、国の臨時福祉給付金支給事業補助金でございます。地方債は800万円の減額で、過疎地域自立促進特別事業債でございます。その他で基金運用利息164万1千円。一般財源は750万円でございます。

次に、2目高齢者福祉費。補正額1,600万7千円の減額、計1億7,283万2千円。財源内訳は、特定財源でその他405万1千円の減額。これは、介護予防通所サービス利用料68万円の減額、指定介護予防支援事業収入45万3千円の減額、介護予防・日常生活総合支援事業負担金291万8千円の減額、これらを合わせたものでございます。一般財源は1,195万6千円の減額となります。

次に、64ページから67ページにかけまして、ご覧いただきたいと思っております。

3目障害者福祉費。補正額87万7千円の減額、計2億5,829万7千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金19万2千円の減額で、これは、国と道の地域生活支援事業費等補助金の実績見込みによる減額でございます。一般財源は68万5千円の減額。

次に、2項1目児童福祉費。補正額1億9,317万2千円の増額、計4億146万8千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金746万2千円の減額で、これは、児童手当交付金6等の減額でございます。地方債は過疎債640万円を子ども生活応援事業と新十津川保育園管理運営事業に充当するものでございます。その他財源は基金運用利息135万6千円の増額と子ども夢基金繰入金1,936万1千円の減額でございます。一般財源は2億1,223万9千円。主な内容の説明をいたします。8番、子ども夢基金積立金2億135万6千円は、本町が進めます子育て支援に係る取組みの財源確保のために積立てを行うものでございます。

68ページ、69ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額5,214万6千円の減額、計2億2,943万7千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金199万円の減額で、国と道からの国民健康保険基盤安定事業負担金と道からの後期高齢者医療基盤安定事業負担金の増減によるものでございます。一般財源は5,015万6千円の減額。主な事業の内容を申し上げます。1番、救急医療啓発普及事業負担金4千円の増額でございますが、これは、空知医師会所属の会員数が減ったことによりまして、会員割額が増加したことによるものでございます。

4番、小児救急医療支援事業負担金3万3千円の増額でございますが、これは、北海道からの補助金が当初予定額を下回ったことから、当該不足分を補てんするためのものでございます。

次に、2目環境衛生費。補正額274万1千円の減額、計711万2千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金64万9千円の減額で、浄化槽設置整備補助金の減によるものでございます。一般財源は209万2千円の減額でございます。

次に、3目福祉医療費。補正額ゼロ。これは財源更正で、特定財源、その他財源の子ども

も夢基金繰入金を2,187万4千円減額し、過疎債250万円を増額し、一般財源1,937万4千円とするものでございます。

次に、68ページから71ページに渡ってご覧願いたいと思います。

4目予防費。補正額624万6千円の減額、計1,710万円。財源内訳は、特定財源で地方債40万円は過疎債。その他で1,534万8千円の減額は、子ども夢基金繰入金1,501万円の減額、高齢者インフルエンザ予防接種助成金の減額9万6千円の減額、高齢者肺炎球菌予防接種助成金24万2千円の減額を合わせたものでございます。一般財源は870万2千円でございます。

5目健康づくり推進費。補正額496万4千円の減額、計2,302万5千円。財源内訳は、特定財源で地方債80万円、これは、過疎債。その他で子ども夢基金繰入金671万6千円の減額、成人健康検査負担金4万3千円の減額、ヘルスアップ事業国保助成金27万1千円の減額、がん検診負担金3万1千円の減額を合わせたものでございます。一般財源は129万7千円の増額でございます。

次に、6目上水道費。補正額17万3千円の減額、計2,269万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に、70ページから73ページに渡ってご覧願います。

2項1目塵芥処理費。補正額548万4千円の減額、計1億3,948万1千円。財源内訳は、特定財源で地方債30万円の減額。これは、ごみ処理施設整備事業債でございます。一般財源は518万4千円の減額でございます。

2目し尿処理費。補正額69万2千円の減額、計1,523万8千円。財源内訳は、特定財源でその他36万9千円の減額。これは、し尿くみ取り手数料でございます。一般財源は32万3千円の減額でございます。

74ページ、75ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額929万円の減額、計3億6,816万3千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金113万3千円の減額。これは、道費で多面的機能支払推進交付金29万円の減額、環境保全型農業直接支払交付金21万5千円、北海道青年就農給付金事業事補助金150万円の減額、機構集積協力金交付金事業44万2千円の合算でございます。地方債は過疎債を150万円、農業経営基盤強化資金利子助成金と無人ヘリコプターオペレータ要請事業に財源してございます。一般財源は965万7千円の減額。主な内容を申し上げます。13番、青年就農給付金事業150万円の減額でございますが、これは、当初、夫婦型給付金3組分を計上してございましたが、二組につきましては、単身方に振り替えたため減額となったものでございます。

16番、地域おこし協力隊活動事業800万円の減額でございますが、これは、当初、継続者2名、新規採用3名分を計上してございましたが、新規採用が1名に止まったことによるものでございます。

23番、機構集積協力金交付事業44万2千円の増額でございますが、これは、農地中間管理事業に係る協力金の単価が増額したことによるものでございます。

続きまして、2項1目林業振興費。補正額385万8千円の減額、計1,630万9千円。財源内訳は、特定財源でその他447万3千円。これは有害鳥獣駆除負担金でございます。一般財源は833万1千円の減額でございます。

76ページ、77ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額55万7千円の減額、計7,609万2千円。財源内訳は、特定財源、地方債650万円の増額。これは、過疎債を国・北海道融資制度資金利子補給事業と、地元消費拡大事業に財源充当するものでございます。一般財源は705万7千円の減額。

次に、2目観光振興費。補正額451万4千円の減額、計8,595万1千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金115万円の減額。これは、社会資本整備総合交付金の減でございます。地方債600万円の増額は、過疎債800万円の増額と、道路照明更新事業債200万円の減額の合算額。その他で670万円の減額。これは、ふるさと応援基金繰入金770万円の減額と、いきいきふるさと推進事業助成金100万円の増額を合算したものでございます。一般財源は266万4千円の減額でございます。

78ページ、79ページをお開き願います。

8款1項1目土木総務費。補正額6万9千円の減額、計2,342万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に、2項1目道路維持費。補正額1,726万4千円の減額、計2億4,903万4千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金1,741万2千円で、これは、社会資本整備総合交付金でございます。地方債130万円の増額は、除雪機械整備事業債でございます。その他でふるさと応援基金繰入金10万1千円の減額。一般財源105万1千円の減額でございます。

次に、2目道路新設改良費。補正額294万3千円の減額、計1億1,133万円。財源内訳は、特定財源で国道支出金101万4千円の減額。これは、国の社会資本整備総合交付金の減額でございます。地方債500万円は過疎債でございます。一般財源は692万9千円の減額でございます。

続きまして、78ページから81ページに渡ってご覧願いたいと思います。

3目橋りょう新設改良費。補正額40万円の減額、計6,893万円。財源内訳は、特定財源、国道支出金21万4千円の減額で、国の社会資本整備総合交付金。地方債50万円は、橋りょう長寿命化事業債でございます。一般財源は68万6千円の減額。

3項1目河川総務費。補正額7,713万7千円の増額、計9,630万8千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金で3,849万6千円の増額。これは、国の農業基盤整備促進事業補助金7万8千円の減額、中山間地域所得向上支援補助金3,850万円の増額、北海道の道費管理河川樋門・樋管操作業務委託金7万4千円の増額でございます、地方債で3,060万円の増額は、排水路改修事業債。その他で基金運用利息36万2千円は、水と緑のまちづくり推進基金に積み立てるための増額でございます。一般財源は767万9千円でございます。主な内容の説明を申し上げます。2番、河川維持管理事業7,677万2千円の増額ですが、これは、上4号線排水路改修事業費の繰越分が主なものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費。補正額268万2千円の減額、計1億5,905万円。財源内訳で、特定財源は国道支出金38万2千円の増額で、これは、国の社会資本整備総合交付金が53万2千円の増額。道費で既存住宅耐震改修事業補助金が15万円の減額でございます。地方債1,200万円は、過疎債を充当したものでございます。一般財源は1,506万4千円の減額。

続きまして、80ページから83ページに渡ってご覧願います。

2目公園管理費。補正額243万3千円の減額、計2,640万円。財源内訳は、特定財源で国道支出金203万2千円の減額ですが、これは、国の社会資本整備総合交付金の減額。地方債60万円の減額は、公園長寿命化事業債の減額。その他で7万6千円の減額は、都市公園使用料、ふるさと応援基金繰入金、パークゴルフ場管理協力金でございます。一般財源は27万5千円の増額でございます。

次に、5項1目住宅管理費。補正額2,114万円の増額、計7,150万5千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金で社会資本整備総合交付金。その他で8万円は基金運用利息。一般財源1,027万2千円でございます。主な内容を申し上げます。1番、公営住宅維持管理事務2,106万円の増額は、トップ団地外壁塗装工事の繰り越しによるものが主な経費でございます。

84ページ、85ページをお開き願います。

9款1項1目消防総務費。補正額627万円の減額、計2億2,279万6千円。財源内訳は、特定財源で地方債170万円の減額。これは消防車両更新事業債の減額でございます。一般財源は457万円の減額でございます。

次に、2目水防費。補正額266万円の減額、計2,689万円。財源内訳で、特定財源、国道支出金48万円の減額は、道費の基幹水利施設管理事業補助金。その他176万7千円の増額は、下徳富第2排水機場管理費負担金17万1千円の減、救急排水施設操作委託金193万8千円の増によるものでございます。一般財源394万7千円の減額でございます。

次に、3目災害対策費。補正額20万円の減額、計686万1千円。財源内訳で特定財源、その他30万円は、地域づくり研修会開催支援金でございます。一般財源は50万円の減額でございます。

86ページ、87ページをお開き願います。

10款1項2目事務局費。補正額1,692万1千円の減額、計3,503万4千円。財源内訳は、特定財源で地方債350万円。これは過疎債を充当したものでございます。その他1,530万2千円の減額は、基金運用利息1万8千円、育英事業基金繰入金765万円の減額、ふるさと応援基金繰入金767万円の減額でございます。一般財源は511万9千円の減額です。

次に、2項1目学校管理費。補正額23万2千円の減額、計2,613万3千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

86ページから89ページにわたってご覧願いたいと思います。

2目教育振興費。補正額588万1千円の減額、計1,616万2千円。財源内訳は、特定財源で地方債130万円。これは過疎債を小学校教科担任講師配置事業と学習支援サポーター事業に財源充当するものでございます。一般財源は718万1千円の減額。

3項2目教育振興費。補正額353万8千円の減額、計2,815万3千円。財源内訳は、特定財源で地方債80万円で、これは過疎債を充当するものでございます。その他で49万9千円の減額は、ふるさと応援基金繰入金の減額。一般財源は383万9千円の減額でございます。

4項1目社会教育総務費。補正額161万4千円の減額、計3,525万3千円。財源内訳は、特定財源でその他19万5千円の減額。これは、ふるさと応援基金繰入金の減額。一般財源141万9千円の減額でございます。

次に、2目文化振興費。補正額141万3千円の減額、計446万5千円。財源内訳で、特定

財源でその他70万円は、いきいきふるさと推進事業補助金、芸術鑑賞事業に充当しております。一般財源は211万3千円の減額でございます。

次に、88ページから91ページにわたってご覧願います。

5項1目保健体育総務費。補正額75万2千円の増額、計869万5千円。財源内訳は、特定財源で地方債200万円。これは、過疎債を充当するものでございます。一般財源124万8千円の減額でございます。主な内容を申し上げます。6番、スポーツ大会参加助成事業100万9千円の増額ですが、当初の見込みを上回る大会への参加があったことによるものでございます。

次に、2目体育施設管理費。補正額597万4千円の減額、計1億665万7千円。財源内訳は、特定財源で地方債400万円の増額は、過疎債を充当したものでございます。その他4,781万2千円の減額は、公共施設整備基金繰入金であります。一般財源3,783万8千円でございます。

3目学校給食運営費。補正額307万3千円の減額、計1億156万9千円。財源内訳は、特定財源でその他254万4千円。これは、給食費関係の負担金でございます。一般財源は、52万9千円でございます。

92ページ、93ページをお開き願います。

11款1項1目単独災害復旧費。補正額74万8千円の減額、計1,075万2千円。財源内訳は、特定財源で地方債80万円の減額。これは現年度発生単独災害復旧事業債の減額によるものでございます。一般財源は5万2千円でございます。

次は、2目現年度災害復旧費。補正額200万円の減額、計0円。財源内訳は、一般財源が200万円の減額でございます。

次の2項1目も同様に既定額の全額を減額してございます。

2目林業施設現年度災害復旧費。補正額118万9千円の減額、計4,658万1千円。財源内訳は、特定財源でその他357万4千円。これは、北美沢線林道協定負担金でございます。一般財源476万3千円の減額でございます。

94ページ、95ページをお開き願います。

12款1項1目元金。補正額7,835万8千円の減額、計5億587万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に、2目利子。補正額694万3千円の減額、計5,152万2千円。財源は、すべて一般財源でございます。

96ページ、97ページをお開き願います。

13款1項1目職員費。補正額895万3千円の減額、計8億6,516万2千円。財源内訳は、特定財源でその他449万8千円。これは、派遣職員人件費負担金でございます。一般財源1,345万1千円の減額でございます。

一般会計歳出合計、補正額22億4,071万3千円、計83億6,030万4千円、財源内訳で、特定財源、国道支出金1,529万8千円、地方債1億150万円、その他1億2,138万1千円の減額、一般会計22億4,529万6千円となります。

以上で、一般会計補正予算の内容説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わ

ります。

ここで14時10分まで休憩いたします。

(午後 1 時56分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午後 2 時10分)

◎議案第 3 号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 9、議案 3 号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第 3 号、99ページをお開き願いたいと思います。平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号。

平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,612万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億964万 6 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容の説明につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

[副町長 小林透君登壇]

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第 3 号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号の内容をご説明申し上げます。

102ページ、103ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

1 款、国民健康保険税。補正額154万 2 千円の減額、計 2 億3,105万円。これは、医療給付費分現年課税分の減額が大きな要因でございます。

3 款、繰入金。補正額8,418万 8 千円の減額、計7,603万 5 千円。これは、国民健康保険基盤安定事業などの額の確定及び空知中部広域連合への分布金の精算により還付金が生じたことから、当初見込んでおりました一般会計からの繰入金が減額になったものでございます。

4款、繰越金。補正額3万8千円、計3万9千円。これは前年度の繰越額の確定に伴うものでございます。

5款、諸収入。補正額1億181万6千円、計1億184万2千円。これは、空知中部広域連合からの平成27年度精算分でございます。

歳入合計、補正額1,612万4千円の増額、計4億964万6千円でございます。

続きまして、歳出。

1款、総務費。補正額2,819万5千円の減額、計3億6,447万3千円。財源内訳は、すべて一般財源の減額でございます。

2款、基金積立金。補正額4,431万9千円の増額、計4,432万1千円。財源内訳は、特定財源、その他で28万1千円で国保基金預金利子でございます。一般財源4,403万8千円でございます。

歳出の主な内容をご説明申し上げます。108ページ、109ページをお開き願います。

1款1項2目広域連合負担金。補正額2,819万5千円の減額、計3億6,306万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に、2款1項1目基金積立金。補正額4,431万9千円の増額、計4,432万1千円。財源内訳は、特定財源その他で国保基金預金利子28万1千円。一般財源4,403万8千円でございます。これにより、平成28年度末の国保基金残高見込みは7,880万円ほどとなります。

歳出合計、補正額1,612万4千円、計4億964万6千円。財源内訳は、特定財源その他で28万1千円。一般財源1,584万3千円でございます。

以上で国民健康保険特別会計の補正内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第4号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第4号、111ページをお開き願いたいと思います。平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億341万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしく

お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第4号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容について、ご説明を申し上げます。

114ページ、115ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

1款、後期高齢者医療保険料。補正額244万5千円の増額、計6,925万1千円。これは、被保険者の現年分保険料見込み額の増によるものでございます。

3款、繰入金。補正額199万5千円の減額、計3,400万8千円。これは、後期高齢者医療基盤安定負担金の確定に伴う一般会計からの繰入金の額の確定によるものであります。

5款、繰越金。補正額4万9千円、計5万円。これは前年度の繰越金の確定に伴うものであります。

歳入合計、補正額49万9千円の増額、計1億341万4千円。

続きまして、歳出。

1款、総務費。補正額11万5千円の減額、計76万3千円。財源内訳は、すべて一般財源です。

2款、後期高齢者医療広域連合負担金。補正額61万4千円の増額、計1億245万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

続きまして、歳出の主な内容をご説明申し上げます。118ページ、119ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費。補正額11万5千円の減額、計49万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金。補正額61万4千円の増額、計1億245万円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。1番、後期高齢者医療広域連合負担金61万4千円の増額。これは、本町分の負担金の額の確定による減額でございます。

歳出合計、補正額49万9千円の増額、計1億341万4千円。財源内訳、一般財源49万円の増額となります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第5号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第5号、121ページをお開き願います。平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号。

平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,684万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容の説明につきましては、引き続き副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第5号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

124ページ、125ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

2款、使用料及び手数料。補正額100万円の増額、計6,400万1千円。これは、下水道現年度使用料の調停見込みに基づく増額であります。

3款、国庫支出金。補正額87万円の減額、計343万円。これは、公共下水道整備事業に係る社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。

4款、繰入金。補正額247万6千円の減額、計1億2,669万7千円。これは、各経費の額の見込みに基づく一般会計繰入金の確定によるものでございます。

歳入合計、補正額234万6千円の減額、計1億9,684万2千円。

続きまして、歳出。

1款、下水道費。補正額234万6千円の減額、計6,728万9千円。財源内訳は、特定財源国道支出金87万円の減額、その他147万6千円の減額でございます。

歳出の主な内容をご説明申し上げます。128、129ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費。補正額188万8千円の減額、計1,126万8千円。財源内訳は、特定財源でその他188万8千円の減額で、一般会計繰入金でございます。内容を申し上げます。3番、下水道事業消費税納付金102万7千円の減額は、消費税納付金の確定によるものでございます。

次に、2目下水道建設費。補正額45万8千円の減額、計2,883万9千円。財源内訳、特定財源で国道支出金87万円の減額。これは、社会資本整備総合交付金の精算による減額で施設整備計画の更新に係る調査等の委託料が対象事業でございます。その他41万2千円の増額。これは、一般会計繰入金でございます。

2款1項1目元金。これは、特定財源で公共下水道使用料と一般会計繰入金を振り替え

るための財源調整でございます。

歳出合計、補正額234万6千円の減額、計1億9,684万2千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金87万円の減額、その他147万6千円の減額となります。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第5号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第6号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第6号、131ページをお開き願います。

平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号。

平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,454万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容の説明につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第6号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

134ページ、135ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

2款、国庫支出金。補正額22万円の減額、計378万円。

3款、繰入金。補正額6万9千円の減額、計2,316万5千円。

歳入合計、補正額28万9千円の減額、計3,454万8千円。

続きまして歳出。

1款、農業集落排水事業費。補正額28万9千円の減額、計1,482万5千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金22万円の減額、その他6万9千円の減額でございます。

歳出の内容でございます。138ページ、139ページをお開き願います。

1款1項1目維持管理費、補正額28万9千円の減額、計1,482万5千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金22万円の減額。これは、国の農山漁村地域整備交付金でございます。その他6万9千円の減額。これは、一般会計繰入金の減でございます。内容を申し上げます。1番、農業集落排水施設維持管理事務28万9千円の減額ですが、実績見込みによる減額でございます。

歳出合計、補正額28万9千円の減額、計3,454万8千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金22万円の減額、その他6万9千円の減額でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日は、午前10時より本会議を再開いたしますので、よろしく願いたします。

それでは、本日はこれもちまして散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第1回新十津川町議会定例会

平成29年3月7日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 町政執行方針
- 第3 教育行政執行方針
- 第4 議案第7号 個人情報保護に関する法律および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
(内容説明まで)
- 第5 議案第8号 新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第6 議案第9号 新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第7 議案第10号 新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第8 議案第11号 新十津川町育英事業基金条例の廃止について
(内容説明まで)
- 第9 議案第12号 平成29年度新十津川町一般会計予算
(概要説明まで)
- 第10 議案第13号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
(概要説明まで)
- 第11 議案第14号 平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
(概要説明まで)
- 第12 議案第15号 平成29年度新十津川町下水道事業特別会計予算
(概要説明まで)
- 第13 議案第16号 平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算
(概要説明まで)
- 第14 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 進藤久美子君 | 2番 杉本初美君 |
| 3番 鈴井康裕君 | 4番 小玉博崇君 |

5番	白石	昇	君	6番	西内	陽美	君
7番	安中	経人	君	8番	青田	良一	君
9番	長名	實	君	10番	笹木	正文	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	中畑	晃	君
会計管理者	谷口	秀樹	君
保健福祉課長	野崎	勇治	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	村中	忠夫	君
教育委員会事務局長	遠藤	久美子	君
代表監査委員	山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮	正人	君
--------	----	----	---

◎黙とう

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

平成23年3月11日に発生し、東日本を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災から、
今月11日で6年となります。11日当日は、本町定例会の休会日に当たりますことから、本
日ここで、未曾有の大災害により犠牲となられました多くの方々に、改めて哀悼の意を表
し、黙とうを捧げたいと存じます。

皆様、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

黙とう。

〈黙とう〉

○議長（長谷川秀樹君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

ありがとうございました。

◎議会運営委員会の報告

○議長（長谷川秀樹君） 定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。
青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） おはようございます。それでは、議長のお許しが出来
ましたので、議会運営委員会の会議の内容について、ご報告を申し上げます。

昨日、お話し申し上げましたが、地方議会議員の厚生年金制度の加入の法整備を求め
るという内容につきまして、今朝、議運を開きました。

その結果でございますが、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書として、
定例会の最終日に議員提案として上程をいたすことといたしました。

この内容につきましては、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議運か
らの報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、出席している議員は11名であります。定足数に達して
おりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたしま

す。

9番、長名實君。10番、笹木正文君。両君を指名いたします。

◎町政執行方針演説

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、町政執行方針演説を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成29年度における町政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

平成29年第1回定例会において、予算をはじめ関連する議案をご審議いただくにあたり、町政執行の所信と施策の方針を申し上げ、町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町政の舵取り役を担わせていただいてから2年が経とうとし、早くも任期の折り返しの年となります。この間、国においては、人口減少問題に取り組むため、まち・ひと・しごと創生法が施行され、本町においても多くの町民の皆様のご意見や議員各位の賛同を得て、新十津川版の総合戦略と人口ビジョンを策定いたしました。

平成28年度は、町民の皆様ご期待に応えるために総合戦略実行元年と位置付け、子育ての支援と教育の充実を核とした子どもの笑顔があふれるまちの目標実現に向け、スピード感をもって取り組んできたところでありますが、人口減少に歯止めがかからないのが現状です。

こうした状況を打開するため、総合戦略の着実な推進と新たな取り組みを展開し、住んで良かった町、住んでみたい町、新十津川と感じていただけるよう、最大限の努力を払って、後世に誇れるまちづくりを推進してまいります。

私は、この思いを実現するため、4つの課題を重点政策として、誠心誠意これを推進してまいります。

平成29年度の重点政策。

第1に経済の循環と活性化でございます。

経済のグローバル化や少子高齢化、人口減少など、経済環境、社会環境が大きく変化する中、活力ある地域経済を創出するため、基幹産業である農業の持続的発展を中心に、林業、商業、工業そして観光への支援を行い、起業を含めた雇用の創出と地域資源を活用した経済の活性化に努めてまいります。

第2に人口減少対策でございます。

人口減少問題の行く末は、町の存亡にもかかわる大きな問題であります。新十津川町総合戦略で示した子育て支援、教育の充実、産業振興、定住の促進など、様々な施策を組み合わせながら、人口減少に一定の歯止めをかける対策を講じてまいります。

第3に健康づくり対策と高齢者支援でございます。

昭和43年に道内に先駆けて健康づくり宣言を掲げてから平成30年で50年の節目を迎えます。町民こそ健康であること。の原点に立ち返り、町民一人ひとりが健康意識の向上に努めていただけるよう環境整備に努めてまいります。

第4に健全財政の維持でございます。

本町の財政は、平成16年度から行政と町民が一丸となって取り組んできた行財政改革が功を奏し、道内でも有数の健全財政を保つ自治体となりました。新十津川町総合戦略に特化し、選択と集中をもって必要な事業に取り組んでまいりますが、今後においても財政規律を緩めることなく、歳入の確保と効率的な歳出の執行に努めてまいります。

以上、取り組むべき4つの主要な政策を申し上げましたが、この他にも課題が山積しております。その課題解決に向け、町民の皆様と対話を深め、職員の英知と創意工夫を結集し、町政を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、平成29年度の主な事業について、第5次総合計画の目標に沿ってご説明いたします。

一つ目は、みんなでつくる住みよいまちです。

本町の雄大な自然環境は、わが町の貴重な宝であり、未来の子供達にその大切な宝を引き継ぐことは町の責務であります。ごみの減量化、資源のリサイクルを推進し、地球環境にやさしい循環型社会の形成を推し進めてまいります。

また、町民の皆様が快適に暮らせるよう生活基盤の充実を図り、道路環境の整備、地域公共交通の確保に努めてまいります。

環境の保全。

地球の温暖化や限りあるエネルギー資源の重要性を考えると、町民一人ひとりの環境資源に対する意識の向上が求められます。

ごみの減量対策につきましては、不用衣類の回収を地域の会館など身近な場所で実施できるよう、モデル行政区を設定し、回収率の向上に努めてまいります。

平成33年度の供用開始を目指す滝の川斎苑の改築につきましては、中空知衛生施設組合構成市町と連携を密にし、一体的な事業として執り進めてまいります。

生活基盤の整備。

安心して住み続けられる居住環境の充実と地域経済の活性化を目的として、昨年に引き続き、個人住宅の増改築やリフォーム費用の一部を助成する、安心すまいる助成事業を実施いたします。

定住促進対策事業につきましては、平成26年度の制度創設以来、69世帯、198人の方に利用していただき、人口の社会減に効果を上げてきております。

本年度は、札幌市や旭川市などにもPR範囲を広げ、本町の住宅支援策や充実した子育て支援、教育環境をアピールし、一人でも多くの方に住んでいただけるよう広報活動を強化いたします。また、町内の住宅供給量が不足していることから、共同賃貸住宅建設促進事業を引き続き実施するとともに、公営住宅の建替えや修繕計画を示す公営住宅等長寿命化計画の見直しを行ってまいります。

交通環境の充実。

地域公共交通につきましては、引き続き、北海道中央バスや町内運行事業者に対し費用の一部を負担し、町民に必要な足の確保に努めてまいります。また、町内の運行事業者の協力を得て、本年4月から定期券制度を導入し、通学や通勤する方の利便性の向上を図ってまいります。

国道や道道につきましては、道央圏の主要道路であることに加え、防災上の視点でも欠

くことのできない重要な道路となっております。夏期の道路補修から冬期の除排雪に至るまで、安全走行上の維持管理を徹底していただくよう、国などの関係機関に要望してまいります。

主な町道の整備につきましては、青葉団地内の舗装補修及び中学校横の文京西3線の道路改修工事を行うほか、菊水区内全域の道路構造を見直すための調査設計を実施いたします。また、橋りょう整備につきましては、長寿命化計画に基づき、橋りょう32橋の調査及び夢色の橋、井向橋の補修工事を実施いたします。

二つ目は、みんなでつくる健やかなまちです。

本町では、子供を産み育てる世代の人口が減少し、昨年1年間の出生数は過去最低の28人となりました。この町の活力を維持していくためにも、若者世代の人口を維持していかなければなりません。妊娠、出産の不安を解消するとともに、安心して子どもが育てられる環境づくりを推進してまいります。

また、高齢者や障がいをもつ方が生き生きとした活動をし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに取り組むと共に、若者からお年寄りまで健康で明るい社会の実現を目指してまいります。

児童福祉の充実。

子ども生活応援事業につきましては、本年度から得きっずカードの配布対象世帯を中学生から高校生までに引き上げるとともに、子供の人数が多い世帯においては、人数に応じてカードの枚数を増やし、支援の拡充を図ってまいります。また、第3子以降の保育園、幼稚園の保育料無料化や、滝川市と連携し保育園に通園する児童の怪我や病気の回復期に専用保育室へ預け入れができる病後児保育の実施、さらには、昨年から本格稼働した放課後児童クラブの体制充実にも努め、就業している親御さんが安心して子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実。

障がいをもつ方が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、相談支援の充実と障がいをもつ方のニーズに合ったサービスの提供に努めてまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者の生きがい活動として、ゆめりあ部会やシニアいきいきクラブなどの活動に加え、北海道日本ハムファイターズと連携を図り、食と健康をテーマとしたふるさと学園大学土曜講座を開設いたします。

高齢者等の緊急通報システムは、同居者が就労などにより日中だけ独居となる方でも利用できるよう、対象者の範囲を広げ実施してまいります。

高齢者や障がいをもつ方に対する見守り活動や給食提供などのボランティア活動は、新たに有償ボランティアポイント制度としてスタートいたします。

認知症対策としては、本年4月から空知中部広域連合の構成市町で、認知症初期集中支援チームを新たに設置いたします。砂川市立病院の認知症サポート医師の支援を受け、認知症の方々やその家族に早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援に努めてまいります。

健康づくりの推進。

母子保健対策については、妊婦の一般健診、超音波エコー検査に助成するとともに、妊

婦から乳幼児期までの切れ目のない、きめ細やかな健康相談と健診を行ってまいります。

冒頭申し上げましたとおり、昭和43年に健康づくりの町宣言を行ってから平成30年度をもって50年を迎えようとしております。

本年は50周年記念プレ事業として、私の健康づくり登録事業と題し、自分の健康づくりの目標を設定し、健康管理に努めていただくほか、町内事業所単位で健診事業に関心を深めていただくための健康づくり応援事業所登録事業を実施いたします。

医療環境の充実。

医療費助成制度については、子供を育てる世帯の医療費の負担を軽減するため、対象範囲を高校生以下として助成をいたします。また、不妊治療を行うご夫婦の経済的な負担を軽減するために、特定不妊治療費に加え、一般不妊治療費に対しても支援をしております。

三つめは、みんなで作る豊かなまちです。

まちの活性化のためには、まず基幹産業である農業が元気に成らなければなりません。農業の元気が商工業の元気につながり、ひいては町民の元気につながるものと考えております。それぞれの業種に適宜支援を行い、地域経済の活性化と雇用の場を確保し、活気あふれる豊かなまちづくりを進めてまいります。

農業の振興。

農産物のブランド化につきましては、ブランド農産物の認定や推奨マーク制度を進めてまいりましたが、農業所得の向上に結びついていないことは否めません。これまで行ってきた対面販売事業は、売上げも順調に伸び、リピーターも増えていることから継続することとし、町としてのイメージアップやブランド化という観点から、農産物に限定しない加工品も含めたブランド向上への取組みも視野に入れ、本年度中に協議会において今後の方向性を検討してまいります。

新規就農者の確保につきましては、地域おこし協力隊員の農業支援員を募集し、農作業従事や農業研修を行いながら就農を目指す将来の担い手を育成してまいります。

全道一の生産量を誇る酒米を使用した新たな特産品開発として、酒造以外の商品化を目指し、研究機関や地域おこし協力隊の協力を得て試作品の開発に取り組んでまいります。

本年3月をもって徳富ダム建設に関連した国営樺戸・樺戸二期地区の工事がすべて完了いたします。昭和49年の事業調査から実に43年の長い歳月をかけて完了したことになります。ダム工事に関連した樺戸二期地区の地元負担金を繰上償還するとともに、今秋には、国や期成会が主宰する完工式と祝賀会を開催する予定となっております。

林業の振興。

町有林、民有林につきましては、森林整備計画及び森林所有者が作成する森林施業計画に基づき、植林や間伐、下草刈りなど、適正な森林管理を行ってまいります。また、林地残材などの未利用資源については、メーカー技術者の協力を得ながら、バイオマスエネルギーとしての活用が実現可能か検討してまいります。

商工業の振興。

中小企業者への支援策については、中小企業者応援事業において店舗整備や商品開発、人材育成を支援するほか、マーケティング調査や新商品開発の研究、イベントの実施など、ソフト面への支援を行ってまいります。

また、事業者が取り組む新たな設備投資や雇用に対し、企業振興促進条例に基づき支援するとともに、国や北海道、本町独自の保障融資制度による利子補給を行い、安定的な経営を持続するため支援を行ってまいります。

商工会が実施する地元消費拡大のための取組みに対し支援するとともに、商工会の運営に必要な支援を継続いたします。

観光の振興。

本町の観光の拠点であるふるさと公園は、町内外の多くの方に利用されております。本年度が最終年度となる観光振興計画を見直す中で、公園内の事業者と連携を図りながら、観光ニーズを把握し、解体したふるさと公園管理棟周辺の整備も含め、新たな観光振興計画を策定いたします。

北海道大学と連携し平成27年度から取り組んできた観光資源発掘事業は、観光資源の洗い出しや町内の食材を使ったレシピの開発を行ってまいりました。最終年である本年度は、これらの本町の魅力を組み入れたモニターツアーを実施し、観光周遊ルートとしての商品化を目指してまいります。

J R 札沼線沿線3町が連携し企画する、「国道275号歴史街道バスツアー、町長がバスガイド」は、札沼線の一部区間の乗車と町内観光を組み入れたツアーとなっており、私がバスに乗車し、語り部として町内を案内するものであります。町外の方に本町の歴史や名所、農産物などの魅力を伝え、再訪していただけるよう努力いたします。

雇用の創出。

雇用の創出については、農業、林業、商工業及び観光に係る支援策により、町内の新たな雇用につながるよう執り進めてまいります。

また、ピンネ農業公社と連携を図り、新規就農者を支援するとともに、地域おこし協力隊員の本町定着に向けた支援に取り組んでまいります。

四つ目は、みんなで作る安心なまちです。

昨年の夏、北海道を襲った台風は、道内各地に大きな爪痕を残しました。幸いにも本町では大きな被害はありませんでしたが、空知川での氾濫は、災害の恐ろしさを再認識させられる身近な災害でありました。

町民一人ひとりが防災や減災に高い意識を持っていただき、地域と連携した自助、共助、公助の枠組みの確立を目指してまいります。

防災体制の充実。

近年、全国各地において異常気象による災害が発生していることから、災害対策基本法や石狩川の浸水想定図の見直しなどを踏まえ、新十津川町地域防災計画の見直し並びに11年ぶりとなる洪水ハザードマップの更新を行います。

平成9年に放送を開始した防災行政無線は、導入後20年が経過し、アナログ放送に加え、機器も老朽化していることから、役場庁舎の建替えに併せ、更新の検討を進めてまいります。

平成27年度から計画的に進めてきた行政区会館の建替工事は、文京区、花月区、総進区の建設をもって完了をいたします。行政区会館は、地域のコミュニティの場であるとともに、災害時の重要な避難所として位置付けておりますので、会館建設に併せ、災害発生時の初期活動が迅速に行えるよう、全行政区において自主防災組織の設立を支援してまいり

ます。

新型インフルエンザ対策として、発生時の行政機能が低下することのないよう、パンデミック対策に必要なマスクや防護服などの装備品を購入し、緊急時の対応を万全にしていります。

消防・救急体制の充実。

本町の消防体制は、5つの分団から組織されており、地域住民の生命、財産を守るため防火や消火、災害活動に至るまで積極的な活動をしていただいております。本年度は、消防団員が安全かつ身軽に活動できるよう、新たにヘルメットや雨具などを購入し、装備の充実に努めてまいります。

生活安全体制の充実。

防犯対策につきましては、新十津川町安全・安心推進協会のご協力を賜り、青色回転灯パトロールを継続するとともに、子ども110番の家事業による児童・生徒への安全対策も継続してまいります。

交通安全の推進につきましては、交通死亡事故ゼロが昨年暮れに1,700日を超えました。交通安全指導員や関係機関、関係団体の皆様のたゆまぬご尽力に深く感謝申し上げます。

今後においても、交通安全の啓発活動、さらには小中学生や高齢者向けの交通安全教育にも力を入れ、交通事故の防止に努めてまいります。

五つ目は、みんなでつくる学びのまちでございます。

去る2月に開催した総合教育会議において、平成33年度までの今後5か年にわたる教育施策の方針を示す新十津川町教育の振興に関する施策の大綱の改定を行ったところです。

本町の教育につきましては、学校、家庭、地域、行政が連携し、社会全体で子供を育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を育てることができる教育環境を目指し、総合教育会議を中心に町長部局と教育委員会が意思疎通と連携の上、教育、文化の振興を図ってまいります。

なお、教育行政の具体的な施策の推進につきましては、教育長からの教育行政執行方針で説明がございますので、私からは控えさせていただきます。

六つ目は、みんなでもとに歩むまちです。

町づくり基本条例の精神のもと、協働のまちづくりを町政の中心に据え、情報共有と住民参加のまちづくりに取り組んでまいりました。これまで、議会や総合行政審議会、まちづくり懇談会等を通じ、多くの町民の方からまちづくりに対するご意見をいただきましたので、これらを真摯に受け止め、町政に反映するとともに、町民の皆様が町政に参加しやすい環境づくりの推進に努めてまいります。

住民参加の促進。

広報活動につきましては、広報やまちづくり読本、ホームページなどを中心に、行政が持つ情報をきめ細かく発信いたします。また、まちの紹介やイベント紹介、移住定住に関する動画映像を制作し、本町の魅力を多くの方に見ていただけるようホームページなどで配信してまいります。

広聴活動につきましては、まちづくり懇談会や各種会合、総合行政審議会において、広く町民の皆様の意見を把握しながら、町の計画や事業に反映させるよう、住民参加のまちづくりを目指してまいります。

行政区活動の支援につきましては、本年度から地域がもつ自然や文化、伝統を次世代に継承することを目的とした郷土愛育成事業を活動支援交付金に加え、地域コミュニティの醸成を図ってまいります。

行政の効率的な運営。

健全な自治体運営の推進につきましては、厳しい財政状況と老朽化や人口減少により、公共施設の配置やあり方が大きな課題となっています。新十津川町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新、長寿命化を計画的に実施し、財政負担を軽減、平準化することで、未来に負担を残さない効率的、効果的な公共施設の配置を目指してまいります。

新庁舎の建設につきましては、昨年策定した新庁舎建設基本構想に基づき、基本設計の策定と地盤調査を実施いたします。基本的な設計案が出来上がった段階で、ご意見をいただく場を設け、新たな庁舎の設計に組み入れたいと考えております。また、基本構想の中で建設に必要な事業費を最大25億円と定めましたので、その財源を工面する際には、国からの有利な地方財政措置を選択するとともに、計画的に庁舎建設基金を積み立て、財政負担の軽減に努めてまいります。

以上、平成29年度の町政の執行について所信の一端を述べさせていただきました。

むすびに。

本年は、昭和32年の町制施行となってから60周年を迎える記念すべき年に当たります。

先人の苦勞と努力に感謝の念を持ち、次代を担う子供達や町民の皆様が安心して暮らすことができるよう、困難に屈せず、果敢に進むことを意味する敢為邁往（かんいまいおう）の信念をもって、職員の先頭に立ち町政運営にまい進する決意であります。

町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成29年度の町政執行方針の結びといたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

（午前10時37分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

◎教育行政執行方針演説

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成29年度教育行政執行方針演説を述べさせていただきます。

はじめに。

平成29年第1回町議会定例会にあたり、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様、新年度に向けて教育行政の執行に関する方針と主要な施策について申し上げます。

本町の教育は、母村十津川の文武の心を礎として、開拓以来今日まで継承してきました。

今後も、先人の偉業を受け継ぎ、総合教育会議において策定された教育の振興に関する施策の大綱を基本理念とし、さらには、平成27年に策定した総合戦略に基づき、みんなでつくる学びのまちを目指してまいります。

主要施策の学校教育の充実及び社会教育の充実に分けて申し上げます。

学校教育の充実。

明日の本町を担う子供達が、急激に変化する社会を生き抜く上で必要な確かな学力、豊かな心、そして、健やかでたくましい体を育成していくことが重要であり、学校、家庭、地域、行政が連携を図りながら学校教育環境の充実に努めてまいります。

1、確かな学力の育成。

次期の学習指導要領等を見据えて、これからの子供達に基礎的な知識や技術を身に付けさせ、その知識や技術を活用し、討論や発表などを通じて、自らの課題を見つけ、解決する力を育成することが必要不可欠であります。

このことから、全国学力・学習状況調査や標準学力検査結果を活用しながら、学力や学習状況を分析し、基礎学力の定着と指導方法の改善に努めます。

まず、きめ細やかな学習指導を推進すべく、小中学校において、学習支援サポーター、学力向上推進講師を継続して配置し、個々の学習習熟度合いに対応するため、複数の教諭により授業を行うチームティーチング指導を実施してまいります。

また、長期休業中の学習サポートやまびこを継続して行い、学校で学んだことを確実に定着させ、学ぶ喜びを感じることができるよう学習支援を進めてまいります。

特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導や支援の充実を図られるよう、小中学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

さらに、小中学校の連携を図るとともに、教職員の専門的知識や指導力向上に向けた道内外の先進地研修を推進してまいります。

2、国際理解教育の育成。

グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、中学校の英語授業や小学校外国語活動の指導助手、ALT1名を継続して配置いたします。

ALTは、現在4年目を迎えておりますが、今年7月をもって退任されることから、後任者の招致を進めてまいります。

小学校では、平成32年度から英語が教科化されることから、アメリカの生活で、英語活用経験のある講師を新規に配置し、小学5、6年生の外国語活動や教諭の英語力指導を行います。さらに、中学校英語教諭の小学校乗入授業の拡大を図り、外国語活動の推進に努めてまいります。

中学校では、文部科学省が、平成29年度末までに3年生が英検3級合格率50パーセントの目標を定めていることから、英語授業に重点を置くとともに、全生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、英検の受験を奨励し、検定料を全額助成いたします。

3、ふるさと教育の育成。

身近な地域の自然や歴史、伝統、文化など町の状況を正しく伝え、郷土愛が育まれるよう、小学校社会科副読本の、わたしたちの新十津川を最新データに改訂し、ふるさと教育の充実に努めてまいります。

4、豊かな心の育成。

児童生徒が生命を大切に作る心、他人を思いやる心、善悪の判断など豊かな人間性を育むための、考え、議論する道徳教育が重要です。

このことから、特設道徳の時間や芸術鑑賞の機会を設け、自分の生き方や考えの言える子どもを育成してまいります。

社会問題になっているいじめについては、未然防止、早期発見、早期解消の取組みが極めて重要であり、児童生徒のアンケートなどにより把握に努め、いじめが起きない環境づくりに努めてまいります。

雨竜町と共同設置の新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会を定期的で開催し、情報の共有と取組みの充実を図ってまいります。

5、健やかでたくましい心身の育成。

子供達の体力は、活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力の充実に大きく影響するなど、成長を支える重要な要素であります。子どもたちの体力向上のため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用しながら、授業改善を推進していくとともに、昨年に引き続き、小・中学生の体育授業に北海道日本ハムファイターズトレーナーを招聘いたします。

また、体力の向上のためには、運動時間の確保と継続が重要であり、各学校での体力づくりの取組改善や部活動加入率の向上が図られるよう支援を進め、運動機会の充実に努めてまいります。

6、信頼される学校づくりの推進。

地域の特色や創意工夫を生かした学校づくりの制度であるコミュニティ・スクールの導入を平成30年度に予定しており、地域の関係者による学校運営を進めるための研修会や準備委員会を開催してまいります。

7、安全安心な給食と食育。

学校給食においては、食育の推進を基礎とし、米をはじめ、生鮮野菜や加工製品を中心とした地元産食材を積極的に使用し、食を通じた地域の理解と食文化の継承、自然の恵みに感謝する心を育むなど学校給食を生きた教材として活用し、きめ細やかな食に関する指導を推進してまいります。

また、衛生管理の徹底を目的に、学校給食センターの老朽化した食器洗浄機を更新し、より安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

8、スクールバスの安全な運行。

スクールバスの運行は、本町の児童生徒が安全に通学する手段として欠かすことのできないものであり、安全運行に努めてまいります。

また、行財政改革、さらには効率的な教育行政を推進するために、運行業務の民間移行に向けて調査検討を進めてまいります。

スクールバスの更新は、老朽化した中型スクールバス1台を予定していますが、全国的にバス購入の需要が多い状況にあることから、平成32年度末までに納車できるよう準備を進めてまいります。

9、就園・就学の支援。

全ての子供達が幼児期からの教育機会の保障や、誰もが努力すれば希望する将来への道が開かれる環境づくりが必要であり、保護者が安心して子育てができるよう就園、就学の

支援を行います。

3人以上の子供がいる多子世帯支援においては、第3子以降の子どもに対し、幼稚園保育料、小中学校学校給食費をそれぞれ継続して無料化いたします。

小中学校の児童生徒の就学援助事業では、世帯の収入に応じ、学用品費、修学旅行費、体育実技用具費などを支援いたします。

特に修学旅行費については、本年度より限度額を廃止し、全額支給することで保護者負担を軽減してまいります。

また、人口減少対策として、遠距離高等学校等へ修学する生徒の自宅からの通学を奨励するため、隣接市町以外に設置する高等学校等へ通学する生徒に通学費の一部助成をしてきましたが、本年度から設置市町の基準を外し、自宅から高校までの一月当たりの通学費が1万円を超える生徒を一律に遠距離通学者と定め、支援の拡充を図ってまいります。

10、農業高校への支援。

新十津川農業高等学校は、農産加工品の製造や販売、町内外の公共施設や道路の花植えなど特色ある教育活動の推進に努めております。

また、昨年は、札幌市で行われたガーデニング甲子園での2年連続優勝や岩見沢市で行われたパン甲子園でアイデア賞を受賞するなど、多方面から高い評価を受けました。

今後も、個性あふれる教育と人材の育成を進め、地域との連携を深める魅力ある高校となるよう、引き続き支援をいたします。

社会教育の充実。

現在の社会教育環境では、少子高齢化や核家族化などにより、生活の価値観が多様化しており、一人ひとりが生涯にわたって学べる環境や個々の学習ニーズに対応した支援が求められております。

今後5か年における読書活動、文化、スポーツ活動などの促進と学習機会の提供など具体的な事業展開を盛り込む第7期社会教育実施計画を社会教育委員と検討を重ね策定し、社会教育環境の充実に努めてまいります。

1、青少年の健全育成の推進。

次代を担う青少年が、自他ともにかげがえのない存在であることを地域全体で認識し、小中学校、PTA、青少年健全育成町民会議などの関係機関が連携を図りながら、心のかようあいさつや子どもの見守り活動体制を整えるなど青少年の健全育成に努めてまいります。

子ども会活動は、子供達にとって身近な地域社会における仲間集団の形成と、社会生活の基本を学ぶことができる貴重な体験の機会ではありますが、少子化などの要因により、会員数の減少が続いております。

子ども会は、子供のためだけではなく、地域で子育ての悩みを共有できるなど保護者にとっても貴重な組織であることから、子ども会の運営状況を把握し、子ども会活動の必要性について適切な指導助言を行ってまいります。

また、子供達が健やかに成長していくためには、日々の規則正しい生活が必要不可欠です。早寝、早起き、朝ごはんが身に付くよう小学6年生を対象に、通学合宿を継続いたします。

2、読書活動の推進。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、人生をより深く生き抜く力を身に付けるためには欠かせないものです。

このため図書館では、地域の知の拠点として住民の多様なニーズに応える幅広い図書資料の充実を図るとともに、展示の工夫や絵本の読み聞かせ、映画の上映など魅力ある図書館を目指し、利用促進に努めてまいります。

とりわけ、子供の読書活動を促進するため、全ての子供達がいつでも、どこでも、楽しい本と触れ合える機会の提供ができるよう、昨年、図書館の蔵書管理システムと小中学校の図書館のシステムをネットワークで繋ぎ、加えて学校図書館司書を配置したため、学校図書館の利用者及び貸出冊数が倍増いたしました。

本年度は、さらに子供達が楽しく図書館を利用し、本を借りたくなるよう読書通帳システムを導入し、読書推進活動を進めてまいります。

3、文化活動の推進。

文化は、人の心を豊かにするとともに、人と人をつなぎ、相互に理解し尊重し合う土壌を育て、心豊かな社会を形成するものです。

このため、本町の重要無形文化財である獅子神楽保存会の活動を引き続き支援してまいります。

芸術鑑賞事業につきましては、10月15日には町政施行60周年記念事業として、ゆめりあでNHKラジオ公開番組、民謡をたずねてが催され、町の魅力や紹介を全国、世界に発信いたします。

スポーツセンターのロビーは、平成元年の建設以来、28年が経過したことから改修を進め、世界的彫刻家五十嵐威暢氏などの作品を展示し、利用者が優れた芸術文化に触れることで、ゆったりとした心地よい時間を創出し、文化意識の向上を図ります。

また、吉野地区の文化拠点施設かぜのびは、昨年新たな作品も加わり洗練された空間となっておりますので、来訪者が増加するように指定管理者とも連携を図りながら、情報発信に努めてまいります。

4、スポーツ活動の推進。

スポーツ活動には、健康維持、体力増進、運動能力向上といった効果のほか、爽快感や達成感、他者との連帯感など、心身両面に与える大きな効果があると言われております。

本年度から、体育協会が今までのスポーツクラブ事業を行うことになり、運営体制の強化が図られます。

誰もが年齢や体力に応じて気軽にスポーツに取り組む体育協会事業を支援してまいります。

また、北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定に基づく、小学生を対象とした野球教室、ダンス教室やベースボールアカデミー主催の中学生野球教室を継続して開催し、スポーツを楽しむ環境づくりを進めてまいります。

さらに、スポーツが安全に、正しく、楽しく行われるためには、多様なニーズに対して的確に対応できる指導力が重要であります。本年度は、スポーツ指導者の研修会も合わせて行い、スポーツに親しみやすい環境づくりを目指してまいります。

ピンネスタジアムでは、北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定のご縁から、スコアボード大規模改修落成と町政施行60周年を記念して、8月13日、北海道日本ハムファイターズと読売巨人軍とのイースタンリーグ公式戦を本町で開催することに決定しま

した。子供達に夢や希望を与え、思い出深い試合になるよう全町的なイベントとして支援してまいります。

各体育施設は、利用者に安全に利用していただくため、適切な管理整備が必要です。本年度は、ピンネスタジアムフィールド、観覧席などの改修を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

おわりに。

以上、平成29年度の教育行政の執行にあたり、主要な施策の一端を申し上げました。

教育委員会といたしましては、すべての町民がこの町を愛し、未来を担う子供達を地域全体で育む豊かな心に満ちたまちづくり、人づくりを町長部局、関係機関と連携し一体となって誠心誠意取り組んでまいりますので、町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、平成29年度教育行政執行方針とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時09分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時20分）

◎議案第7号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第7号、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第7号、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について。

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように定めるといたしまして、次に、提案理由でございますけれども、裏面をお開き願いたいと思います。

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、関係条例の整備について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第7号の内容について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本町においても条例の整備を行う必要がそうじたことから、関係する条例3本について一括して整備を行いたいとするもので、法律改正に伴う条ずれ及び文言の整理が主な改正内容となっております。

では、内容の説明を申し上げます。お手元に配布しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いをいたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

整理条例第1条関係、新十津川町個人情報保護条例の一部改正でございますが、番号法に条の追加があり、第28条が第29条に繰り下がったことによる改正でございます。

次に、整理条例第2条関係、新十津川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、2ページをお開き願います。

第3号、情報提供等記録に係る用語の定義でございますが、番号法第23条第1項及び第2項の規定を番号法第26条においても準用するという改正でございます。

次に、10ページをお開き願います。

整理条例第3条関係、新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

11ページに進んでいただきまして、第5条、特定個人情報の提供ですが、番号法第19条第9号が、号の追加により第10号に繰り下がったことによる改正でございます。

次に、別表第1、第2でございますが、条例の題名が改正されたことに伴う改正となっております。

では、議案にお戻りいただきまして141ページ。

附則でございます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。附則第1条第5号に掲げる既定の施行日の日から施行したいとするもので、政令によりまして平成29年5月30日が施行日となっております。

以上、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第8号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第8号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正について。

新十津川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、裏面をお開き願いたいと思います。

提案理由でございます。町が管理する条例の占用料の額を道路法施行令第19条に規定する国道の占用料の額に準拠して改正するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 村中忠夫君登壇〕

○建設課長（村中忠夫君） ただ今上程いただきました議案第8号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

内容説明の前に経緯を申しますと、占用料の算出には、固定資産税評価額を道路価格と見なして行っておりますが、算定の基礎となる固定資産税評価額の評価替えは3年に1度行われます。

今回、平成27年度に実施された固定資産税評価替えに基づきまして、改正道路法施行令が本年1月18日公布され、4月1日施行となったことから、政令に準拠した占用料を適用すべく、条例の一部を改正したいとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、今回の改正は、占用料金の変更でございまして、条例第2条で、占用料の額は別表に定める額とすると規定されておりますので、お手元の新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。

占用物件ごとに占用料金が決められてございまして、占用料の大半を占めるのは北電とNTTということがございますので、こちらに関係する代表的な物件のみ例示いたしますと、表の1行目の第1種電柱、これは現行1本当り年間460円が300円に、それから、表の4行目の第1種電話柱、これは、現行が1本当り年間410円が270円に、それから、表の6行目の供架電線その他上空に設ける線類は、現行1メートル当り年間4円が3円に引き下げられることとなります。

引き続き、新旧対照表3ページの備考欄をご覧くださいなのですが、備考の第4項につきましては、料金算出時における面積や長さの小数点以下の数量の採り方を規定してございまして、現行は小数点以下は切り上げて整数止めとしていたものを、小数点以下第2位までカウントすることとなります。

また、議案の裏面にお戻り願いたいのですが、144ページになりますけれども、

附則といたしまして、第1項では、施行日を平成29年4月1日からとさせていただきます、第2項では、この条例の施行日前に許可を受けたものの占用料の額については、従前の例によることとしています。

なお、この改正に伴い道路占用料収入につきましては、約100万円の減となる予定でございます。

以上で、議案第8号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第9号、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第9号、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

サンウッドパークゴルフ場の利用を促進するため、この条例の一部改正について議決を求めるとでございます。

なお、内容の説明につきましては、教育委員会事務局長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 遠藤久美子君登壇〕

○教育委員会事務局長（遠藤久美子君） それでは、ただ今上程いただきました議案第9号、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。お手元の新旧対照表もご参照ください。

今回の改正につきましては、使用料の表の団体券の購入対象人数を改正するもので、現行は、20人以上から適用するものとしておりますが、10人以上に改めるものでございます。これは、近年、町内会などでの利用の際、参加者を20人以上集めるのが難しくなっている状況などから、団体扱いの人数を少なくすることで、団体での利用を促進し、利用者の増加を図るためでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第10号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第10号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について。

新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

交付対象者となる遠距離の高等学校等へ通う生徒の保護者の範囲を拡大するため、この条例の一部改正について、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、教育委員会事務局長より説明申し上げますので、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 遠藤久美子君登壇〕

○教育委員会事務局長（遠藤久美子君） それでは、ただ今上程いただきました議案第10号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、第2条の交付対象者を拡充するものでございます。

お手元の新旧対照表をご覧ください。

現行は、本町に隣接する市町以外の高等学校に通学し、滝川市又は砂川市の駅又はバスターミナルから高校の所在する最寄りの駅、バスターミナル又は停留所までの定期券購入費を対象としておりますが、改正案は、高等学校の所在地は関係せず、生徒が利用する通常の経路により通学した場合、すなわち自宅から高校までの定期券購入費を対象とするものでございます。

議案をご覧ください。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、地域公共交通につきましては、現在、定期券は発行しておりませんが、4月から定期券を発行することとなっております。

また、この改正により、月額1万円以上定期券代を負担すると想定されるのは、例えば、大和方面から新十津川農業高校、吉野方面はすべての高校、花月方面から滝川西高校などでございます。

以上、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第11号、新十津川町育英事業基金条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第11号、新十津川町育英事業基金条例の廃止について。

新十津川町育英事業基金条例を廃止する条例を、次のように定める。

提案理由でございます。奨学金等の貸し付けに関する事務を円滑かつ効率に行うために設置した新十津川町育英事業基金は、その目的を達成したため、この条例の廃止について議決を求めるものでございます。

内容の説明を加えさせていただきます。

本基金は、昭和52年に奨学金等の貸し付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、設置をいたしました。近年は、基金残高が減少しており、一般会計から基金増資を行う状態が続いております。

また、平成22年に設置した新十津川町子ども夢基金の設置目的である、子供の健全な育成の支援という文言の中で、奨学金等の貸付け事務を行うことが可能であることから、奨学金に必要な財源は、今後、子ども夢基金にて対応することとし、本育英事業基金を廃止するものでございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するというところでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます、日程第9から日程第13までの案件につきましては関連がございますので、一括上程をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第9、議案第12号、平成29年度新十津川町一般会計予算。
日程第10、議案第13号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。
日程第11、議案第14号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。
日程第12、議案第15号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計予算。
日程第13、議案第16号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第12号ないし議案第16号の上程、概要説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） それでは議案第12号から議案第16号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、ただ今一括上程をいただきました議案第12号の平成29年度新十津川町一般会計予算から議案第16号の新十津川町農業集落排水事業特別会計予算までの提案理由につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

最初に1ページをお開き願いたいと思います。

議案第12号、平成29年度新十津川町一般会計予算。

平成29年度新十津川町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億1,390万3千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、201ページをお開き願います。

議案第13号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,441万4千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

次に、219ページをお開き願います。

議案第14号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億764万2千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

次に、235ページをお開き願います。

議案第15号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

平成29年度新十津川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,148万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

次に、259ページをお開き願います。

議案第16号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。

平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,346万5千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

なお、一般会計から農業集落排水事業特別会計予算までの、予算案の概要の説明につきましては、副町長より申し上げますので、よろしく御審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要につきまして説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました議案第12号から第16号までの平成29年度一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。

お手元の予算案概要説明書に基づいて、説明をさせていただきたいと思います。

1 ページにございますが、平成29年度各会計予算案総括表を載せてございます。

一般会計の平成29年度予算額は62億1,390万3千円、対前年度伸び率は4.3パーセントとなります。

続きまして、特別会計ですが、国民健康保険特別会計の平成29年度予算額は3億9,441万4千円、後期高齢者医療特別会計は1億764万2千円、下水道事業特別会計は1億9,148万円、農業集落排水事業特別会計は3,346万5千円で、これら4つの特別会計の合計は7億2,700万1千円となり、対前年度伸び率が0.1パーセントの減となります。

一般会計と特別会計を合計いたしますと69億4,090万4千円となり、対前年度の当初予算との比較で3.8パーセントの伸び率となっております。

次のページをお開き願いたいと思います。

午前中、町長、教育長から執行方針が述べられましたが、そこで示されました取組みも含め、一般会計の主な事業につきまして、第5次総合計画の6つの目標に沿って内容を申し上げます。

なお、資料の中で、新とありますのは新規事業の事を指します。拡とありますのは、拡大事業のことを指すということでご承知おき願いたいと思います。

1つ目の、みんなでつくる住みよいまちに係る取組みについてですが、環境の保全の項目では、1点目、危険空き家対策事業として、緊急措置や危険空き家解体などに係る経費49万5千円を計上しております。

2点目、資源回収奨励事業40万5千円は、従来から実施しております地域活動として実施する、資源物回収の取組みに対する助成を継続して行うものでございます。また、不用品類の改修のモデル行政区を設定して資源回収を推進することといたしております。

生活基盤の充実の項目では、まず、1点目の定住促進対策事業6,148万5千円ですが、新築住宅助成28棟分、中古住宅助成7棟分、そのうち子供のいる世帯に対する商品券助成で25世帯50人分を計上しております。

2点目、共同賃貸住宅建設促進事業1,400万円ですが、2棟14戸のアパート建設に対する助成を見込んでおります。

3点目、安心すまいる助成事業2,500万円ですが、これは平成28年度から実施しました一般住宅の増改築リフォーム等に対する助成で、50件分を計上しております。

4点目、住宅耐震化促進事業404万円ですが、これは、一般住宅への耐震診断および耐震改修、そして、解体工事に対する助成で、耐震診断1棟、耐震改修1棟、解体工事10棟分を計上しております。

5点目、都市公園改修事業3,400万円は、都市公園等管理事業の中において、みどり、橋本、菊水児童、あじさい、中央、石狩徳富河川緑地の各公園の遊具19基の改修工事に2,400万円、みどり公園外周柵改修に600万円、あじさい、カトレア、青葉児童、石狩徳富河川緑地の4公園改修工事設計委託に400万円を計上するものであります。

6点目の公営住宅等長寿命化計画見直し299万2千円は、当該計画の中間年となる平成29年度に、公営住宅の建替え時期も含めた計画の見直しを行うものであります。

次に、交通環境の整備の項目ですが、1点目、地域公共交通確保事業2,070万8千円では、従来のJRバス代替路線維持負担金のほか、乗り合いタクシー、ワゴンの運行経費を計上しております。なお、29年度からは乗り合い運行において定期券を発行することとしております。

2点目、道路整備事業8,474万3千円では、上総進西7線、青葉団地3号、5号通り、菊水公園通り、宮前1号通り、文京西3線の舗装工事経費とともに、菊水団地道路改築設計に1,650万円を計上しております。

3点目、橋りょう整備事業5,200万円では、夢色の橋、井向橋車道橋の改修で1,400万円、恵水橋補修設計1,200万円、町内32橋の定期点検調査2,000万円などを計上しております。

4点目、除排雪関係事業1億6,904万3千円では、除排雪事業1億3,881万1千円のほか、除雪専用車7トントラック更新に2,993万6千円、除雪車両運行管理システム導入経費に87万4千円などを計上しております。

次は2つ目、みんなでつくる健やかなまちに係る取組みですが、児童福祉の充実の項目について、1点目、誕生記念品贈呈事業84万円では、誕生記念の十津川産ヒノキの子供用いす40脚分の経費を計上しております。

2点目、子ども生活応援事業1,118万6千円では、町内買物ポイントカードのとくとっぷカードに4,500円分の買い物ができる得点を上乘せしたとくとくキッズカードを、中学生までの子供がいる世帯に年間5枚配布しておりますが、平成29年度から、対象世帯を高校生までの子供がいる世帯に拡大するとともに、多子世帯への支援拡充策として、子供2人の世帯にはプラス1枚、3人以上ではプラス2枚を配布することとし、その必要な経費を計上しております。

3点目、放課後児童クラブ管理運営事業574万9千円では、本年度より本格実施をしております放課後児童クラブの安定運営に係る経費を計上しております。なお、利用料金は、引き続き月額1千円としております。

4点目、第3子以降保育料無料化236万2千円ですが、平成29年度も引き続き第3子以降の子供の保育料を無料とするものであります。

次の障がい者福祉の充実の項目につきましては、障がい者自立支援事業に2億3,335万円、地域生活支援事業に859万8千円を計上しております。

次の高齢者福祉の充実の項目についてですが、1点目、高齢者除雪事業721万円では、高齢者世帯の間口、生活通路確保および道路除雪による置き雪、屋根雪下ろしに係る助成経費について計上をしております。

2点目、生活支援体制整備事業348万6千円では、具体的な支援について相談、サービスのマッチング、地域生活支援ボランティアの育成などを担う地域コーディネーターの活動について、本町社会福祉協議会に委託して行うための経費を計上しております。

4点目、介護予防・日常総合生活支援事業2,927万8千円は、地域特性に応じて本町で行う、介護支援、介護予防サービス、運動教室などの実施に係る経費を計上しております。

なお、平成29年度からは、有償ボランティア制度の本格的運用を開始することとしており、介護予防や日常生活支援における給食、朗読、ハートコール、デイサービス補助、介護予防運動補助などに対する活動に有償ボランティアの方々が携わっていただきます。

5点目、緊急通報システム推進事業55万3千円ですが、緊急通報装置の設置は、現在、

65歳以下の同居者がいる場合は対象外となっておりますが、平成29年度から、家族が仕事などで日中一時的に独居状態となる要援護高齢者の世帯にも緊急通報装置の設置が可能となるよう、対象者の範囲を拡大いたします。

次、健康づくりの推進の項目についてですが、1点目、予防接種事業2,314万5千円では、子ども法定予防接種に1,489万2千円、インフルエンザ予防接種では、妊婦及び中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の無料化とともに、65歳以上の予防接種に対して1,500円助成に係る経費として547万円、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に278万3千円を計上しております。

2点目の成人健康診査事業328万円、3点目のがん検診事業910万5千円では、ワンコイン検診を継続して行ってまいります。

4点目、特定不妊治療費助成事業に100万円、5点目、一般不妊治療費助成事業に100万円をそれぞれ計上しております。

6点目、妊婦健康診査・相談事業459万6千円は、妊婦健診時のエコー検査14回分について助成するための経費などを計上しております。

7点目、健康づくりの町宣言50周年記念プレ事業28万8千円は、本町は平成30年度に健康づくりの町宣言50周年を迎えますが、そのプレ事業として、自己の健康を自覚してもらう私の健康づくり宣言や、10年後の私へのメッセージの登録を行い、冊子に残すことで健康づくりを促す取組みや、健康づくりに協力してもらえる事業所を登録制にする取組み、そして、日本ハムファイターズの管理栄養士と協力して記念レシピを考案する取組みなどを行います。

次、医療環境の充実の項目についてですが、子ども医療費助成事業2,484万5千円は、高校生までの医療費等の無料化を行う経費を計上しております。

次に、3つ目、みんなでつくる豊かなまちに係る取組ですが、農業、林業の振興の項目については、ピンネ農業公社運営事業に653万円、多面的機能、環境保全型農業、中山間地域等の直接支払交付金で3億1,208万円を計上しております。

5点目、農業振興地域整備計画見直し事業380万7千円は、農業振興地域整備計画を見直すための経費で、平成29年度から2か年程度かけて実施するものであります。

6点目、農産物ブランド化推進事業110万円では、加工品などもブランド化の素材として検討していくこととしております。

8点目、国営樺戸二期地区土地改良事業地元負担繰上償還事業2億7,491万3千円では、当該事業に係る繰上償還を行うための経費を計上しております。

11点目、酒米粉活用研究事業100万円では、本年度行った性質分析をもとに、酒米粉を使った加工品の試作を行うものでございます。

12点目、森林整備調査研究事業33万1千円では、本町の森林資源活用方策を具体化するための先進地視察を含めた調査研究に係る経費を計上しております。

次、商工業の振興の項目についてですが、本町の中小企業の支援策では、経営に対する支援策として、融資に係る利子補給を行う国・北海道融資制度資金利子補給事業に295万6千円、中小企業事業資金保証融資利子補給事業に11万3千円を計上しております。

また、商工会への運営補助1,155万3千円や、スタンプラリーなどの地元消費拡大の取組みに対する助成400万円を計上しております。町内企業の店舗等整備や地場産品開発、

人材育成などの取組み、設備投資や各種進出企業に対する支援策として企業振興促進事業1,739万8千円、中小企業者応援事業400万円を計上しております。

次、観光の振興の項目については、4,401万8千円を計上しておりますが、この中で1点目、観光PR推進事業268万2千円では、観光PRキャラクターとつかわこめぞーのキャラクターカード、LINEスタンプの作成を行います。

また、2点目、各種イベント開催事業829万3千円では、日ハムとのパートナーシップ協定に係る取組みの一環で、ふるさとまつり、ゆきまつりにファイターズガールを招へいする予定でおります。

4点目、観光資源発掘事業70万6千円では、これまでの2年間で北大留学生と協力して観光資源、料理レシピの検討を重ねてきたものを生かし、これらを活用したモニターツアーを実施するものであります。

次、4つ目のみんなで作る安心なまちに係る取組みですが、防災体制の充実の項目について、1点目、河川維持管理事業1,673万6千円では、西3線排水路改修調査設計委託に500万円や流出土砂除去等の経費を計上しております。

2点目、防災無線管理事業283万8千円では、個別無線受信機の更新分として20台108万円などの経費を計上しております。

3点目、地域防災計画改定事業293万6千円では、平成25年3月に作成した地域防災計画の改定を行います。

4点目、防災ハザードマップ策定業務179万7千円では、徳富ダム完成と石狩川の浸水想定見直しにより、新しいハザードマップを策定いたします。

次、生活安全体制の充実の項目では、637万円を計上し、明るい市街街路の確保や交通安全の推進を図ってまいります。

次、5つ目のみんなで作る学びのまちに係る取組みですが、学校教育の充実の項目について、1点目、育英事業2,227万6千円では、本年度増額拡大した奨学金貸付事業を継続して実施いたします。

2点目、高等学校等遠距離通学者支援事業713万7千円ですが、本年度の助成対象を拡大し、JR滝川駅や砂川駅、バスターミナルを起点として助成していたものを、自宅の最寄りのバス停を起点として助成することといたしております。

3点目、私立幼稚園就園奨励費補助金1,386万円ですが、これは、私立幼稚園に通園する第3子の保育料無料化を継続してまいる内容が含まれてございます。

4点目、学校図書館の充実、司書配置121万3千円では、小学校、中学校の学校図書館に1名の図書館司書配置を継続し、また、町立図書館との図書システム連携による効果的な蔵書配置、管理を行います。

また、特色ある学校づくりのために小学校、中学校それぞれの裁量予算として70万円ずつ140万千円を計上しております。

6点目、学力向上対策についても人員配置に要する経費1,536万円を計上しております。

7点目、課外活動事業419万2千円では、PTA会費の部活動負担分と部活動の遠征費について助成を行います。また楽器の修繕、購入や剣道防具の購入などの経費についても計上をしてございます。

8点目、社会科副読本改訂事業208万1千円では、180ページフルカラーの副読本400部

を改訂する経費を計上しております。

9点目、英検補助事業50万8千円では、中学生が卒業するまでに英語検定を全員が3級を受験できるよう受験料全額を助成するものであります。

学校給食関係では、学校給食の調理委託に2,283万9千円を計上し、また、第3子以降の学校給食費無料化に194万7千円を計上しております。

次に、社会教育の充実の項目についてですが、小学生の通学合宿を行う体験学習推進事業に77万1千円を計上しております。

2点目、母村交流事業202万5千円では、小学5年生14人、中学1年生14人と引率分の経費と、十津川青年団受入れ経費を計上しております。

4点目、スポーツ大会参加助成事業300万円は、小中学校の全国、全道大会出場経費を負担するもので、平成29年度は本年度よりも100万円増額して計上しております。

5点目、生涯スポーツ推進事業418万2千円は、ライフステージに応じて気軽にスポーツを楽しむことを目的とする新十津川スポーツクラブへの支援などの経費を計上しております。

6点目、イースタンリーグ開催事業負担金150万円は、開町60周年記念事業として北海道日本ハムファイターズのイースタンリーグ戦が開催されることから、当該開催に係る事業費の一部を計上するものであります。

7点目、スポーツセンターロビー改修工事520万6千円ですが、これは、五十嵐武暢先生の作品をスポーツセンターに展示するためのロビー改修に係る経費を計上するものであります。

8点目、ピンネスタジアム整備工事750万円は、イースタンリーグ開催に合わせて、ピンネスタジアムのグラウンドの土入れ替えと観覧席の修繕を行うものであります。

9点目、読書通帳システム購入事業401万8千円は、図書館に読書通帳を記帳できるシステムを購入して設置し、読書率の向上を図ります。

次、6つ目のみんなでともに歩むまちに係る取組みですが、住民参加の促進の項目について、1点目、行政区活動支援事業1,279万9千円では、平成29年度から行政区が行う提案事業のメニューを強化し、新たに文化づくり事業を統合して収穫体験事業なども助成対象とする郷土愛育成事業を実施するものであります。

2点目、行政区自治会館建替え事業3億1,213万6千円については、平成29年度、文京区、花月区、総進区の3か所を建替えするもので、当該建設に要する経費を計上するものであります。29年度をもって耐震性能を有していない行政区自治会館7か所すべてを建て替えることとなります。

3点目、しんとつかわ魅力発信事業553万6千円は、歴史風土、住環境、イベント、遊びの場といった4つの視点でそれぞれ4編の動画を作成するとともに、終着駅としての魅力発信のための札沼線の動画も作成する経費を計上するものであります。

次、行政の効率的な運営の項目について、1点目、庁舎建設事業1億4,267万3千円についてですが、庁舎建替えに係る基本設計や測量、地盤調査などの経費を計上するものであります。

また、建設費確保のため設置した新十津川町庁舎建設基金に1億円を積み立てる経費を計上しております。

次、2点目、公共施設の解体4,070万6千円ですが、これは、旧尚武館、旧幌加区自治会館、旧花月牧場管理棟、消防職員待機宿舎の計4施設を解体するための経費を計上しております。なお、旧尚武館解体後の跡地には駐車場を造成することとしております。

3点目、ふるさと応援寄附金推進事業6,447万2千円では、平成29年度にふるさと納税専用サイトの拡張プランを活用するほか、それ以外のサイトを活用し寄附額の増加を図るための経費を計上しております。

続きまして、主な一般会計の歳入についてでございます。町税は、5億3,541万8千円で、対前年の伸び率2.1パーセントの増加となっております。これは、これまで手堅く見込んでいた町税歳入予算を実情に合わせて調整したことによるものでございます。

地方交付税は29億3,500万円で、対前年と同額で見込んでおります。

分担金及び負担金は6,571万円で、伸び率7.2パーセントの増加となっておりますが、これは、給食センターの改修等に係る雨竜町の負担金の増加によるものでございます。

国庫支出金は2億9,831万9千円で、伸び率13.5パーセントの減少となっております。これは、社会資本整備総合交付金の交付率低下が主な要因となっております。

道支出金は4億6,092万1千円で、伸び率1.8パーセントの減少となります。

繰入金3億5,164万8千円は、伸び率4.6パーセントの減少となっております。

諸収入1億9,342万6千円は、伸び率7.8パーセントの増加となっております。これは、派遣職員の人件費に係る負担金の増加によるものであります。

町債8億8,860万円は、伸び率51.3パーセントの増加となっておりますが、これは、国営樺戸二期地区土地改良事業の繰上償還に係る農業基盤整備事業債の増加によるものでございます。

一般会計については、以上でございます。

続きまして、特別会計予算案についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計、予算総額3億9,441万4千円でございます。

主な歳入ですが、国民健康保険税2億168万2千円で、対前年659万2千円の減額となっており、これは被保険者の減少によるものでございます。繰入金1億9,270万3千円は、一般会計からの繰入金で、そのうち保険基盤安定分は5,189万8千円、その他分で法定外分は1億1,454万7千円であります。

歳出については、保険者である空知中部広域連合への負担金で3億9,267万9千円ですが、対前年で141万8千円の増額となります。

次に、後期高齢者医療特別会計、予算総額1億764万2千円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料7,169万4千円で、対前年488万8千円の増額となります。これは被保険者の増加によるものでございます。繰入金3,584万2千円は、一般会計からの繰入金でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金1億622万5千円で、対前年で438万9千円の増加となっております。

次に、下水道事業特別会計、予算総額1億9,148万円。

歳入の主なものは、使用料及び手数料6,400万1千円は、下水道使用料で対前年100万円の増加となります。これは、新築を含めた住宅取得件数が増えたことによるものでございます。繰入金1億1,418万7千円は、対前年1,339万1千円の減額となりますが、これは、

昨年実施した調査設計費が減ったことによるものでございます。

歳出の主なものは、下水道建設費2,683万1千円で、みどり中継ポンプ場等電気設備改築工事と公共樹設置工事が主な事業であります。公債費1億2,418万6千円は、地方債償還元金及び利子分でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計、予算総額3,346万5千円。

歳入は、使用料及び手数料770万1千円と繰入金2,176万2千円で、繰入金は、施設管理及び公債費償還に係る経費を一般会計から繰入れるものであります。

歳出は、維持管理費1,374万1千円で、農業集落排水事業最適整備構想の策定に係る経費400万円などが含まれております。公債費は1,972万4千円でございます。

以上、平成29年度の一般会計ほか4特別会計予算案の概要について申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第12号から議案第16号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより予算概要についてのみ質疑を行います。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） お諮りいたします。

議案第12号から議案第16号までの審査についてであります。先に開催されました議会運営委員会において、議長を除く議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議を進めるとの申し合わせでございます。

本件につきましては、議会運営委員会の申し合わせのとおり、議長を除く議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、平成29年度新十津川町各会計予算の審議は、議長を除く議員で構成する予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで、1時55分まで休憩をいたします。

それでは休憩中に、予算審査特別委員会を開き、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員は、議員控室へ移動を願います。

（午後1時43分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時50分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に長名實君。副委員長に鈴木康裕君。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明をさせていただきます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。 所在地、名称でございます。

樺戸郡新十津川町字総進188番5。サンヒルズ・サライ。

樺戸郡新十津川町字総進190番1。新十津川町ケビン村ヴィラトップ。

樺戸郡新十津川町字中央5番1。新十津川物産館。

樺戸郡新十津川町字学園21番3。新十津川町農林産物加工センター。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称。

樺戸郡新十津川町字中央5番地1。株式会社新十津川総合振興公社、代表取締役、小林透。

3、指定の期間。

平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

この度、指定期間の満了となることから管理者の公募を行ってきたところ、新十津川総合振興公社のみということでございましたので、従前同様に指定管理をしていくものでございます。

これまで、指定管理に当たりましては、施設の適正な維持管理、そして、運営に努めていただいたという経緯もございまして、指定管理者選定委員会において実績等を評価し、引き続き指定管理者として妥当であると判断いたしましたので、引き続き、平成34年3月31日までの5年間、指定管理をするということでございます。

以上で、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第17号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、8日から13日までの6日間、本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、8日から13日まで本会議を休会とすることに決定をいたしました。

14日は、午前10時より本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした

（午後1時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第1回新十津川町議会定例会

平成29年3月14日（火曜日）

午前10時00分開議

◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 一般質問
- 第4 陳情第1号 「介護保険制度の見直しを求める意見書」の採択を求める陳情
(総務民生常任委員会審査報告(委員会報告第1号))
- 第5 陳情第2号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替性労働の改善を求める
意見書」の採択を求める陳情
(総務民生常任委員会審査報告(委員会報告第2号))
- 第6 議案第1号 新十津川町税条例等の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第2号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算(第6号)
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第3号 平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第4号 平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第5号 平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第6号 平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
(質疑、討論及び採決)

◎出席議員(11名)

1番 進藤久美子君	2番 杉本初美君
3番 鈴井康裕君	4番 小玉博崇君
5番 白石昇君	6番 西内陽美君
7番 安中経人君	8番 青田良一君
9番 長名實君	10番 笹木正文君
11番 長谷川秀樹君	

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	中 畑 晃 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
保健福祉課長	野 崎 勇 治 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	遠 藤 久美子 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。

1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成29年、一番最初の一般質問をさせていただきます。

まず町長に、米の直接支払交付金打ち切り後の本町の農業施策について、お伺いしたいと思います。

かつて平成22年、民主党政権時に施行されました農業者戸別所得補償制度は、主食用の米の作付に対し10アール当たり1万5千円の直接支払いがなされておりました。それが、自民政権時に経営所得安定対策と名目を変え、直近では10アール当たり7,500円の補償となっています。

この制度は、本年、平成29年までで、来年、平成30年産からは廃止の予定となっています。これを本町全体で見ると2億6,000万円の資産の減少ということになります。この数字は、来年の平成29年一般会計予算の対前年増額分2億5,000万とほぼ同額であります。

また、本町の農家340戸ありますが、農家1戸当たりだと平均80万円ほどの減収ということになります。この上ない大きな損失であると思います。

本町は、先の主食用米の生産数量目標でも、空知管内全体で2.58パーセント減少する中、逆にプラス5パーセントと一番大きく作付面積を増やしている自治体でもあります。

つまり、この制度の廃止の影響が一番大きくかぶるまちと言っても過言ではありません。

水稻農業を基幹産業とする新十津川町の町長として、制度の廃止を受け、どう本町の農業の振興を図っていくのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。それでは、鈴木議員からの米の直接支払交付金打ち切り後の本町の農業施策についての質問に、お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、ご承知のとおり、本町は水稻が基幹産業のまちであります。平成28年産米は、水稻3,570ヘクタールの作付を行い、収量は2万500トンとなり、北海道有数の米どころとして高品位米を安定的に生産をしております。これは、農業者の普段の努力のたまものであると、改めて敬意を表する次第であります。

今日、全国的に米の需要量が減少している状況であり、主食用米の作付希望が減少している中であっても、本町は、高品質の主食用米の拡大に積極的に取り組んでおります。

ただ今3番議員さんのご質問内容にありまして、昨年度の配分面積と比較すると165.3ヘクタールの配分面積が増加し、増加面積としては空知総合振興局管内で1番であります。

この背景には、国は米価の安定等のために交付金の手厚い飼料用米の作付を推進し、南空知などの地域において主食用の米から飼料用の米や畑作物、大豆、菜種への転換が著しく進んでいることがあります。

しかし、本町は農業者の皆さんが食味、品質に自信を持って生産している主食用米の作付を今後も推進していく方針であり、この考えはピンネ農協も同様であります。

ピンネ農協の第6次地域農業振興計画の中におきましても、北海道一の米どころピンネを目指してとして、売れる米づくり、さらには、選ばれる米づくりを一層推進していくということにしているところであります。

さて現在、主食用米を作付すると米の直接支払交付金が交付されております。

ただ今3番議員からも質問の内容にありましたが、ちょっと繰り返しになりますが、経過等について説明をさせていただきたいというふうに思います。

民主党政権下で創設された農業者戸別所得補償制度において、10アール当たり1万5千円が平成23年度、24年度の2年間交付されております。自民政権下になった平成25年度からは名称を経営所得安定対策と変え、また、高い関税により守られている米に交付金を交付することは、他産業や他作物生産者に納得していただけないなどを理由として、平成26年度にこの交付金について廃止の方針が決定をしたところであります。

ただし、経過措置として平成29年度までは10アール当たり7,500円が交付されることとなり、平成28年度はピンネ農協管内では3億8,000万、本町分として2億6千万分が交付されてございます。

北海道産米はホクレンの販売戦略か功を奏し、全国的に不足している状況にあり、他県

がうらやむ状況となっております。高品位米につきましては、農協が小売業者などと交渉し一定の評価が得られれば産地指定が取引されるようになりますが、産地指定を受けるということは、消費者の厳しい目で、安全かつ良食味米であるという評価を受けることでもあります。

ピンネ農協では、全農コープ奈良支店に産地指定で米を卸しており、取引価格も若干上乘せされ、農家にも還元されていると伺っております。

また、ゆめぴりかは、現在首都圏で複数店舗を持つ京王ストアに産地指定により納入し、高評価をいただき、価格も高く取引されるため、ピンネ農協は今後も積極的に小売業者に働きかけたい意向を持っております。

このような取引により、販売価格が上がることで米の直接支払交付金の廃止による影響の緩和につながるものと期待するものであり、試算ではありますが、1俵当たり800円から900円価格が上がることで、直接支払交付金7,500円の廃止分をカバーできるという計算になっております。

しかしながら、この分は儲けにつながる、所得向上につながるわけでありますから、直接支払交付金相当分については何とか対応していきたいというふうに考えてございます。

昨年11月、国は農業者の所得向上を図るために、構造的な問題を解決するとともに自由な経営展開ができる環境をつくるため、農業競争力強化プログラムを策定いたしました。農業所得に影響がある生産資材価格の引き下げと流通の構造改革のほか、セーフティーネットとしての収入保険制度が導入されるなど農業収入全体に着目するもので、安心して農業生産体制が構築できるという内容になってございます。

先日、この強化プログラムに対する意見聴取のため、農政事務所が本町を訪問していただきました。

国が交付金を廃止するという方針は変わらないということでありましたので、私は、米の施策に使われている財源は、米の施策について予算が使われるべきと強く要望をいたしましたところでもあります。

ピンネ農協においても、JAグループ全体として、その財源については、米に関する新たな施策や担い手育成に振り替えるように要望していることを聞き及んでおり、今後、具体的な案をまとめ、米に関する施策に予算が配分されるよう要請をするとのことでもあります。

また、新十津川町農民協議会及びその上部団体においても同様に要請活動を行っているところでもあります。

いずれにいたしましても、国の米政策は本町の農業にとって持続可能なものでなくてはなりませんし、農家が安心して安定的に主食用の米の生産を行い、付加価値を高め販売することにより生産者に還元されることが重要であると考えております。

これからもピンネ農業協同組合や関係団体と足並みを揃え、さまざまな機会を通じて、米に関する予算の確保を要請するとともに国の制度を上手に活用しながら、農業所得の向上が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

少し説明等も含んだ関係から長くなりましたけれども、3番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員、再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） 国の施策に関わる丁寧な答弁を含めまして、いろいろありがとうございます。

収入保険制度も新たに創設されるわけですし、その辺の補償は大丈夫かというふうに政府の方が申しておりますが、本町の農業を維持していこうという場合にですね、先に示されました町長の平成29年度執行方針には、農業の持続的発展を中心に経済の活性化に努めると書かれております。そして、農業が元気にならなければ、町の商工業の元気につながらない。そういうふうにも申しております。

実際の数字で申しますと、平成28年度収支として、ピンネ農協の組勘実績は前年よりトータル2億円のマイナスということを知っております。しかし、納める税金については前年とほぼ同じくらい。農家経済少しづつダメージを受けております。

そんな中、私の方面でも働き盛りの大規模農家が経営難で水田を手放せざるを得なくそんな状況になってしまいました。農業委員並びにピンネ公社がその農地の引き受け手を斡旋し、3戸の農家で引き継ぐことになったと聞いております。

しかしながら、後継者のいない引き受け手は約2,000万の売買契約を、また、他の農家でも4、5千万の返済をできるのか、非常に不安を感じております。

このような農家を支援するためにも、資金面での優遇措置、人材確保、あとは、これからの農協施設の更新に伴う多額な農家負担を町が支援する、そういう方法などがあると思うんですが、町長はどういうお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

3番議員の質問にありましたとおり、新十津川は基幹産業農業であります。このことを私は、執行方針の中でも将来ともに農業が基幹産業であり、農業の基幹産業が発展することによって今ほどの質問にありましたとおり、商工業、建設業、そして、町民に潤いがつながっていくというふうに確信をしていることから、農業の基幹産業を守るための行政の役割をしっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

まず、質問の内容にありました農協の組勘の方でありますけれども、2億円のマイナスということで大きなマイナスのことでもありますけれども、前年度が逆に言うと大きなプラスという年ということもあってですね、28年度については平年並みにというふうな考え方で私は受けとめておりますけれども、多少の増減はあるかもしれませんが、そういうふうな見方をさせていただいております。

ただ、しっかり農業所得が上がる、そういうことが一番望ましいというふうに考えているところであります。

そして、今ほどの質問の内容にありました、農地を手放さざるを得なくなった、そういうことについて、高齢下の状況だとか、それぞれの個々のケースだとかいろいろありますから、そのコメントについては非常にそのケースがどのケースを指しているか、私は掌握してない部分もありますけれども、しっかり、優良農地が農業委員さんだとかピンネ公社だとか、そういった関係の方々との斡旋の協力によって、農地が新しい農業者によって農業

経営ができるということは、やっぱり新十津川の大切な農地が将来ともに健全な農業者の手の中で経営ができるということは、まず、そのことはありがたいことだというふうを考えております。

これが逆に本州府県になっていくと、荒廃地だとか、そういう形になる危惧がされるわけでありまして、新十津川の場合は、農業委員さん、今のピンネ公社、さらには関係機関の連携によって、今まで農業基盤で相当額資金整備をした大切な農地が次の担い手に経営移譲されるということは、まずは良いのではないかなというふうを考えております。

それから、農協の施設整備についてどう考えるのかという、将来に向けた考え方の質問であると伺いました。これも、具体的なものということで指しておられませんから、回答については非常にちょっと総論的な回答になってまいりますけれども、今までも農協に対する農業施設、例えば、うちのライスボックスについての施設整備が過去20年ほど前にあったかと思っておりますけれども、そのときについては、農協が事業主体で整備をし、町がその施設整備の応分の費用を助成をしたという経緯がございます。

基幹産業のそういう集出荷施設の大きな整備ということを考えていくと、今後もそういったことが将来、考えられることもあるというふうに向っておりますから、そういった形の中では大きな農業施設の整備についても、基幹産業の農業を守るため、農業者の負担を軽減するためということについては必要な助成をしていきたいというふうを考えていることを申し上げ、3番議員さんの再質問の回答とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員、再々質問はございますか。

はい、それでは再々質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） 今、町長から農家の支援のために資金面での措置、あと、農協施設の整備についても前向きなお答えをいただいたのを非常にありがたく思っております。このような状況の中で、即効性のある施策はなかなか町独自では難しいかとも思います。

3月8日の農業新聞には、集落営農法人へのアンケート結果でも、この米価では収支がぎりぎりであるというのが62パーセント、赤字が23パーセントと、稲作経営は、これから非常に厳しい状況であるということが示されております。

また、平成30年産から直接支払交付金が廃止される影響は9割が経営にマイナスとっております。そこで、この1年間で何らかの手を打たなければ、新十津川の農家経済はますます衰退していくのではないかと、そういうふう懸念するわけでありまして。

また、今朝の農業新聞では、主食用米で国が示す生産数量目標よりも作付面積を抑えた、いわゆる、深掘りをした県ほど米価の上昇率が高い傾向であるということが農水省の分析でわかっております。

新十津川でも地域農業再生協議会が水稻生産ランキングをそれぞれ農家に通知し、作付面積の配分を行っております。この制度を徹底して新十津川米のブランド米価を引き上げていくというようなことが必要だと思っております。

また、先ほどの新聞紙上でも、地域農業の担い手が発展に必要な農業政策は、生産費を補う所得補償制度の確立が一番であるという主張をこれからも踏まえて、地域農業再生協議会の会長である町長が率先して、国、道に働きかけていただきたいと、先ほどもおっしゃられましたが、そう願うところであります。

以上のようなことを考えますが、できれば、再度、町長のお考えを伺いたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） ただ今、農業新聞の事例だとか細かく質問をいただきました。

今朝の農業新聞拝見させていただいておりませんが、まず、過去の状況だとか現在の状況を鑑みて、今、3番議員さんの言われた内容は大まかには掌握をしているというふうに考えてございます。

今の深掘りについての判断でありますけれども、確かに今までは深掘りをしたところが非常に米の需給バランスの関係から高く売れていたということであり、北海道もそのようにずっと深掘り対策をしてまいりました。

しかし、去年の需給バランスを考えたときに、水張面積の確保が、特に空知管内ですべき水張面積ができなかったというような状況で、逆に、空知のおいしい米が本州府県に求められている。そして、価格も一定程度下がるということではなく、求められているということから、高く販売ができる見込みがあるということも鑑みて深掘りをせず、必要に目標面積の部分を作付するというような決定をし、今、新十津川もその深掘りをしない面積で配分しているところでありまして、さらに空知管内を見ますと、南空知の状況がさらに水張面積が減っているということから、新十津川だとかこの近郊の町村で空知のこの水張面積を確保し、北海道の米どころ空知を守っていく、そして、北海道を守っていく、いわゆる、米どころをしっかりと食料基地としての位置づけを確たるものをしっかりしていかなければならないというふうに考えております。

今ほどの質問にありましておおり、このランキングの中では一等米の比率、さらには高品位米、さらには収量の安定性、その整粒歩合などですね、そのことが認められ新十津川は非常に米の産地として、農業者のたゆまぬ努力、農協関係機関のそういう連携によって非常に評価を確たるものにしていくというふうに考えております。そのことを今後ともしっかりと日本の主食である米をしっかりと広く販売をできるように、農協も鋭意努力しているという形でありますから、この評価をいただいていることをさらに広げていけるように、販売戦略と売れる米、儲かる米づくりという形の中で一体的に進めていきたいというふうに考えております。

また、米の直接支払交付金については、地域農業再生協議会の会長に私はなっておりますから、地域農業再生協議会の産地交付金の中に置きかえるという一つの方策もありますから、どういう方策を選択をすることが、要望していくことが一番望ましいのかということも農協とも連携をし、打ち合わせをさせていただいておりますので、そういった直接支払交付金が産地形成交付金なのか、また違った形で米に代わる国の手当としてくる方法もありますから、そういったことを勘案しながら、今まで交付金の金を米に戻してもらうということは基本的なことは変わってございません。

そして、平成30年から今ほど産地形成交付金のあり方だとか、農業のあり方が大きく変わります。

今ほど質問のあったとおり、29年度がその変わり目ということで、手遅れにならないようにしっかりと農業の町としての首長として、農業関係機関のそれぞれの北海道一枚岩となって、そのことを鋭意いろんな形の中で、町村会なり道とも連携しながら、農業の町、水田づくりの町、そういったものを持続的にできるように、しっかりと連携しながら努力

をしていくことを申し上げ、答弁とさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、3番議員、二つ目の質問に入ってください。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

次は、本町の教育委員会制度改革の成果について、伺いたいと思います。

平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本町においても、その制度に則った教育委員会がスタートしました。

教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置や総合教育会議の設置など、首長の責任や役割を明確化し、教育政策について公の場で議論することが可能となりました。

この新制度上で運営されている教育行政は、ほぼ2年が経とうとし、教育長の3年の任期の半分以上が経過したことになると思います。

教育委員会の審議の活性化、教育政策に関する方向性の明確化が期待された制度改革ですが、本町における成果についてはどうなのか教育長に伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。3番議員さんの一般質問に答弁させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本町にとって最も成果の大きなものは、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になったことにより、首長と教育委員会が公の場、すなわち総合教育会議において、教育政策について、協議や調整を行うことで両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になったことと考えております。

総合教育会議では、教育に関する総合的な施策の大綱の策定、教育の重点的に講ずべき施策や児童、生徒等の生命、身体の保護等、緊急の場合に講じるべき措置などについて協議調整を図ることとなっております。

本町におきましては、現在、総合教育会議を新制度ののち3回開催しております。教育の振興に関する施策の大綱や重点施策等重要な案件について十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して連携を進めることができ、教育委員からも活発な意見をその場でいただいているところでございます。

また、教育委員会会議の議事録の公表が努力義務として規定されたことを踏まえ、本年度からホームページでの公表を始めており、会議の透明化が図られました。

今後も教育委員会が期待されている役割を十分に果たすため、教育委員は教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるという意識を持ち、教育委員会における審議を活性化させる、また、事務局職員の資質能力を向上させ教育委員に適切に情報提供するよう努め、新十津川教育の振興に関する施策の大綱で定めた目標方針に沿って、教育の充実を図っていきます。そのように考えております。

以上、3番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員、再質問ございますか。

はい、3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） 丁寧な教育委員会制度の説明、誠にありがとうございました。

その法律の趣旨において、新教育長は、首長との密接な関係を保ち教育施策の方向性を共有し、その執行に当たるとあります。

ここで一つ検証したいのは、ちょっと細かいかもしれませんが、今年度から始まっている高等学校等遠距離通学者支援事業の政策理念が、きちんと教育委員会の中で共有されていたのかと、そういうことであります。

昨年の定例議会、当初からさまざまな意見が相次ぎ、私は反対討論もさせていただきましたし、本定例議会でもその条例の一部改正について上程されているところであります。

やはり、昨年はその理念がきちんと反映されないまま条例が出されたと言わざるを得ないと。教育委員会の答弁もきちんと整理されていなかったように思われます。

今後、総合戦略の計画の中で特色ある教育の充実を図るためにも、教育委員会又は総合教育会議での議論を煮詰め実行していく必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員さんの再質問に答弁いたします。

今ほど遠距離通学等の議論等につきまして、審議されたかということですが、遠距離通学に限らずですね、先ほど説明いたしましたように、それぞれ新年度における重要施策について、総合教育会議の中でですね、すべての項目においてその内容について説明し、こういう形で新年度については進めていきたいという中で、協議会の中の資料ということで協議をさせていただいております。

そのようなことで、そういう場で総合教育会議というのは、首長さんと教育委員、対等の場でそういう意見を交わすということによってやっておりますので、そのことで答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） 今ほどお答えにありましたように、総合教育会議で議論されているというお答えでありました。

また、あと一つですね、この制度改革の狙いとして、児童、生徒の生命、身体の保護等、緊急の場合、例えば、いじめなどによる自殺などが起こった場合に、迅速かつ適切な措置をすることを求められております。

また、今後、コミュニティースクールの導入、小中一貫校への移行など、いろいろな事案もあると思います。

このようないろいろな事案に適切に対応できるように、教育委員会の体制を整備していただきたい。その上でも、この総合教育会議の役割は重要であると思います。

そのようなお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。特に、答弁は求めません。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、3番、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

次に、1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきま

したので、通告に基づいて一般質問を行わせていただきます。

近年、全国的に異常気象による災害が発生しています。昨年においては、北海道に台風が上陸しましたが、本町において多くの水防団員、消防団員の皆様のおかげで被害を最小限に抑えることができ、大変感謝しているところでございます。

しかしながら、一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者、また、妊婦などの要配慮者へのための避難所の場所がよくわからないとの声が、私のもとに聞こえてまいりました。

そこで、町長にお尋ねをいたします。本町における福祉避難所について、町長はどのようにお考えになっているか、お伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、少し説明をさせていただきたいというふうに思いますが、本町の避難所として、水害時に小中学校の体育館、武道場など9か所、地震時には第1避難所として各地域の行政区自治会館、2次避難所としてスポーツセンター、改善センターなど6か所を指定しており、毎年の広報誌やハザードマップなどで住民周知に努めているところであります。

ご質問のありました福祉避難所でもありますけれども、町の地域防災計画においては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮し指定することとしており、国からも災害対策基本法を初めとした法令、そして、福祉避難所のガイドラインが示されております。

その中で対象者は、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する方、妊産婦、疾病者、内部障害者、難病患者などと定義をされているところであります。

福祉避難所の要件はバリアフリー化されていることが記されており、バリアフリー化されていない場合はそれに代わる手段として、障害者用トイレ、スロープや、場合によっては車いす、歩行器などの機材の確保が必要とされております。また、災害発生時には要配慮者10人に対し1人の生活相談員などの配置基準が示されているところであります。

このようなことから、本町においては福祉避難所としてはバリアフリー化されている、そして、保健師もいるゆめりあを考慮しております。

しかし、水害時には、ゆめりあは浸水想定区域内に位置しているためその対策として、災害時の要援護者については災害時に避難所として指定をしているスポーツセンター、小中学校などの一般の避難所内に福祉避難スペースを別に設け、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保し、避難生活に困難が生じない形を工夫しながら考えているところでございます。

なお、負傷の有無など要援護者の様態、周囲の状況などを総合的に判断し、措置が必要な場合は病院への移送や施設等への緊急入所などの措置も講じていることを申し上げ、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 進藤議員、再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 町長の答弁、大変わかりやすく理解させていただきました。

先ほど、町長もお話しされていたように、内閣府から被災時要援護者避難ガイドライン、そういうものが出されて、それを受けて自治体と福祉施設の間で福祉協定を結んでいるところが少しずつ増えてきているというのが現実だと思います。

また、特に特別養護老人ホームと福祉協定を結んでいるところが、その中でも大半を占めているというのも、資料の方から出ております。

本町では、社会福祉法人明和会、また、医療の部門では花月クリニックや空知中央病院など関係施設がたくさんございます。ここら辺の近隣市町村で言いますと、歌志内では3施設そういう所と協定を結んで、また、今後もそのような協定が結べる所があれば働きかけていく、そういうふうに向きながら行っているところもございます。

ぜひ、本町においてもそういう社会福祉施設、また、病院などと提携を結び、町民のより安心安全を守ることにについて、町長はどのようにお考えになっているか、お考えをお聞かせください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 1番議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

要配慮者の対応という部分では、非常に災害があったときに一番大切な対応、迅速な対応が求められております。今日の北海道新聞にも大きく取り上げていたところであったかと思えます。その内容と重複するものもあるかもしれませんが、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど1回目の質問に対する末尾でお答えした内容については、必要な要配慮者の状況見て、福祉避難所として町内の福祉施設へ措置を移行するということは質問のお答えをさせていただいたわけではありますが、このことは防災計画で計上されているということでもありますから、今の中でも福祉施設等の協議の中でできるということでもありますけども、そこは明確になっていないということから、今、再質問があったということかというふうに思います。

そういったことを考えますと、福祉避難所をより明確にしていくことが望ましいということは、私どもも考えております。ただ、単に福祉避難所として指定をしてもですね、福祉避難所として運営している相手側がありますので、また、医療だとか福祉施設は入院されている患者さん、さらには入所者もおりますので、その限られたスペース、また人材、そういったものが確保できるか、できないかということも考えなければなりませんし、福祉避難所としても受け入れが困難であるということも実態としては考えられるわけがあります。

したがって、来年度、平成29年度に計画をしております地域防災計画の見直しと併せて、今後、町内の医療、福祉施設と協議打ち合わせをしながら、可能性を探っていききたいというふうに考えております。

また、国の示すガイドラインでは宿泊施設も生活相談員などの人材の確保ができれば対象となりうるということでもありますので、今後、宿泊施設も含め福祉避難所の確保に向け協議検討し、地域防災計画の中で明文化をさせていただきたいということを申し上げ、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 1 番議員、再々質問ございますか。

はい、それでは再々質問を許します。

○1 番（進藤久美子君） 福祉避難所については、町長の前向きな答弁をいただき大変ありがとうございます。

それとまた別なことで、避難所マニュアルについて、今度はお伺いしたいと思います。

本道において災害時の発生に備え、被災された皆様が速やかに避難し、良好な避難生活を送ることができるよう、各市町村において、あらかじめ独自の避難所マニュアルを整備しておくことが求められているのは、町長もご存じだと思います。

そこで、本町における避難所マニュアルの今までと変わったところがあればお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 避難所マニュアルについての質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほども答弁の中にありましたとおり、第1 避難所は各行政区自治会館が避難所として指定をしております。そして、自主防災組織、それぞれ行政区を中心に設置をしていただいているという状況になってございます。それぞれの地域の状況、実態、そして要配慮者、今の区域内、それぞれの行政区内にどの程度の要配慮者がいるのか、そして、要配慮者に対する支援者がどのように対応しているのか、そして、区全体としてその避難所に向けて避難ができる。そういった仕組みをそれぞれの行政区の実態に応じて、自主防災組織を作りながら避難マニュアルに沿ってというのですかね、基本的な非難マニュアルに応じて、地域の実情を鑑みて対応していただいているということでもあります。

昨年もHUG（ハグ）と言うんですか、避難所運営ゲームという形の中で、参加者を募って避難所の運営についてそれぞれ対応して、避難所の運営のあり方を、それぞれゲーム感覚で実態の避難所をどのように運営していけばいいのかということを経験しながら、避難所の運営の考え方、そして、避難所の運営をどう対応していけばいいのかということを実体験をしているところであります。

今日の新聞にもあったように、避難所ができたときにはどのように避難所を運営していくかという部分では、訓練だとか、いわゆるそういう経験値が非常に生かされるということでもありますので、それぞれの行政区が避難所になりますから、自主防災組織を中心にその避難所の運営について、さらに研修が高められるように、町としても支援をしていきたいというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩をいたします。

（午前10時50分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

5 番、白石昇君。登壇の上、発言願います。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） 議長のお許しが出ましたので、私はまず最初に、本町の観光資源活用の方向性についてということで、町長にお伺いをいたしたいと思います。

現在、我がまちでは、北海道大学と提携し観光資源開発に取り組んでおります。平成27年から29年の3年間、北海道大学の海外留学生を中心とした、海外の留学生から見た新十津川町の観光開発はいかにあるべきかというようなことで取り組んでいる最中でありませ

す。また、町長の執行方針の中にも、観光資源を洗い出し商品化を目指したいというそういうことがございました。

私は、観光の原点は、執行方針の中にも示されたとおりに、みんなで共に歩むまち。まさしくそのとおりでと思っております。

みんなで、どうしたらこのまちを観光資源として開発していけるかというそういう原点に立った、そういう考え方が基本になれば、観光は単に一部の人間だけ大騒ぎして成り立つというそういう性質のものではないと考えておりますが、町長のそうした考え方につく、この観光開発資源の開発ということを次のステージにどのようにつなげていくかということをお伺いしたいと思

います。○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは5番議員さんから寄せられた質問に対してお答えをさせていただきます。少し重複するかもしれませんが説明をさせていただきたいというふうに思

います。まず、平成27年度から北海道大学の外国人留学生に来町していただき実施をしております観光資源の発掘事業は、現在、把握している観光資源のほかに、地元の住民では気づくことのない、ありのままの風景や歴史、産業などが魅力ある観光資源となりうると考え、地域の特色や特性を生かした観光振興の方策を探るため事業を実施してまいりました。

平成29年度は最終年として、2か年の成果の蓄積を生かし、モニターツアーを実施することにより北海道大学の学生の意見や旅行業者のノウハウを提供していただきながら、新十津川の観光の周遊ルートづくりを目標に進めてまいるところでございます。

ただ今5番議員さんから、観光の原点は、みんなで共に歩むまちにあるとお話をいただきました。町の観光拠点であるふるさと公園においては、来往される方や利用される町民の意見を伺いながら、関係者が日々努力をして集客に努めておりますし、主体的に連携協議会を設置し、情報交換を図りながら今後の取り組みについて検討していただいております。

また、長年多くの町民や団体が力を注ぎ、協力しながら継続をしてきたふるさとまつりやビールパーティー、陶芸まつりや雪まつりなどの各イベントは、新十津川町ならではの継続性ある取り組みとして喜ばれ、毎年多くの皆様に楽しみにしていただき、集客に大きな力となっております。今日まで町民と一緒に作り上げ、そして、継続して共に歩むことを大切にしながら注いでまいったところであります。私も、このような歩みそのものが観光の原点であると考えておりますので、5番議員さんのご意見には意を同じくするとす

るところであります。

また、少し視点を変えますが、入植してから地域の中で脈々と受け継がれ育まれたもの、豊かな自然、開拓の歴史、農業や農村の風景、札沼線、そして、本町に生活する者にとって当たり前である、あまり意識することはありませんが、先人が先見の目をもって整備をしていただいた碁盤の目の道路も127年間脈々と続いてきた文化的遺産と言えるものであり、このように町民と歩みを共にしてきたものは本町の宝であり、今後も変わることはない観光資源であると考えております。

さらに申し上げさせていただくならば、これまでも、これからも、町民が住んで良かったと思えるまちづくりそのものが人を引き寄せる観光の根本にあるんだと考えております。

本年度、平成30年度からの5か年を計画期間として観光振興計画を策定する予定でございます。計画の策定に当たっては、観光資源の洗い出し、位置づけを整理するとともに、まちの観光の方向性を定め、観光資源の活用方策について検討することとしておりますので、みんなで作るという気持ちを持ち観光振興計画を策定することを申し上げ、5番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 5番議員、再質問ございますか。

再質問を許します。

○5番（白石昇君） 観光資源開発ということでは、本当に方向性は間違っていないと思っております。

ここに27年版の北海道大学の観光資源開発の論文の報告書というのがあります。28年版ももうすぐ来ると思います。最終的なまとめる論文が、来年度のちょうど今ごろ、また来ると思います。そういうことを十分に活用しながら、観光開発に、ぜひ、役に立てていただきたいということが1点と。

もう一つ、これを読んで、私も知らなかった。新十津川に古い歴史のあるものがあるということ、私自身も再発見をさせていただきました。そういうことを実は今年、現地を見ながらもう一度、私自身も現地検証しながら、そういうことの提言をしていきたいと思っておりますので、そういう部分を十分に生かしていただくように、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 5番議員さんの再質問ということの内容について、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

平成27年度に北大の留学生、それぞれ世界各地、各国から来ている方々が、日本語、片言しゃべりながら新十津川を訪問していただきました。今ほどの報告書も、私、拝見をさせていただきました。

剣道が観光の拠点になるんじゃないかという意見もいただいたり、今ほど話しの中でありましたとおり、新十津川で我々が身近に感じているものが外国人にとって新鮮で、農業の風景だとかピンネの山々、そして、八十八ヶ所などが新たなそういう外国人から見た憩いの場であったり、別な観点から癒やしの生み出す場所であるというようなことも、そういう視点があるんだなということを考えさせられました。

去年は食についていろんなレシピも味覚まつりでも提供していただき、新十津川の農産

物を外国の料理の中にアレンジをしていただいたもの工夫をしていただきました。

そして今年は、そういったものを総合的に考えたツアーを考えて、集大成をつくっていききたいというふうに考えているところであります。

今、5番議員さんの質問内容にあったとおり、そういったものをうまく組み合わせて、その3年間の北大の留学生が来たものを今後の観光の一つのプログラムとして、食と農、そして、新十津川の観光をうまく結びつけたものにしていききたいという考えております。

今、北海道ではインバウンド観光ということで人を倍増していききたいというふうに考えており、そういったインバウンドの方々が新十津川の観光の魅力を感じていただきながら来ていただく、そして、経済の発展、そういうものにもつながっていくことがまちの魅力、そして、観光の活用になっていくのではないかとというふうに考えておりますので、そういったものを総合的にしっかりとしたこの3年目を良い形に結びつけていくことを申し上げ、お答えとさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はい、よろしいですか。

それでは、二つ目の質問に入ってください。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） それでは二つ目の質問に入らせていただきます。町長に質問をいたします。

防災のための河道整備のあり方についてということですが、去年は、北海道の中に4つの台風が上陸して、各地で大きな被害が発生をしております。幸いにして、我がまちは本当に少しの被害で済んだということで、本当によかったなど。そんなこと思っております。

ただ、大きな災害を受けた一部の地域では、今年度は畑作地帯ですけれども、作付ができないというそういう部分もあるというふうに聞いております。農業者にとっては作付ができないということは、完全に収入の道を断たれて、しかも、復興に大きなお金がかかるということでございます。

また、市街地に住んでいる人たちも、富良野であれだけの災害を受けたら、住宅の普及とか本当に大変な思いをするということは、もう、まさしく私も水害の地帯に住んでおりましたんで、何か他人事でないようなそんな感じをして見てきました。

実は北海道では、開発予算の中で国の管理下の二級河川108か所の堤防と河道の整備を4年間かけて行うというふうに報道されております。このことは、本町に類する二級河川が対象かどうかということまではちょっとまだわからないわけですが、本町は徳富川、尾白利加川、そして、樺戸川、それからまたもう少し小さいいろんな河川が石狩川に流入をして、対面には空知川という大きな二級河川があり、去年は、空知川が大暴れをしたということで被害を受けております。

そうした中で我がまちは、大和から花月までその石狩川の一級河川の流域に広くまちが分布をしている状態であり、決して今の状態の中で安全で住みやすいということは言える状態ではないなど、そのようにいつも思っているわけなんです。

そして、特に石狩川の中で一部河道が本当に嵩上げされて狭くなっていて、本当に災害に昨年よりも大きな水が出たときに、これが障害になって本当に大きな災害を引き起こすんでないかなというような部分もかなり発生して、昨年の大水の時からなおおそうい

うことが非常に気になるというそういう状況の中で、今後、二級河川はもとより二級河川が整備されれば一級河川に水が出てくる量というのは最も早くなってきた、一級河川がそれを処理しきれぬかどうかという、本当に不安な状態を我々は家の目の前で抱えているわけなんです。

今後、河川事務所等と連携をして、災害時の対応とかそういうことを含めて要請をしたり、あるいは勉強会を開いていくというようなお考えがあるかどうか、町長に質問をいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんの二つ目の質問にお答えをさせていただきます。

質問の冒頭、5番議員さんがおっしゃったとおり、去年は8月17日から31日までの2週間に4つの台風が上陸、もしくは接近し、道内各地で甚大な被害をもたらしました。

被災された方々に改めてお見舞いを申し上げるところであります。

本町においては、多少の被害はありましたが、8月20日から24日まで水防団等の協力のもと内水排除のため排水機場を稼働させ、被害防止に努めたところでありまして、少しでも台風のルートがずれば本町も同様な被害に遭ったこと考えれば、他人事とは到底思えないところであります。

質問にあります石狩川は本町の河川の本流であり、入植以来、幾度となく水害が発生し、その度に復旧、改修等を繰り返し、今日の姿となっております。しかしながら、出水のたびに流出土砂が河道内に堆積することで中州が形成され、この中州に雑木があることも認識をしておりますし、流れが変わることで河岸が侵食されたり、流下断面の縮小により大雨時の水位上昇に少なからず影響があると危惧をしております。

いつまた昨年のようなことが起こるかわかりませんので、昨年来、治水やその他会議の折に、この危惧を払拭していただくよう発言もさせていただいておりますし、先月末、滝川河川事務所の所長が来庁した折りにも、この思いを伝えておりまして、所長からは、融雪後に現場を確認させていただくと回答もいただいております。

また、5番議員さんの質問の内容にありました大和から花月については、安全な状況ではないということではありますが、今、丘陵堤整備も残っておりますし、治水事業の促進に向け石狩川治水促進期成会とも連携をとりながら、引き続き、河川管理者であります国に要望をしてまいる考えであります。

なお、先ほど5番議員さんがおっしゃいました、国は108か所の堤防と河道の整備を4年間で行うということではありますが、これは、去年の台風で被災した施設の復旧などに特化した北海道緊急治水対策プロジェクトのことでありまして、ハード、ソフトの両面から緊急的、集中的に対策を実施する内容であることを申し添えさせていただきます。

次に、勉強会とこのことの質問でありますけれども、平成29年度は11年ぶりとなる洪水ハザードマップの更新や、4つの行政区において自主防災組織の設立も控えていることから、マップの完成と地域の受け皿ができたのち、河川事務所など関係機関との協力体制を確認しながら勉強会等を開催するように進めてまいりたいと考えております。以上、申し上げ

まして、二つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 白石議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（白石昇君） 再質問であります。大体質問をしたいことは今の答弁の中に含まれているんですけども、1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

ハザードマップを作成するということではありますが、開発局で新たに想定されるであろう最大限の水害というんですか、そういうものがもう既に作られているんでないかなと思っております。

そうしたものを参考にしてハザードマップを、ぜひ、作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 5番議員さんの質問のとおり、今年は今までありました150年に1度の災害から1000年に1度の災害ということ想定したハザードマップを作るという形で考えてございます。

後ほど、6番議員さんからの質問で詳しくその内容についてはお答えをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、よろしいですか。

はい、それでは三つ目の質問に入らせていただきます。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） それでは、三つ目の質問をさせていただきます。教育長に質問をいたします。

一流スポーツ選手を目指す子供達へ、いかにした支援ができるかということですが、昨日の中学校の卒業式に列席をさせていただきました。今月の4日の空知プレスの中に、本町の生徒が社会人女子野球を目指すということで詳しく報道されておりました。

昨日の卒業式で、その女生徒がぎりぎりまで迷ったと。やはり新しい挑戦、初めての挑戦をするということは必ずしもそうだろうと思って感動して聞いていたわけなのです。

そしたら、子供達をいかにして、このうちのまちが支援をしてあげられるのかなと。例えば、金銭的な面の支援もありますけれども、また、支援の方法というのはいろいろとあるのではないかなと、そのように思っております。

それからまた、剣道で札幌の高校に行って全道の代表選手になりたいと大きな夢を持った子供もおります。それからサッカーでも1人今そういう夢を持った人がいるというふうに聞いております。その他まだいるんだろうと思ひます。

そうした子供達に、そういった何とか応援をしてあげたいなど、そういうことをもしできるものであればお聞かせ願ひたいということで、教育長にご質問をいたしたいと思ひます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 5番議員さんの3点目のご質問にお答えします。

その前に昨日ですね、議員の皆様には新十津川中学校3年生の卒業式にご出席いただき卒業を祝福していただきますとともに、高校進学後のさらなる活躍に激励していただきましたこと、私の立場からお礼を申し上げたいと思います。

今ほど5番議員さんからご質問いただきました中学校の生徒がスポーツで札幌圏の女子野球を目指すということで、私も大変うれしく思っていますし、昨日の卒業生の中にはですね、札幌圏ばかりではなくて、地元、いわゆる、空知北学区、滝川周辺の学校でですね、同じく、さらに高校の部活動に行つて種目はそれぞれ中学校でやっていた種目で、高校行つて頑張りたいという生徒もおります。

そのように、本町の中学3年生が高校へ行つてもスポーツでの志を高く持ち、自らの夢に向かって挑戦されることはとてもすばらしいことであると同時に、高校での活躍を期待しているところでございます。

このことは、これまで教職員や指導者の熱心なご指導やご家族のご協力により、子供達が少年団活動や中学校部活動を通してスポーツと親しむことにより、礼節、体力や技術の向上、粘り強さ、夢を持ち続けることの大切さなどを身につけた、いわゆる本町の目指す文武両道の人づくりの成果だというふうに考えております。

また、行政といたしましても、少年団活動費や各種大会日、部活動遠征費などの支援を行い、子供達がたくましく成長されたものと感じているところでございます。

今後におきましても、子供達が夢や希望に向けて目標が持てるよう義務教育期間における少年団活動や中学校部活動への支援を継続して行つていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、将来を担う子供達の夢は多種多様であり、ご質問の高校進学におけるスポーツ選手を目指す子供達に特化した新たな支援というのは、現在のところ考えてございません。

そのような中で本町の先輩達がですね、今後、高校へ行つていただいて活躍したり、努力することがですね、今後の後輩につながつていただきたいと思います。後輩も、その先輩の背中を見て、さらにスポーツに取り組んでいただきたいと思いますという気持ちでいるところでございます。以上、5番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 5番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を認めます。

○5番（白石昇君） 再質問ということでございますが、必ず支援をしたくなるような結果が出てくることを、私も期待をしております。そのときには、ぜひ、そういったことを考えていただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。答弁は、その時に答弁をしていただきたいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） はいそれでは、以上で、5番、白石昇君の一般質問を終わります。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、私の方からは2点質問をさせていただきます。まず第1点目、教育長の方に質問をさせていただきます。

青少年健全育成の取組み展開について、お聞きします。

最近ですが、少子化、核家族化、ネット社会など、子供が育つ環境が大きく変化してきております。特に、現在の生活に欠かせないインターネットやスマートフォン等の普及は無限の情報を得ると同時に、多様な価値感を植え付け、道徳面でひずみを引き起こす状況が起きております。子供達が健全に育つ環境にさまざまなか壁が当たり前の環境として存在し、児童虐待、いじめ、引きこもりなどが社会問題となっております。

そこで、本町の未来を担う青少年が健全育成をしていくための環境に対して、現状と課題をどのように考えているか、教育長に伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは4番議員さんの一般質問に答弁させていただきます。

近年、社会環境が複雑化、多様化する中、家庭や地域における教育力の低下が指摘され、子供達を取り巻く環境が大きく変化しております。このような背景のもと子供達の健やかな成長は学校だけではなく、家庭や地域を含めた社会全体で支援していかなければならないというふうに考えております。

そのような中で本町の青少年健全育成の取組みの一つとして、平成11年7月に青少年健全育成町民会議を設置しております。これは、昭和58年に設立された未来を担う子供を育てる協議会の組織を、さらに機能強化を進め全町民が一体となり21世紀を担う子供達を育てていく運動を進めるという目的で、学校PTA、子ども会、防犯、福祉、青年団体、老人クラブなど町内の団体が集まってスタートしております。

そのような中で町民会議です、毎年6月に開催される青少年健全育成の集いをはじめ、小学校通学路やビールパーティーでの青少年安全パトロールなどにより見守りを行い、活動しているところでございます。

また、生活習慣の関係でございましては、関係する事業では、小学校6年生を対象に通学合宿を実施しております。今年度の通学合宿では、子供達に規則正しい生活習慣の意識づけに加え、保護者には空知教育局の協力のもと、携帯電話やスマートフォン、インターネットを介した子供達のいじめ、トラブル、犯罪について紹介し、保護者自身が正しい知識、情報、扱い方を身に付けるきっかけとして親学セミナーを開催しております。

また、インターネット環境や生活習慣の啓発活動として、学校ではPTA総会と入学説明会、図書館では絵本ふれあい事業セカンドにおいて、ナビゲーターと称する教育委員会の社会教育主事が保護者にチラシの配布と内容を説明するま学びカフェ推進事業を実施しております。

また、先の行政報告でも申し上げましたように、中学校の授業で1年生を対象として、2月にはLINE株式会社の方が来て、LINEの正しい使い方を指導いただいたり、そのような形の中で現在社会におけるそういう情報ネットワークの危険性も踏まえて、教育の場でもそういう専門家に講師として招いて指導をいただいているところでございます。

そういうような中で、現在の課題において、適宜、情報化時代に対応した取組みを進めているところでございます。以上、申し上げ、4番議員さんの質問に対する答弁といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど教育長の答弁の中にですね、青少年健全育成町民会議のお話がありました。

私は、数年前から副代表をさせていただいているところなんですけれども、今の答弁の中に、町民が一体となって未来を担う青少年の健全育成に取り組んでいくということで、過去の未来協から組織を強化したというような話がありました。

ただ、今、ちょっと私は、この副代表をやらせていただいているとすごく感じる場所なんですけれども、非常に町民全体で青少年の育成を支えていくという意味では、ものすごく崇高な目的をもって、町内各団体が、一応、加盟はしている状況なんですけど、実際はですね、やはり会議への出席率的には半分いけばいいかなというような状況なのと、やはり、町民の理解も分かりづらいとか、理解的になかなか低いんじゃないかなと。そしてまた、組織自体も少し形骸化傾向にあるんじゃないかなというのが実際の感想なんですよね。

それで、やはり今一度、この青少年健全育成に目を向けて、それぞれの立場、団体、それぞれの立場から、しっかり議論をしながら、我がまちの青少年を取り巻く課題に対する創意工夫の実践的取り組みが必要ではないかなというふうに考えております。

今の答弁からは、保護者、学校、図書館等では、それぞれ活動は行っているということだったんですが、どうもこの青少年健全育成町民会議としての今のあり方に非常に疑問を感じる場所がありますので、ぜひ、この青少年健全育成町民会議の今後の具体的展開について、教育長のお考えを教えてくださいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 4番議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今ほど、議員さんから説明ありましたように、青少年健全育成町民会議は、現在、役員15人、理事29人の合計44人で運営しております。このように多くの町民の方にご尽力いただいているところでございますが、事業や理事会の開催日が農繁期等の時期と重なり欠席を余儀なくされてる方もおり、約半数の出席率というふうになっております。

教育委員会といたしましても地域全体で青少年健全育成に取り組んでまいりますので、現在の会議の多くの方にご出席いただくよう、役員、理事の方々と日程を調整しながら開催時期を決めていきたいと思っております。

また、町民会議における課題におきましては、町民会議の中でさまざまな角度から議論を交わしていきたいと思っております。

また、行政区から選出する役員の方もおりますので、今一度、町民会議の役員の選任に当たっては定例区長会議におきまして、今の町民会議の事業、内容、それから各行政区からの役員の選出について担当の方から説明をさせていただいて、行政区の役員さんが全町で見守るということで大切なことですので、出席して選任していただきたいというふうに考えて、説明をしていきたいと思っております。そのような中で、出席率の向上を図りながら組織の活性化が図られるよう教育委員会としても取り組んでいきたいと思っております。

また、会議の活動につきましては、今年の3月号の広報やなんかでも周知して、そのPRに努めているところでございます。

以上申し上げまして、4番議員さんの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 町内の各団体が加盟する青少年健全育成町民会議が、本当に機能することによって、僕は、本当にまちが一体となって青少年を健全していくという形になるんだろうなというふうにすごく実感をします。インターネット等で見ましても、各地域ではこういった会議が部会を設けて、さまざまな課題に対して議論をして具体的な実践を進めていくというような事例も見受けられます。

私の方から創意工夫の実践的取組みということで一つ例を挙げたいと思いますが、子供達のスマートフォンの使用ルールをつくる自治体が昨今増えてきているのはご存じかなというふうに思っておりますが、これに関してはですね、実際は賛否両論の考え方があります。

一つは、使用制限する根拠ができたという喜びの声。

また反面、これからの社会ではスマートフォンなどが必要だから一律に禁止するのは違うんではないかというような反対の声。

私自身は、本来こういったルールは自治体がルールを決めていくということはちょっと違うんではないかなというのが、私の率直な思いなんです。ただ大事なことは、こういったスマートフォンの使用について、地域が興味を持って話し合うことが大切なんではないかなというふうに考えております。子供達が育つ環境においてのさまざまな課題に対して地域が興味を持って話し合い、それに向かって一歩取り組むことこそが本町が目指す、みんなで作るまちづくりの実践ではないかなというふうに感じております。

そこで、青少年が健やかに育つ環境をみんなで作る、それを実践する取組みに対して、教育長はどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 4番議員さんの再々質問に答弁いたします。

私も今ほどスマートフォンの利用について小玉議員さんと同感でありまして、そういうルール、道が作れるのであれば素晴らしいことだと思います。

今ほどの意見も踏まえましてですね、本町のあるべきルールができるのか、その辺も含めて、教育委員会あるいは関係団体と協議をして検討を進めていきたいというふうに思っております。以上、4番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは4番議員、次の質問に入ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） はい、それでは二つ目としまして、自主防災組織への取組みの展開について、町長に質問をさせていただきます。

平成29年度は各行政区自治会館の建替えが終了する年度というふうになっております。

私の住む文京区もいよいよ新しい自治会館が本年建つ予定となっております、まちでは自治会館建替えと終了と同時に各行政区に自主防災組織の設置を呼びかけて、すべての行政区での立ち上げを現在目指していると思います。

そこで、町として各行政区の自主防災組織に具体的に何を期待していきたいのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんの私に寄せられた質問に対しお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、自主防災組織について少し前段で説明をさせていただきたいというふうに思います。

ご承知おきかというふうに思いますけども、自主防災組織の必要性につきましては、平成7年の阪神淡路大震災において家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた人のうち、消防などの公的機関の救助によるものは、わずかに2パーセントしかなく、ほとんどの方は自力又は隣人などの地域住民によって救出されたという調査結果があります。

災害発生直後は公的機関による被災者支援等の緊急対応、いわゆる公助には限界があります。実際、現場としては一刻一秒、迅速な対応が迫られている状況が想定されますので、地域住民一人一人が自分達の地域は自分達で守るという共助の取組みが大変重要であると考えております。

本町の自主防災組織の現状を申し上げますと、平成25年度に設立マニュアルを作成し各行政区への呼びかけを強化したところ、これまで11行政区のうち7つの行政区において自主防災組織が組織されている状況となっております。設立に向けご尽力いただきました区長さんをはじめ、携わっていただきましたそれぞれの行政区の役員の皆様方に、改めて感謝を申し上げます。

今後の方針としては、私の執行方針の中でも触れさせていただきましたが、耐震性能を有していない行政区会館の建替え工事がいよいよ平成29年度をもって完了し、1次避難所としての施設整備が整うこととなります。

こうしたことから、質問の内容にありましたとおり、平成29年度を一つの節目ととらえ、残る4つの行政区においても自主防災組織を立ち上げていただけるよう担当職員が行政区に出向き、その行政区の実態や意向を把握しながら実情にあった組織設立に向け支援をしてまいりたいと考えております。

そして、いつ災害が起きても不思議でない昨今、大切な命を守るためには迅速な対応が極めて重要であります。そのためには防災意識の啓発に努めながら、自助、共助、公助の役割を明確にしながら減災に向けて取り組んでまいりたいことを申し上げ、このことが自主防災組織の期待するところということですので、4番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 小玉議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の答弁で阪神淡路大震災のお話がありました。私もこの間、この資料を見させていただきまして、自力で脱出した人以外の家屋に閉じ込められた約3万人の77パーセントが、やはり近隣住民により救出されたというふうに書かれています。

本来であれば、こういったものがやはり町長が望む自主防災組織なんだろうなというふうに今お聞きしていたところですが、この自主防災組織、全国的に設置が今進められてお

りまして、非常に数が増えてきているというふうに聞いております。その反面、今、少しお話がありましたが、自分達の地域は自分達で守るという意識で自主的に作られたものもあれば、やはり、役場が作れと言うから作ったというような形式的な自主防災組織も多いというふうに言われております。

先ほどの言われた災害時の迅速な対応をしていくためには、意識の向上というのが一番大事になってくるかなというふうに思いますが、昨今の地域の状況を見ますと、なかなか人づき合いが希薄になってきている。そういった課題の中で非常に困難性も出てきているのかなというのも実感しております。

そこで、本町において設置されたそれぞれの自主防災組織が、大災害発生時において実践的な役割が果たせるようその組織の育成に対して、町はどのような取組みを行っているのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきます。

自主防災組織と行政の関わりについての質問だというふうに理解をさせていただきます。災害発生時に機能する自主防災組織であるよう、行政としてはしっかり助言や支援が必要であるというふうに考えております。

そこで、先進的な行政区では、自主的にこの自主防災組織という機能の中から消火訓練や防災研修への参加、連絡網の整備など自主防災組織で防災計画を定め取り組んでいる行政区もありますので、今の行政区区長連絡会議のあと意見交換会をしてございまして、その場で取組み事例を紹介させていただき、組織として形式的ではなく、機能としてしっかり動き出すように働きをかけてまいりたいという考えでございまして。

また、災害発生時においては、高齢者や障害者をお持ちの避難行動要支援者の方の安否確認や避難支援が重要となります。対象者の把握、登録申請、支援者探しなど行政区と密接な関係のもと、災害時の避難に不安を抱えてる方の解消に努めていきたいというふうに考えてございます。

参考までに、1月末現在での要支援者登録者数は252人でございます。そのうち支援者が見つかった方は226人となっており、マッチング率は90パーセントとなっております。

さらに、自主防災組織が設立した場合の大きな役割の一つが避難所運営にあたります。先ほども1番議員から質問ありまして、避難所として機能を最大限に発揮できるよう行政区活動支援交付金の活用により、発電機やカセットコンロなどの防災器、防災資機材の整備をしていただき、避難所としてより体制が整備していただくように行政として支援をしてまいることを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 小玉議員、再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 本年度は各行政区すべてにおいて、今、防災組織が立ち上がると。それに対して、それぞれの自主防災組織が機能するようにさまざまな訓練だとか、啓発活動を通して、行政としてバックアップしていくというようなお話がありましたが、やはり災害に強いまちづくりということを実現するには、すべての防災組織が地域で確実に育っていくということがとても大事じゃないかなというふうに感じております。

ただ、その自主防災組織ですから、その自主性というところが大事になってくるんですけども、あまりにもその自主性を重んじすぎると、それぞれの地域の育成に大きな差が出てくるのではないかなと思います。

また反面、行政が関わり過ぎると独自性や自主性を失ってですね、行政主導の組織になってしまうという危険性もあるかなというふうに思っております。

現在は区長さんがリーダーシップをとって組織の設置や運営を行っているところだと思いますが、実際のところ、やはり行政区長さんのお仕事としてはかなり負担の重い状況や、また、各区長は任期によって交代することからですね、継続的、また、持続的な取組みが困難になってくるケースも、今後、出てくるのではないかなというふうに考えております。

私としてはですね、やはりそういったことから、地域にしっかり防災リーダーの設置を考えて、アドバイス、また、コーディネートというような後方支援が必要ではないかなと。継続的にずっとではなくてもですね、その地域に定着するまででもいいですけども、そういった支援も必要なんではないかなというふうに考えておりますが、やはり、本町の各地域においても、その地域の実情が異なっております。そういった中から地域の住民の意識の向上、それとそれぞれの地域の実情に合った取組みを継続的にその組織が実施していくために、さらにその行政としてどう支援をしていくか、そこを町長の考えを最後にお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 4番議員の質問にありました災害に強いまちづくり、これは、今の時代に必要なことであるというふうに考えております。

そして、地域の実情、それは、さまざまの行政区の実態、高齢者比率、要支援者の人数など距離的なことを含めながら、それぞれ実態が違うということからですね、今の質問があったというふうに伺っております。

まず、行政区長さんにいろいろ自主防災組織をリードしていただきながら設立をしていただいています。その中には区内で防災に強い方々も大勢いらっしゃいますから、そういったの関係各位の協力支援があつて自主防災組織もできているというふうに感じております。

まず、それぞれの行政区の違いはありますけれども、まち全体で自主防災組織の機能を高めていくという部分ではですね、先ほどもお話をさせていただきました意見交換の場で先駆的な行政区の取組みが、言い方悪いですけども、その先駆的な行政区を見習って、その地域の実情に即した、実態に即した自主防災組織の機能として強化をしていく、そういったことが、それぞれの行政区の実情にあつた自主防災組織のあり方になっていくのではないかなというふうに考えております。

それから区長さんについては、一応、基本的2年の任期という形の中でやっていただいておりますけれども、再任をしていただいたり、いろんな形の中で区長さんが、その行政区のリーダーとしてやっていただいておりますけども、任期はさまざまな状態がありますけれども、必ずこの自主防災組織の内容については引き継ぎというんですかね、そういった形の中で円滑に、区長さんが変わっても持続的につながっていくような形になっているというふうに確認はしておりますけども、行政としても、その自主防災組織がしっかり継

続できるようにサポートをしていきたいというふうに考えているところであります。

これは災害対策本部の機能であったり、サポーター職員の役割であったり、それぞれ補完をしながらその自主防災組織がしっかり機能していくようにフォローアップをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、ちょっと違った観点になるかもしれませんが、地域防災のリーダーとして養成をしている防災士、さらには地域防災マスターという方が、それぞれの行政区の中にほとんどの行政区の中にもいるといっても過言ではないというふうに思っております。今までそういう実績にそういう防災知識を得ている方がいらっしゃいますので、そういった方々が自主防災組織の支援者というか、コーディネート役という役割の中で関わっていただくようになってございまして、地域防災マスターだとか防災士の方々が組織をしている地域防災マスター連絡会議という組織がございまして、地元の行政区の自主防災組織に対して積極的に関与していただけるというふうに、そういう協力体制をとっている、とらさせていただいているという、そういう状況になっておりますので、そういった方々とも良い地元の行政区の方と連携を深めながら、自主防災組織が円滑に、そして、地域の方々の防災意識の向上、そして、啓発活動という形の中で、さらに向上していけるという形になっておりますので、そういう先駆的な行政区の取組みをさらに類似した取組みが継続していくと念願して、防災組織が高まっていくこと期待をしているところを申し上げ、お答えとさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

（午後11時59分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

次に、6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、町長へ一般質問をさせていただきます。3月7日、平成29年度町政執行方針が示されましたので、それについて3点質問をいたします。

初めに、公営住宅等長寿命化計画について伺います。

新十津川町公営住宅等長寿命化計画は、平成25年度から34年度の10年間を計画期間としており、今年ちょうど5年目に当たります。予防、保全的な観点から修繕や改善の計画を定め更新コストの削減などを目指すものですが、判定によって修繕での維持管理や建替え、用途廃止による解体などの態様に分けられています。

例を上げますと、計画の中では中央団地、さくら団地、花月団地、花月もみじ団地は建替え計画にありますが、建替え時に戸数を減らすことを基本方針としています。どちらもまちの中心に近く地の利も悪くない。近くに入居希望者が多い公営住宅です。

若い方達の中では、まず、家賃を安く抑えられる公営住宅に入居したいと空きを待っている方が多い状況です。また、花月地区では、若い方が町外から通勤されているので

もったいない。近くに公営住宅があれば良いとの声があります。

本町の住宅事情においては、住宅の供給量が不足していると町長も執行方針の中では述べられました。

本町では民間賃貸住宅建設への助成や単身者向けの面積も助成対象にするなどして、民間賃貸住宅建設の促進に取り組んできましたが、町長は本町の民間賃貸住宅の家賃の平均額をご存知でしょうか。新築の一戸建住宅を建てて、その支払の住宅ローンの額と変わりありません。

今年度実施する計画の見直しでは、これら4つの公営住宅のように建替え時に戸数を減らし入居者を減らしていくのか。それとも郊外立地の団地を整備する一方、建替え時を早めるなどしながら今の戸数を維持し、入居を望む声に応じて転入者を増やし、人口減少に歯止めをかけるのか、私は、公営住宅の活用に町内への転入を促す可能性、定住促進のきっかけになる道があるように考えるところですが、町長は、公営住宅等長寿命化計画の見直しをして定住促進につなげていくようなお考えはお持ちでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんからのご質問にお答えをいたします。

まず公営住宅の長寿命化計画の説明をさせていただきたいというふうに思います。

この計画はストック量把握のもと、団地別、住棟別に建替え、改善、維持保全などの活用手法を定め、長期的な維持管理、改善計画を策定するとともにコスト縮減と事業量の平準化を図るため、平成25年3月に平成25年度から平成34年度までの10か年計画を策定したところであります。

平成30年度以降の事業については、計画の中で社会情勢の変化や事業の進捗等により平成29年度に見直しを行うこととしておりましたので、見直しに当たっては当初計画を検証するとともに財政状況等を勘案し、建替え時期や個別改善修繕時期の計画を平成39年度までの今後10か年とする予定でございます。

ご質問で計画見直し時に定住促進と結びつけられないかという趣旨であるかというふうに思いますが、そもそも公営住宅整備の目的は、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸することでありますので、定住促進と目的を異とするものでございます。

定住促進については執行方針でも申し上げましたとおり、定住促進事業を推進するとともに共同賃貸住宅建設促進事業を継続実施することで、ご理解願うところでございます。

公営住宅につきましては先ほどの趣旨にもありますけれども、新十津川の町内の住宅の関係についてはもう一つ公営住宅の長寿命化計画の中にも触れられておりますけれども、新十津川町住生活基本計画というものがございます。そういった計画の中では、今後、将来、新十津川の人口が残念ながら少し減少しているという状況下を見据えて、まちが公営住宅をどの程度整備しておくことがいいのか、戸数をどのように置いておくことがいいのかということがこの計画の中で定められておまして、人口減少の傾向から新十津川の財政状況を鑑みて、やはり公営住宅は全体戸数として縮減せざるを得ないという状況の中で住生活基本計画が基本にあって、その元によって公営住宅の長寿命化計画がそのように整備さ

れていることから、長寿命化計画の中でも戸数が減少をしているという状況になっております。

今、質問の中で花月地区の話がありましたけれども、行政としてでき得る公営住宅の戸数としては今ある戸数からさらに減少することを基本にしてございます。ただ、花月地区には福祉施設等もあることから、今言ったような質問だったというふうに思いますが、これは町の公営住宅ということではなく、やはり民間住宅に委ねる、そういったことを基本に考えているところでございます。

公営住宅の建替えや長寿命化を図るための個別改善修繕による外壁改修、それと屋根の葺き替え、さらには屋根の塗装を実施することにより景観が改善されますので、美しいまちづくりを図ることが広い意味での定住促進の一役を担うというふうに考えていることを申し上げ、6番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 西内議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） はい、再質問では、ただ今町長からご答弁でありました修繕ですとか改善事業内容についてお聞きしたいと思っております。

現在の計画では事業の内容が屋根の葺き替えや屋上防水、外壁塗装のみとなっていることは、ただ今のご答弁でありました。現在、公営住宅の約半数は給湯設備がない状況にあり、浴室の浴槽、風呂釜、給湯器はリースで家賃とは別に費用がかかります。シャワーを付けようと思えば個人で付けて、退去時には取り外すことになっています。なぜこれらは公営住宅の標準設備として公営住宅等長寿命化計画の中で整備できないのでしょうか。

本町の条例、公営住宅等の整備に関する基準を定める条例第10条で、町公営住宅の各住戸には台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならないと定めています。とすれば、修繕対象は外装に止まらず、内装への修繕も含まれるのではないのでしょうか。

また、同じ条例第4条では、町公営住宅等は安全、衛生、美観等を考慮しかつ入居者にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないとあります。入居者が個人的にシャワーを取り付けた場合、それはもうそこで不便があるということです。シャワーの設備や特に傷みやすい水回りの修繕をして、入居されている方へ快適な住環境を整えて差し上げてはいかかがかと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 公営住宅の室内リフォーム、室内環境の観点からの質問がありました。長寿命化計画での基本的な考え方を申し上げたいというふうに思います。

耐用年数を経過した公営住宅につきましては建替えもしくは用途廃止を、耐用年数に達していない公営住宅は先ほど申し上げましたとおり、個別改善修繕を図り、長寿命化を考えているところであります。

公営住宅の室内リフォームということで快適環境整えることが必要ではないかという質問でありますけれども、全面的なリフォームをする場合は入居者がいる時は入居者の仮住まいの確保が容易にできませんし、入居者がいないとしてもその住居のみ実施したとしても他の住戸との均衡が図れなくなります。このようなことから、現時点では室内リフォーム

分の実施は難しいと考えておりますので、ご解をさせていただきたいというふうに思います。

また、風呂のリースの話があったかというふうに思いますけども、当時においては住宅料と風呂の部分と一緒にすると住宅料が高くなるということが確かあったというふうに記憶をしております。風呂をリースすることによっていつも安定的に風呂が供給できるということが、当時は風呂のリースで対応をしたというふうに記憶しておりますので、風呂のリースについては利用者のことを考えた整備で、基本的には風呂を整備すると利用料にはね返ってきますから、そういうこと鑑みると、そういう利用者の利便性だとか負担のことを考えた対応ということで、ご理解をいただければというふうに思います。

それともう1点、退去後における修繕で、程度にもよりますけども、次期入居者のために壁の張替えや畳の表替えなど実施するということは、その状況を見てそれぞれ対応させていただいているところでもありますので、そのことをもって一部リフォームというのか、やれる範囲の中での費用と負担、公営住宅の一定の維持修繕は適正にやっているということをお知らせし、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、西内議員、再々質問。

はい、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再々質問は、公営住宅の入居要件や規定について質問いたします。

公営住宅の入居申請には、入居者とおおむね同等以上の収入のある連帯保証人2名が必要で、1名は町内在住者でなければならないとしています。実際に町外から本町の事業所へ通勤されている方から、本町へ引っ越してきたい。公営住宅に入居を希望するが、新十津川町に親兄弟、親戚などないことから、町内から保証人を立てるのは難しいというご意見がありました。

以前にもこの点をご相談申し上げたところ、家賃の徴収が滞ることがないようにするための規定であるとの回答でしたが、連帯保証人の資格に関してほかの自治体の例を調べましたところ、もちろん年齢や収入の規定はありますけれども、町内に居住している、あるいは勤務している方、また、親族であれば町外に居住していても連帯保証になれるとしている自治体も多くあります。

本町に転入したいと、本町の町民になりたいと希望しながらもできない方々へどうお答えになられますか。

また、駐車場についてですが、駐車場が整備されているところでは1台分しか認められていません。町外で勤務されている共働き世帯に配慮し、1軒に2台のスペースを望めないでしょうか。

公営住宅の入居状況を見ますと、車を所有していないご高齢者も多く駐車場に空きはあるのですが、規定により使わせてもらえない状況があります。

どちらも町内に転入しやすい、働きやすい環境を求めて、要件や規定の見直し、柔軟な対応を望むご意見ですが、町長は、どう受け止められるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは6番議員さんの再々質問にお答えを申し上げます。

今ほど質問にありましたとおり、この件についてはいろいろ今までも質問だとか問い合わせがあったというふうに記憶をしております。

まず、連帯保証人の関係についてお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、連帯保証人は家賃等の連帯債務を負うことが義務となっておりますので、入居者に緊急事態が発生した場合、迅速な対応をお願いすることがあります。そういったことから2名のうち1名は町内在住者として連帯保証人をお願いをしているところであります。

今、町外のいろんな事例を質問内容に触れられましたけども、町外は町外のやり方でやっておりますし、新十津川は新十津川のスタイルの中で何が一番その連帯保証人であるのかということについて十分検討した中で、その利用者の安全な見守り、迅速な対応、さらには行政としても公営住宅はLCCと言ってライフサイクルコストということを考えて、費用と効果と一緒に公営受託の中で見出ししているということが基本でありますから、総合的に考えたその連帯保証人についてあり方を、今、新十津川では町内1人ということを中心とさせていただいているところであります。

したがって、入居条件の連帯保証人については現行どおり今後も進めてまいりたいというふうに考えていることを申し上げたいというふうに思います。

また、駐車場の整備についてご質問がありました。公営自宅の中でいろんなものを快適な環境にしたり、駐車場も複数台置ける。そういうことをできうれば一番良いわけでありますが、やはり費用対効果、公営住宅の家賃収入とうちの修繕計画、総合的なそういう費用対効果も考えなければなりません。

公営住宅の法の目的、そういったことを考えていくときに、行政としてどこまで公営住宅の内容として具備をしていくことがいいのかということも考えた中でも、駐車場につきましては、現在のトップ、文京、青葉の3団地においては駐車場料金を賦課し、入居者数と来客用の駐車場のスペースを確保しているところであります。

近年は今質問にありまして、一家庭に車が2台所有するようになってきておりますが、新たな駐車場を確保することは、法の趣旨、目的からそぐわなくなっている。そして、場所及び財政面からも困難であることをご理解をさせていただきたいというふうに思います。

まず、駐車場を複数台必要な場合は共同民間賃貸住宅の中で複数台置ける住宅がございますので、そちらの方をご利用させていただきたいというふうに思っておりますし、公営住宅、そして、共同賃貸住宅とそれぞれ町内にはありますから、それぞれ新十津川に転入していただくということは一番ありがたいという考えをしておりますけども、公営住宅の中でやれる範囲、それと民間住宅の中で利用をしていただくことと、いろいろ区別をしながらまちに転入をして新十津川に住んでもらうことは一番理想だというふうに考えておりますけども、公営自宅の中ではやれる範囲があるということを改めてご理解をさせていただきたく申し上げ、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、6番議員、次の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 2点目は、定住促進施策について質問をいたします。

本年度は定住促進事業のPR範囲を札幌市や旭川市などへも広げていく方針であるとのことでした。

今までは本町での住宅取得を促す事業は、主に近隣の市町に勤めている方に焦点を合わせていましたが、札幌圏まで拡大するには具体的にどのような転入者像を描いていらっ

しゃるのでしょうか。本町はこのような方々、この辺りの年代層の方々に来てほしいのだと、ある程度的を絞っていた方が事業効果が得られると考えます。

最近ではどこの自治体も転入したらいくら、家を建てたらいくらと、助成金額の競争になっています。このような現状の中、他の自治体に負けない特徴を持った事業を打ち出していかなければ転入は難しいのではないかと心配しておりますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

転入に際しての助成金は他の自治体より低いけれども、働きやすい環境なら負けないというのは子育て世代には頼もしい施策のようです。若い年代層、子育て世代の転入を促すために、子供がいても安心して外に働きに出られる環境を整えるという点について、どのようにお考えになるかをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんの二つ目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、定住施策についてでございますけれども、平成26年度から住宅取得者に対しての一定の助成を講ずる定住促進事業をスタートさせ、その後、平成27年度からは若い世代の方が新十津川町に魅力を感じ、本町に住んでみたいと思えるよう新十津川町総合戦略に則り子育て支援、教育環境の充実を重点施策として、種々取り組みを進めてきたところでございます。

このような取り組みの成果もあって、平成25年度以前は年間50人規模での社会減という状況でありましたけれども、平成26年度以降3年平均で年4.3人の減少となり、定住促進事業の一定の効果が表れたのではないかと分析をしているところであります。

一方において、定住促進事業による本町への移り住み前の状況を見ていますと、平成26年度から28年度までの定住人口205人に対して、町内の方が103人、中空知圏域からが86人と本町に住宅を構えた方の9割以上が中空知圏域の方となっており、中空知圏域以外からは、申請件数が6件、16人という状況となっております。

定住人口を増やしたい、本町に住んでもらいたいという願いは今も変わらぬ思いであり、少しずつ効果があらわれていることはうれしく思うところでありますが、残念ながら人口の増加にまでは転じておらず、また、できうるものであれば中空知圏域全体の活性化という点からも、近隣市町からの定住ではなく、人口の集中している札幌市、旭川市からの移り住みの方が増えてほしいと思うところであります。

また、中空知圏域では共同して中空知の魅力発信に努めていることから、その中で新十津川を認識をしていただきたく思っているところであります。

6番議員さんのお話にありましたとおり、ほかの自治体との差別化が必要となるわけですが、近年、多くの自治体が同様の制度を講じていることから、助成額の多寡をもって本町の独自色を出していくことは、不毛な自治体間の競争にもつながる可能性があることから、今後に向けては本町の魅力を知ってもらうため、本町を選んでもらうための情報発信がとりわけ重要であると考えるところであります。

本町においては冒頭申し上げましたとおり、総合戦略を基本においたまち町の魅力を高

めるための方策として、子育て支援、子育て環境及び教育環境の充実に力を注ぎ、高校生以下の医療費無料化や第3子以降を対象とした供給費の支援など、子育て、教育、両面からのさまざまな取組みを、ほかの自治体に先駆けて取り進めてまいりました。

このような子育て支援、教育環境の充実への取組みこそが他の自治体との差別化となり得るものであると考えており、これらを発信することこそが定住人口の増というものに大きな効果を発揮するものと考えており、質問のあった、いわゆる、的を絞った特徴という意味では、子供が安心して住み続けられる、子育てのしやすい環境を積極的にアピールをしていきたいという考えているところであります。

具体的な取組みにつきましては新年度予算の中で議論をいただくこととなりますが、子育て支援制度パンフレットの改定、地域ぐるみで子育てを支援していく安心で安全な新十津川町をイメージできるPR動画の作成、子育て世代をターゲットに設定したフェイスブック公告、札幌、旭川圏域でのフリーペーパー広告、新聞全道版広告など、多様な手段によって情報発信を進めてまいります。

若い世代の方々に数多い本町の魅力ある制度を知ってもらい、本町が生活の場を設ける際の選択肢の大きな一つになり得るよう、今後とも創意と工夫を重ねてまいることを申し上げ、6番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 西内議員、再質問。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再質問は、若い年代層を支える子育て環境についてお伺いいたします。

今年度本町では、放課後児童クラブを本格実施していただきました。この児童館内で実施しております放課後児童クラブが小学校、図書館、公園と隣接しておりますことは、長年住んでいますと当たり前に思いますけれども、他の自治体と比較するととても珍しいようで、町外に住むお母様方からは大変、羨ましがられているところです。この点は放課後の子供の安全な居場所を確保しているとして、本町の大きな強みになります。

現在、放課後児童クラブの利用料を3年の時限を定めて1人1か月1,000円としておりますが、これを無料化してはいかがでしょうか。

今年度の利用実績が45世帯、実利用児童数48人と伺っておりますので、本則の1人3,000円。兄弟2人目からは1,500円とすると、年間、町の負担は167万4千円になりますが、転入への呼び水としては効果的と考えます。

無料でお子さんの安全な居場所を提供しますので、安心して働きに出てくださいという路線を打ち出してはいかがでしょうか。

本町では住宅購入を促進する施策もあり、若い世代が住宅を購入した場合は夫婦共働き世帯が多くなることも予測されますので、放課後児童クラブの無料化についての町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは6番議員さんの再質問、放課後児童クラブの無料化についての回答を申し上げたいというふうに思います。

ある意味、政策提案という意味かなというふうに伺っておりますけれども、私の考え方

をお答えさせていただきたいというふうに思います。

放課後児童クラブと類似してる施設として前段児童館がありますが、お子さんが好きな時間に来て、好きな時間で帰れる遊びの場であり、利用料金もご承知のとおり無料となっております。

一方、放課後児童クラブは、留守家庭の児童をお預かりする場所であり、平日は学校就業後、自宅へ帰宅するかわりにまっすぐクラブに帰って来ることが原則となっており、習い事や図書館に行く場合にも、必ず一度クラブに来てから出かけること約束ごととしてございます。

このように放課後児童クラブは家庭生活の場を提供するものであり、こういった観点から施設の維持管理、運営に必要な経費の一部を負担していただくこととしているものでございます。

放課後児童クラブの無料化につきましては、無料化することによって類似施設である児童館との差異がなくなってしまうことから、現時点でその方針は持ち合わせてございません。

放課後児童クラブの設置に当たり、児童館の時間延長による放課後の子供達の居場所づくりを検討した経緯もありますが、放課後児童クラブの趣向、あるいは1年目の運営状況を確認した中で、放課後児童クラブ2年目に向けた取組みを進めていく計画としたところであります。

また、保護者の皆様に一定の負担をしていただくことが保護者としての責任感醸成の一助となり、親御さん自身の成長にもつながると考えております。

本則でも一定の金額を定めておりますけども、この本則自体もですね、ほかの類似市町村から見ても低廉な額に定めております。それで今、1,000円に期限を設定していることも、この子育て環境の充実という観点から1,000円にさせていただいていることをご理解していただきたく申し上げ、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 西内議員、再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再々質問は、札幌市や旭川市など都市部へ定住促進施策を拡大した後の転入希望の受け入れ体制について質問いたします。

今年度は、中空知5市5町で連携をして、都市部からのUターン、Iターンを働きかける事業や本町のPR動画や札幌線の記録動画を作成して、新十津川町の魅力を発信する事業の計画などがあります。

これらの事業が功を奏して中空知での就職を希望する方が増えたり、本町への転入を希望する方がきっと現れるであろうと考え、本町の対応を伺うものです。

札幌市、旭川市で働いている方がそこでの仕事を辞めて、本町や近隣市町に勤務された場合は、現在、本町で行っております住宅取得への支援でもよろしいと思いますが、都市部での勤務は続けたいけれども新十津川町に住みたいという方へは、どのような対応策があるのでしょうか。

地方の自治体では、都市圏からの移住を促す場合に通勤費や引っ越し費用の一部を助成する事業などを行っているところがあります。美唄市でも札幌市までの通勤費の一部助成を検討されているというような新聞記事がありました。

今後、実際に通勤費等の援助があれば新十津川町に転入したいというような希望が出てきた場合、検討していただけるお考えがおりなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど質問にありましたとおり、中空知、それぞれ創意工夫をしながら中空知の魅力を発信してございますし、今、本町におきましても新年度予算で計上している内容について、今、質問の中で触れていただきました。

そういったことからですね、旭川だとか札幌から新十津川に魅力を感じ、子育てと教育環境の充実しているまち、そして、長く住んでもらいたい、住める町というふうに認識をしてもらおうように鋭意努力をしていくこととしてございます。

そのようなことが総じて、新十津川に住宅を求めるということになったときの対応ということの質問かというふうに思いますが、まず、仕事を辞めてということでありまして、仕事を辞めた場合については中空知の広域圏の中でも移住の内容をしたためのパンフレット等もありますから、新十津川に限らず、中空知圏域のいろんな仕事の間についていただくことによって仕事の間を求めていただき、住むところは新十津川に住んでいただきたいというように、上手くその事が合致できればというふうに願っているところであります。

仕事をそのまま辞めないで新十津川に来る場合、これは子育て環境が安心しできるまちということでもありますから、札幌市で勤務をする場合には、やはり子供の生まれる人数が北海道で極めて少ない、全国的にも非常に少ないというデータ残っております。

そういった中では新十津川は安心してまちぐるみで子育てできる、そして教育の中も充実しているまち、そういうふうに認識をしてもらえれば、新十津川に住んでいただく、そして、親御さんが常日ごろから子供を見て、そして、先ほどの質問にあったように、図書館だとか児童館、学校が近くにある、そういった教育設備、そういったものを理解してもらえれば非常にありがたいというふうに思っております。

そのときに、今、仕事をそのままにしているときにどうするかという部分でありますけれども、総合戦略の策定時においてもですね、いろいろその内容をどのような形で考えていくのかというのを部内で協議をさせていただきました。

新十津川という地点においては旭川と札幌の中間点であります。そういったことを考えていくと、札幌市だけだとか旭川市だけの勤務に留まらず、道内で転勤をする方だとか仕事を持っている方はさまざまいらっしゃいます。そういったことを考えていくときに、今の総合戦略の策定時のときに一つの通勤費だとか、そういった部分の検討もしなかったわけではありませんけれども、それだけでいくとなかなか、新十津川に将来ずっと住んでいただけるかどうかということよりは、やはりこの新十津川のまちが良いんだというふうに住んでいただく、その認識。助成があるから新十津川に来るということでなく、新十津川が良いんだというふうに認識をしてもらおう。そういうふうにしっかりアピールしていくことが住んでいただいた人にとっても、通勤費の助成があるからということではなく、新十津川の住環境、魅力あるまちに、終の棲家的になりますから、そういったところをちゃんと認知をしてもらおうということが大切であるというふうに考えております。

ただ、子供がいる家庭において、できる限り新十津川に入っていたいただきたいということ

から、先ほど高校の通学費の支援がありましたけども、その方については逆に、札幌の高校だとか旭川の高校、住んでいて、その高校に通学をしているときには、住むことによって通学費が出るということを経済戦略に盛り込んでいるということも、その経済戦略の中で十分検討した内容であったということをご理解をしていただきたいというふうに思いますし、現時点では通勤費だとか引っ越しの費用については、持ち合わせはないことを申し上げ、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、西内議員、最後の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 最後の質問は、防災体制について質問いたします。

進藤議員、小玉議員、白石議員に続いて、防災に関する質問4回目になりますけれども、近年の異常気象に加えまして、昨年8月に母村十津川村の水害慰霊祭に参列させていただきました。十津川村の方ですとか新十津川町を興した方々の苦難の道に触れたということがあったものですから、皆さんそれぞれ防災へは一層気を引き締めていかなければならないという強い意思の現れであるというふうに、ご容赦いただきたいと思っております。

質問させていただきます。

平成27年5月20日に水防法等の一部を改正する法律が公布されました。改正では想定する最大規模の洪水、内水及び高潮に対する避難体制等の充実強化を図ることとなっております。

2月22日の北海道新聞に札幌開発建設部は、空知管内を流れる石狩川水系9河川の洪水浸水予想予定地区を更新したとの記事が掲載され、新しい浸水想定区域の面積が徳富川流域と尾白利加川流域で拡大をされておりました。

水防法の改定により、想定降水量を100年に1度の雨量から考えうる最大の雨量による変更による更新ですが、住民の方々は、どこの川が溢れて、どの地区が浸水するのだろうかかと心配をされております。

また、新庁舎の建設に当たり大丈夫かと。消防署は高台に移設しなくてもいいのかと、不安を口にする方もいらっしゃいます。

改定により公表する情報については浸水想定区域図、浸水持続時間は河川管理者が、ハザードマップは市町村が行うこととなっておりますけれども、危険があると更新された場所や内容等の情報を公開し、周知するのは防災の基本と考えます。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、水防法の改定と石狩川流域の浸水想定図の見直しが、本町に与える影響はどのようなものがあるのか。また、新たに増えた浸水想定地区はどこか。

2点目は、今年度、新十津川町地域防災計画策定事業と洪水ハザードマップ策定事業が実施されますので、浸水想定区域の変更等に併せ更新された新たな計画とハザードマップが住民の皆様に公表される時期、また、その周知の方法についてお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは6番議員さんの三つ目のご質問にお答えを申し上げます。

近年、想定を超える浸水被害が多発していることから、避難体制の充実、強化を図るた

め、平成27年5月20日、水防法が改正され、国、道が指定する重要河川の洪水にかかる浸水想定区域が現行の河川整備の基本となる計画降雨量による区域から、想定し得る最大規模の洪水区域に拡充され、先般、平成29年3月7日に石狩川の新たな浸水想定図が公表されたところであります。

石狩川の想定雨量は、現行の150年に1回の確率では3日間で260ミリありました。このたび、想定し得る最大規模の雨量として1000年に1回の確率が設けられ、3日間で358ミリの大雨が新たに設定されたところであります。

浸水区域の計算方法につきましては、これまでと同様で500メートルごとに右岸、左岸、それぞれに堤防が決壊するシミュレーションを行い、そのすべてを1枚の地図に重ね合わせ、浸水が深くなる方で表示したものが浸水想定図となります。そのため、今回公表されたものは最大値でありますので、すなわち、最悪の状況の石狩川の浸水想定図となっております。

新たな浸水区域の分析につきましては、国から詳細なデータをいただける予定が4月となっております。また、浸水の深さを示す浸水ランクの区分も変更になったことから、単純にこれまでのハザードマップと比較してのご説明は現段階では難しい状況ではありますが、口頭で理解をしていただける部分にて説明をさせていただきたいというふうに思います。

想定雨量が3日間で、従前からある150年に1回の260ミリから1000年に1回の確率を想定した最大規模として358ミリに増えたことから、物理的に浸水想定区域が広まり浸水ランクが高くなる傾向にあります。ただし、浸水区域の広がりはおくわずかとなっております。

今回の国の公表を受けての本町の対応でございますが、平成29年度中に本町の地域防災計画の改正とハザードマップの更新を計画しており、このあと公表される予定の徳富川の浸水想定と併せて、平成30年の1月の完成を予定しております。

新たな地域防災計画とハザードマップは、町民の皆様幅広く周知する必要がありますので、町議会議員、行政区長への配布のほか、町のホームページでの公開を予定しております。なお、ハザードマップにつきましては、平成30年の2月の町内回覧にて全戸に配布させていただき、併せて、広報でも周知をさせていただく予定となっております。

石狩川の堤防の整備は進んでおりますが、ハードだけでの対応は難しいことから、全行政区での自主防災組織の設立に取組み、今後も自助、共助、公助によるハードとソフトが一体となった減災対策を推進し、洪水に対する避難体制の充実強化を図ってまいるところであります。

質問のありましたとおり、災害はいつ何どき起きても不思議でない時代になっておりますから、気を引き締めて、ちゃんと対応をしていきたいというふうに考えておりますし、また、質問のありました消防と役場庁舎の関係の場所につきましては、ハザードマップの色塗りはされていない状況に今はなっていることを申し上げ、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） はい、再質問では、この度の水防法の改定では、被害を軽減させるために避難情報の伝達方法や避難経路の周知などをすることとされております。

ただ今、町長のご答弁にありましたように、30年以降に公表される新十津川町地域防災計画と洪水ハザードマップに基づいて行われる行政が主体の防災事業とは、どのようなものでしょうか。

特に、避難勧告や避難指示の発令とその内容、避難情報の伝達方法、避難経路などはできるだけ早い段階で住民の皆様にお示しをしていただきたいと思いますけれども、行政主体の防災事業の具体的な進め方について、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 町の避難対応、指示対応、防災の関係についてどのように進めていくのかということですが、今ほど説明した防災計画の見直し、ハザードマップの見直し、そういったものをしっかり住民に周知をしながら、自助、共助、公助の役割をそれぞれ認識をしてもらって、しっかり対応するということが、まず、必要であるというふうに考えております。

それと、避難勧告、避難指示の関係の質問もありました。避難勧告、避難指示の関係については、私が責任をもって避難勧告指示をしなければならないと。これ首長の責任であります。ですから、私が責任を持って町民の生命、財産を守る。そのために、どのタイミングで避難勧告、避難指示をするかということは、私が責任をもってそのタイミングを見て避難指示、避難勧告をいたします。

ですから、夜降る場合だとか、朝方降る場合だとか、いろんな状況がありますから、それはその避難勧告の前に避難準備だとか、そういったことも十分考えた中で対応をする。そういったことも十分考えているところであります。

そういったことから、住民に対しての速やかな、手遅れにならないように、住民の方達にも減災の意識、啓発、そういったものを高めていくことが行政の役割でありますし、私自身の責任としても、いち早く準備をすることが安心して避難所に出向く、そして、自主防災計画だとか要支援者の対応だとか、そういったことについても明るいうちにすることによって、その避難所の安心した災害の備えにつながるというふうに考えております。

また、ハザードマップについても、しっかり行政区に説明をいたしますし、また、必要に応じて、今、出前講座等もありますから、それぞれの行政区にも出向きながら必要に応じてそういう自主防災組織の意識、啓発と合わせて災害の備え、そして、川の流れ方、そういったものを、新十津川の川の多い状況もそれぞれの地域の状態を認識してもらい、そういうことが大切であるというふうに思っておりますから、ただ、一朝一夕にいかない部分がありますので、しっかり段階を追って、自主防災組織にしても、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、良い行政区の状態を促すようにしていくのと同じように、災害についても、我々の行政としての責任はありますけれども、地域においては地域での十分な助け合いの体制が、顔の見える、そういう地域づくり、コミュニティをってもらうことが災害の大きな力になっていくものと考えております。

災害だけではなく、コミュニティ、そういう福祉の面についても、このコミュニティ活動が大きくその災害の未然防止につながるというふうに考えておりますから、コミュニティ活動の推進等も合わせて進めていきたいというふうに考えていること申し上げ、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 西内議員、再々質問。

はい、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再々質問というわけではございませんが、再々質問をしようと思っておりましたけれども、白石議員のご答弁の中で町長がいろいろと詳しくお答えくださいました川の中州について、少しお話をさせていただきたいと思いますが、徳富川の中州についてですが、この辺りも中州が大変大きくなりまして菊水区側についている状態です。それで川幅が狭くなっておりますので、徳富川が増水した場合にはみどり区側の河岸の一部がもう挟れている状態になります。中州が大きくなりまして新十津川橋の橋脚に近いものですから、増水をした場合にはそこに流れてきた木や枝が引っかかって溢水をしやすいという状況があります。

私も、この点を河川事務所の方には申し入れをしておきましたけれども、なかなか予算の関係もあるということで、速やかな対応はお願いはできなかつたのですが、この区域はこの度の札幌開発建設部による見直しで、一定の条件下において家屋の倒壊、流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域とされている場所です。

まして想定降水量が出されましたけれども、それは各河川ごとの上流に降っている雨の量でございますので、徳富川の浸水想定量は徳富川上流に降っている雨だけです。

でも最近を見ますと、石狩川の上流ですとか空知川の上流に降った水が石狩川に流れ込んで石狩川の水面が上がると、当然、徳富川が水がはけなく水位が上昇している状況がありますので、やはりそういうこと考えますと、万が一にも被害を受けないために、白石議員と同じように河道整備の要望を強くしていただくようお願いをさせていただきます、私からの一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（長谷川秀樹君） 町長いいですか、河道整備の関係で。

はい。再度、答弁お願いします。

○町長（熊田義信君） 今、6番議員から終わらせていただきますということでしたので、うかつにしておりましたけれども、私の方から、このことについて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

新十津川には今ほど言ったように、川、一級河川、二級河川たくさんありますし、一級河川、特に川幅が広くて長年河川改修したあと中州が溜まっているという状況になっております。

今、質問のあった徳富川については、当時、ふるさとの川ということの整備の中でやりましたので、ちょっと普通の川の整備と違ってやさしい川の整備にしている関係から、河床部がどちらかというところ穏やかな状況になっているかと思えます。そういった形の中で整備した関係から、川の流れ、いわゆる流水が片側に、今、少し長年の経年に従って寄っているという状況が散見されるということでもあります。

たまたまこの徳富川については、周辺の流木がきれいに伐採をしていただいたことから川の状況が非常に見やすいことになっておりますから、そういうことが余計みどり区側に散見されるというふうになっております。

ただ、流木がきれいになったことによって、河道の全体の側面的な流水を受ける面積が確保されてスムーズに流れるという部分では、今は総体の面積は一定の量が確保できてい

るかなというふうに思っておりますし、徳富ダムもできましたので、徳富川については流水が以前から見るとかなり少なくなっているのかなというふうに伺っております。

ただ、徳富川についての洪水ハザードマップについてはこれから出てまいりますので、道費河川の分についてはこれから出てまいりますので、そういった状況を見ながら、河道の状況が確認されておりますから、ハザードマップ状況と鑑みて、国、道の機関に治水対策、積極的に要請活動を進めてまいることがを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

2時10分まで休憩いたします。

（午後1時57分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時10分）

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。それでは、最後の質問者であります。

2番、杉本初美君。登壇の上、発言願います。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） 議長の指示がございましたので、これより一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税制度の活用についてですけれども、町長にお伺いいたします。

ふるさと納税によるまちの変化は見られるようになっております。平成28年度前半期におけるふるさと納税寄附金額が700億円を超え、前年度の同期の1.6倍になっている。自分の故郷を応援するという導入時の趣旨とは異なり、今では返戻品を目的に利用されるかのように自治体間の返戻品競争が激化されています。総務省が高額な特産品の自粛を求めることにより、競争の是正に向けた動きも見られています。ですが依然、地方自治体にとって貴重な財源であることは言うまでもありません。

そこで、ふるさと納税の額に一喜一憂するのではなく、ふるさと納税をきっかけとしまして、寄附者に本町の魅力をもっと発信し、定住につなげるように考えてはどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは2番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今ほど質問の趣旨にもありましたけれども、少しく説明をさせていただければというふうに思います。

日本では一極集中が進む中、多くの国民が地方で生まれ、その土地で医療や教育などさまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を期に都会へと移り、その結果、都会には税収が集中し生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入らない、税の偏在化へと進み、そこで平成21年度に国は、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で貢献できる仕組みとして、ふるさと納税が創設されたところであります。

導入当初は寄附も低調でありましたが、平成25年ころから寄附に対する返礼品を導入す

る自治体が現れ、ふるさと納税を利用する方が飛躍的に増え、現在では、2番議員さんのご指摘のとおり、自治体同士の寄附者の奪い合い、返礼合戦と言われるまでになっております。

まちのふるさと納税に対する考え方は制度本来の目的である、新十津川に思いを抱き応援したいと思っておられる方に御寄附をいただくことを第一義的と考えており、その思いに対するささやかなお礼として、本町の特産品を多くの人にご賞味いただき、そして、2番目としては、これを契機に知名度のアップとそこから新たな販路を築いていければと思っております。

また、返礼品には本町への宿泊といったメニューも用意しておりますので、来町いただき、まず、新十津川を知っていただければと思っております。

本町の給付の状況であります。平成26年6月より現在の特産品を返礼する形とし、平成26年度に750万円、平成27年度には約8,100万円、平成28年度は2月末現在で6,300万円となっております。

ご質問にある本町の魅力発信ということですが、平成26年度に返礼品を導入した当初のまちのPR効果も期待してのものであります。

また、現在の寄附の方法は二つあり、一つは郵貯銀行からの振り込みで、もう一つが、今年度から開始をした、ふるさと納税専用サイトからのクレジット決済による振り込みであります。この専用サイトからの振り込みが全体の約8割となっており、少なくともこの8割の方は専用サイトをご覧いただいていることから、その専用サイトから今年度リニューアルしましたまちのホームページへのリンクを貼り、そこから町の観光、定住策、子育て支援などをご覧いただけるように環境を整え、まちの魅力や定住策への取組みを発信しているところであります。

ご質問の定住につながればということですが、今年の寄附者の実績でいきますと全体で3,633人で、そのうち北海道が253人という状況であり、あまり対象者は多くありませんが、ふるさと納税の申込み時、パンフレットとかホームページや特産品などで本町に少しでも興味を持ってもらい、結果として、定住に結びつければと効果を期待しているところであります。以上を申し上げ、2番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 2番議員、再質問ございますか。

はい。再質問を許します。

マイクをもう少し、口元の方に。

○2番（杉本初美君） いろいろな角度からの説明ありがとうございます。

先日、新十津川焼きが再現されたとのことの記事が新聞に記載されておりました。

本町の歴史を語る上で貴重な陶芸であるこの新十津川焼きを寄附者に無料で贈呈し、本町のPRを図ったらどうか。

そして、興味のある方にですね、文化伝習館で新十津川焼きの製作体験ができる仕組みを作って、本町に訪れてもらい、本町で貴重な体験を肌で感じる実体験をしてもらうということで、人と人をつなぐ情報源になり得ると思っておりますけれども、町長の考えを伺います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは2番議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

今ほど質問あった新十津川焼き。これは新十津川の土を100パーセント使った新十津川焼きということで、すばらしい作品ができたということで、私も、非常にこの関心を高めているところでございます。

ただ、この新十津川焼きの土については大和地区の土を使って新十津川焼きということでございまして、今、土の量だとか融雪後に現地に行って、新十津川焼きにできる土の量を確認をしながら、新十津川焼きを今後、広めていきたいというふうに伺ってございます。

今、2番議員さんの質問にあったように、新十津川がすばらしいこういう作品でいろんなことをPRしていきながら、新十津川に定住促進などに良い効果が現れていくことを期待しているところでありますが、現段階では、今すぐその新十津川焼きを返礼品だとか、そういった形にできるかどうか、そういったことは今、その作り手、その土の量とのもありますので、今の段階では即答できる状態にはないということでもありますけれども、特産品の、いわゆる、ふるさと納税の産品については、新十津川焼きについては、今後、検討していくこととなりますけれども、いろんな利用者、都会の方から見ていただいて、やはり品揃えが多い方が非常に良いというふうに言われております。新年度においても今まで34品目から42品目まで増やす予定をしながら、いろんなアイテムを見てもらって新十津川にいろいろ関心を持ってもらう、そして、新十津川の魅力だとか特産品を感じてもらって、そういうような工夫をしていければというふうに思っております。

もう一つは、今、陶芸体験などというようなこともございましたが、このことについても、今後、検討していかねばならないというふうに思いますが、現段階ではちょっと北海道の方が253人ということで、全体の本当に1割を満たない状況になっておりますから、新十津川焼きを作るということで本州からもそれを魅力に感じて来ていただける方がいれば非常にありがたいわけでありまして、そういったことについても、今後、ふるさと納税の品目の検討の中で、今後、内部で検討をしていければというように思います。

ただ、道内の方が、できれば多くいることによって、その体験をしながら新十津川に足を運んで、その体験からいろんな新十津川のおいしいもの、そして、新十津川の風土を観てもらえるように、いろんな工夫をしていければというふうに思っております。

先ほども質問の中でお答えさせていただきましたとおり、新十津川の宿泊施設もふるさと納税の品目になっておりますから、そういった形の中がもっと広まっていくことも、ふるさと納税の一つのPR宣伝で定住につながることはないかなというふうに考えておりますので、十分、今あるふるさと納税を有効に生かして、今、ご提案のあったことなども十分検討しながら、今後も新十津川に多く訪れていただくように工夫をしていくと申し上げ、答弁とさせていただきますというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

2番議員、再々質問ございますか。

それでは、再々質問どうぞ。

○2番（杉本初美君） 今ほど町長、北海道にこだわっていましたが、全国にも発信する必要があると思うんです。

ふるさと納税の政策に関して賛否の議論があがっている現状であります。ふるさと納税が続いてる間にこの制度を活用して、歳入増加だけでなく産業が活性するなど雇用まで、観光促進から移住まで広がる仕組みを作ったらどうでしょうか。

本町の地域おこし協力隊の方も、今の状況、先ほど町長もおっしゃってましたけれども、情報発信のことですね、フェイスブック、ツイッター、ソーシャルネットワーキングの情報発信力は大きいと言ってますけれどもね、しかし、これらを使わない層に向けた情報発信も必要だと言われていています。このことは、私も同感でございます。

それで、この大地からですね、同時に先ほども言われたように全道、全国と情報発信し、本町の現在の定住促進事業と合わせていただければと思うこととですね、人の命は短く儂いけれども、すぐれた芸術作品は永遠の生命を保つという言葉があるように、ぜひ、本町の永遠の生命につながる事業に取り組んでいただきたいと思っていますけれども、最後に町長のお考えをお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは町長からお願いします。

○町長（熊田義信君） 2番議員さんの再々質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

全国にしっかりアピールすべきではないかという質問だったというふうに思いますが、物理的に北海道新十津川に来るということを考えていくと、現実的に道内の人に来やすい環境であるということ为先ほど申し上げたつもりであります。全国に共通して発信する内容は同一ということでもありますから、まず、ご理解をいただければというふうに思います。

それから産業の部分では、行政としてもいろいろふるさと納税を推し進めるに当たって、いろんな産業を起こしている商工業の方にふるさと納税の産品について、いろいろ打ち合わせをさせていただいております。

そういった中で、ふるさと納税の利用促進という部分では、非常に大きな冬場の少ない時期にも利用があったり、年間通じてのふるさと納税の販路というものでは非常に経済効果もあるというようなことから、いろんな業者からも、こういう産品を新たに入れていきたい。そういうふうに業者からも積極的にそういう品揃えというんですか、こういうアイテムをふるさと納税に入れていただきたいというようなこともあってですね、先ほど回答でお話ししたとおり、アイテムが増えているという状況もそこにあります。

そういったことで、お互いに、まちとしてもふるさと納税を積極的にアピールをするし、それぞれの商工業者としてもアピールをしてもらいたいと思い、そういう構築が、関係ができていくということをご理解をさせていただきたいというふうに思います。

それから移住という部分でありますけれども、直接的な移住をする部分では、移住をするお試し移住だとかですね、そういったところは今、まちに備えていないことからですね、移住ということには直接的には現在予定はしてございませんけれども、先ほど申し上げました宿泊をできる、そういうグリーンパークだとかサライの宿泊、ピンネ荘もありますけれども、そういった宿泊をして新十津川に来ていただく。そして、定住につながるようにまちの状況を確認していただき、そのまちを理解して住んでみたいというふうな、その思いを抱いてもらえるように工夫ができれば、工夫というか、来てもらうようにできるだけ宿泊のふるさと納税のものに来ていただければ、ありがたいというふうに思っているところであります。

また、来ていただくことですね、今、芸術の話がありましたけれども、新十津川には吉野の小学校を芸術の文化の拠点にしたかぜのびがありますから、そういった所を見ていただ

いたり、また、文化伝習館には先ほど言った陶芸の体験施設、そして、織物体験施設、身近に文化と触れ合ったり、作品が自分でできたり、そういう手づくりの作品にも親しめる環境が整っておりますので、できる限り新十津川に足を運んでもらえるようなことにつながるように、積極的に宿泊のふるさと納税に多くヒットできるように工夫をしていきたいというふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたホームページにリンクだとか、そういったことにもなっておりますから、議員各位においてもですね、本州だとかいろんな人方に周知をする際には、ふるさと納税のサイトを見ていただきたいというふうに言うていただくことによってふるさと納税も見えていただけますし、新十津川のホームページにもつながるといことでアピールをしていただきたいと思っておりますし、私も、そういったふるさと納税の積極的な活用の部分ではPRをしていきたいということを申し上げ、答弁とさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、杉本初美君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

◎陳情第1号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、陳情第1号、介護保険制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件の審査結果につきましては、所管の総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） 総務民生常任委員会審査報告を申し上げます。

去る3月6日、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。議案等の番号、陳情第1号。

件名、介護保険制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情。

審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。

本陳情の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

陳情第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、介護保険制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただ今、採択と決定しました陳情第1号につきましては、最終日に意見書として上程することにいたします。

◎陳情第2号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、陳情第2号、安全安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件の審査結果につきましても、所管の総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） 総務民生常任委員会審査報告を申し上げます。

去る3月6日、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。議案等の番号、陳情第2号。

件名、安全安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の採択を求める陳情。

審査結果、不採択とすべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。

本陳情の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長報告は、不採択とすべきものです。

陳情第2号について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 起立なしです。

したがって、陳情第2号、安全安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6に入る前に、これから提案されます議案第1から議案

第6号までの案件につきましては、3月6日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第1号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第1号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、新十津川町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第2号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

はじめに、9ページから53ページまでの歳入までについて、質疑はございませんか。

3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） はい。41ページ、先ほども話にありましたふるさと応援寄附金。昨年度8,140万円の実績があつて、今年はクレジットなどそういう振込みの方法も変えて、品目も揃えて1億に期待したわけですが、実際にはこうやって3,000万減額と、この原因は何だと考えますでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の3番議員の質疑にお答えをいたします。

明確な理由というものは、はっきりと分析ができないのが実情ではございますが、まず一つ考えられるのが、昨年4月に起こりました熊本地震をはじめとする、昨年は大きな災害がございました。こういった自治体へも、このふるさと応援寄附金制度を使って寄附をしようという方が、全国的な機運として多くなっているというのが一つあるかと思えます。

また、先ほど一般質問中にも出てまいりましたように、多くの自治体が返礼品をさらに

充実させるなどということで、この制度の拡充を図っていったことによりまして、より返戻率の高いところへ寄附をしようとする方々の寄附がいったことも一因にあらうかとは思っています。

以上2点、3番議員の質疑のお答えとさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、歳入までの質疑を終わります。

次に、54ページから73ページまでの議会費から衛生費までについて、質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） まず、2点ありますが、よろしいですか。議案書64ページです。

3款民生費1項2目高齢者福祉費の事業番号4番、介護保険事業で870万7千円の減額がありますが、この内容をお聞きするものですがけれども、要介護認定の非該当の方が増えて、介護保険による介護サービスを受けていない人が増えたということはないのかということをお聞きしたいと思います。

それに続いて、今年度中に要介護認定を申請された人数と、その結果についてもお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（野崎勇治君） それでは、6番議員さんのご質問にお答えをいたします。

減額についてですが、介護保険の給付が見込みより少なくなったという金額の減額でありまして、ご質問の要介護の非該当という部分でのところまで、ちょっと分析はできてございません。

それとあと、要介護申請の認定の数字ですね、1年間ということで、これについてはちょっと今、手持ちで資料がないので調べてご報告したいと思います。すいません。

○議長（長谷川秀樹君） はい、よろしいでしょうか。

はい、ほかに。

はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 議案書70ページです。

4款衛生費1項5目健康づくり推進費の事業番号4番、がん検診事業。これも211万4千円の減額となっておりますけれども、検診を受けてない方が多かった理由というのが、項目全体で低かったのか、それとも、何か特定のがん検診に限って少なかったのかということをお聞きします。

また、その考えられる要因が、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（野崎勇治君） それでは6番議員さんの、今のがん検診の減額の内容について、ご説明をいたします。

まずは平成27年度の予算において、ワンコインということで500円の検診を始めたわけですが、その時に受診者数が増加しまして、その増加状況を見ながらこの28年度の予算もさらなる増加を見込み勸奨に努めたところでございますけれども、平成27年度対比で98パーセントの受診率となりました。

それで、特定の部分については、特に婦人科検診ですね、子宮がん、卵巣音波については、執行率が予算に対して70パーセントということで、これは2年に1回というようなそういう部分があって、ここが低い状況になっております。

あと、平均的に予算の対比の執行状況については、平均で86パーセントというような状況でございます。以上、ご質問のお答えといたします。

○議長（長谷川秀樹君） はい、よろしいですか。

ほかに。

3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） はい、59ページ、企画費の中の8番、終着駅新十津川利用促進事業で、既定予算26万7千円のところを19万5千円減額して、7万2千円の予算しか消化してないと。ポスター、掲示板だけということですがけれども、この事業で確か10月に米の配布なんかやっているとありますが、それへの費用は入っているのか。ちょっと少な過ぎるんじゃないのかなというふうに思います。

新十津川利用促進のためにも民間に頼るのではなくて、もうちょっといろんなことができたんでないのかなとは思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の3番議員の質疑にお答えをいたします。

まず10月に行われましたお米の配布とイベントの経費ということから申しますと、先般のイベントに関しましては、民間の団体の方が自分達でということで、お米の部分だけ産業振興課の方から提供をさせていただいたという経緯がございます。

今回の減額補正の状況でございますが、19万5千円の減額、委託料ということで減額をさせていただいております。

これは、昨年、マラニックと言われるマラソンとピクニックを合わせたイベントを終着駅を活用して開催しようということで、マラニック用のマップを作成する予定として当初予算に計上させていただきました。

そんな折ですね、空知総合振興局が展開いたしますフットパス事業という事業がございます。この事業において、ルートマップ、各24市町のマップが作られたわけなんですけど、そのマップがですね、本町分を見ますと新十津川駅を起点とする周遊ルートが組まれていたという状況でございます。

本町においても、観光担当の方で新たな観光マップを作成する予定としてございましたので、空知総合振興局と打ち合わせをいたしまして、そのマップを本町の観光マップに乗せることをご承諾いただきましてですね、そういった周遊マップ、観光担当の方で作成したということで、企画費の方では19万5千円の委託料が未執行となったという内訳でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、議会費から衛生費までの質疑を終わります。

次に、74ページから83ページまでの農林水産業費から土木費までについて、質疑をお受けします。

質疑ございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） はい、議案書74ページです。

6款農林水産業費2項1目林業振興費の事業番号、有害鳥獣駆除対策事業。大体、毎回この点でお聞きしているんですけども、この361万円の減額の理由をお聞きするものですが、当初予算ではエゾシカ300頭と狩猟免許の取得経費2名分を計上するという説明であったというふうに記憶をしております。

エゾシカの駆除は銃器とくくり罠によるということで、本町の有害鳥獣防止計画の中ではあるんですけども、くくり罠に関しては免許助成が24年度で終了しておりますので、農業被害を軽減させるための捕獲の担い手の育成ということには、どのようにして町は取り組んでいかれるのかということをお聞きするのがまず1点。

もう1点は、農業者の方々から有害鳥獣駆除に対してどのような要望が上がっているのかとか、要望がきっとあると思うんですが、電気牧柵に限らずほかに要望があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは6番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、減額の理由ですが、当初予算でエゾシカの処分を300頭分見ておりましたが、実績としては201頭ということで減額の原因となっております。

それと、後継者の育成ということで銃の所持、免許の助成、これらについて予算措置をさせていただきましたが、1名は銃の免許取得ということで取得されました。ただ、予算の執行がですね、29年度に支払いということになりましたので、本年度については執行がなくなったということでございます。

それと、農業者からの要望等でございますが、確かに電牧の設置等についても適当な助成があればつけていただきたいという要望はございますが、うちのまちの対象面積といいますか、延長がかなり多くなるものですから、一部だけ囲ってもなかなか効果はないということで、現状のところでは狩猟によるシカの駆除を行っているという現状でございます。

ただですね、一部、中山間等の補助金を活用しながら電牧を使ってですね、囲いながらシカの侵入を防いでいるということもありますので、その辺につきましては、それぞれの中山間の団体の中で協議しながら利用していただければなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） すみません、質問があちこち飛んだものですから分かりづらかったかもしれませんが、エゾシカの駆除に対してはくくり罠も有効であるというよう

なことでしたので、そのくくり罨免許の助成は終わってますけれども、農業者の方からですね、くくり罨の免許の助成をしてほしいですとか、そういった要望がないのかということをお聞きしたかったんですが、よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは、くくり罨の件についてお答えいたします。

くくり罨の免許については、一旦、助成支援事業を終了しておりますが、その中でくくり罨の利用の方法については研修を行って、効果的に獲れるように講師を招いて農業者の方に効果的に捕まえられるよう、昨年も研修を行ったところでございます。

このような取組みをもっとやっていかなければなかなか素人と言いますか、効果的な狩猟に結びつかないと。なかなかコツがいるようでございまして、通り道をどのように見定めるとか、時間帯でございまして、シカの習性を知らなければなかなか捕れないということでございますので、その辺についてはくくり罨免許を取った農業者の方にですね、今後も研修等を通じて、周知、研修していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 同じページでございますけれども、地域おこし協力隊、この部分で800万の予算が減額されてますけれども、今ほど町長と一般質問の中で、観光だとか農業の振興だとかのやりとりありましたけれども、この地域おこし協力隊についても、うまくいけば新しく新十津川の農業後継者になり得るような要素を持った人が来るというふうなことなんだけれども、こういうマンパワーを活かすような予算が丸丸余るということは、来なかったからというような説明だったと思うんですけども、やっぱり今のやりとりと相反するように、新十津川に魅力がなくて来なかったのではないかというような気もするし、また、募集する方も、本当に農業後継者なり何なりの不足を真摯に考えているのかどうかというのは、この辺からちょっと読み取れないわけですけども、これをわかる範囲でちょっと教えてください。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、産業振興課長、答弁を求めます。

○産業振興課長（後木満男君） それでは、8番議員さんのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊でございますが、当初予算におきましては5名の活動経費ということで計上をさせていただきました。

その中で、周知、募集につきましてはJOINという地域協力隊の募集のホームページがございますので、そこを活用をさせていただいている部分とですね、あと、北海道新聞にも載せさせていただいて募集をかけたところでございます。

結果ですね、産業活性化支援については1名採用ということになりましたけれども、ほかにも面接は行っております。産業活性化支援員1名、農業支援員1名、面接を行いました。

ただですね、その面接の中で、うちのまちの地域おこし協力隊の活動ですとか、本人の考え方等も含めまして少し受動的といいますか、もっと意気込みを持ってうちのまちで活動してくれるというような熱意がちょっと見られなかった部分もございましたので、採用には至らなかったという部分がございます。

あと、農業支援員につきましても、協力隊の業務としてSNSの活用による情報発信ですとか、農作業ももちろん必要ということでございますが、その部分がちょっと体調不良の部分があったということと、パソコンが使えないというような部分がございましたので、この方についても採用に至らなかったということで、面接は行ってその中からうちのまちで、うちの協力隊の業務に合う方を採用したいということで、残念ながら2名分の予算を残してしまったということでございます。

うちのまちに魅力がないということではないと思います。現在ですね、どこのまちでも複数名、多いところは6人、7人というような募集もかけておりますので、その中で地域おこし協力隊がかなり引っ張りだこといいますか、それぞれのまちの引き合いになっているという部分があって、なかなか集まってこないという部分がございます。

ただ、うちのまちでももう少しマンパワー、地域おこし協力隊としてのマンパワーが必要だと考えておりますので、次年度以降もできれば5名というような中での地域おこし協力隊の予算計上をさせていただきたいというようなことで進めております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） だめだった理由はわかりました。でも、来年度の予算の審議の時にもやりたいなと思うのですけども、やっぱり必要だと思ってこうやって予算化してですね、その探す工夫がやっぱり足りないんでないかなと、私は思うんです。

ネットだとか何だとかでやったやっただって言いますが、引っかからないということは言葉悪いですけども、やっぱり農業関係の大学に行って、そういうところに声を掛けてみるとかですね、様々な方法を駆使して、何とかやっぱり将来の、できれば農業後継者になり得るような人材を確保して、そして、育ててあげてほしいなというふうに思っているんですね。

私の中ではこの事業への期待は大きいんですけども、こういうふうにして人がいないということの理由は聞かされましたけど、はい、そうですかと言うわけにいかないような状況に新十津川はあると思うんで、ぜひ、頑張っていたいただきたいなと思います。

また、来年度の予算の時にでももう1回やりたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） なければ、これで農林水産業費から土木費までの質疑を終わります。

先ほど、衛生費の中で6番議員に答弁漏れでありました部分、答弁をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（野崎勇治君） それではですね、先ほどの6番議員さんへの要介護認定の状況とサービスを使っていない状況についてお答えを申し上げます。

この2月末の状況でございますけども、要支援1にも含めて要介護1から5の認定者総数については401人であります。そのうちサービス受給者については335人で、認定のみでサービスを使っていない者については66名おりますということで、以上、お答えといたし

ます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

次に、84ページから97ページまで、消防費から職員費までについて、質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 89ページお願いします。

聞く観点は、今の農業費と同じでございます。7番目に書いてありますけども、学力向上推進講師配置事業ということで252万1千円が減額となっております。

これも人の問題でございます。必要に応じて、子供達の学力向上を目指して予算化したものを、人がいなかったというただけでは、これはもう町民に対して申し訳ないんでないかと私、思うんです。どんなことをして探したのかというようなことを聞きたいし、来年度の予算も同じようにしてついているんですよね。人が見つからないなら予算つけなきゃいいんですよ。期待をさせておいてできませんでしたというのは、私は、ちょっとおかしいかなと思うんです。物を作って500万のところ400万で終わりましたというのは、ちょっと質が違うと思うんですよね。

これは、こういう目的で人をきちっと配置してやりますよと言って予算化したものが、結果としてこうなってきたのは、私はちょっと納得できないので、この辺ちょっと丁寧な説明をお願いしたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（遠藤久美子君） それではただ今、8番議員のご質問にお答えさせていただきます。

学力向上推進講師配置事業の252万1千円減額となっております。こちらにつきましては、当初2名分の配置ということで予算化させていただいております。今回、減額となりましたのは1名分がですね、北海道の退職教員活用事業という制度に該当になりまして、北海道からの手当があったということで、町費の方は予算化はしてはしておりましたが、当初2名配置するということで1名分は町費、1名分は道費でもって対応させていただくということで、今回、1名分を減額させていただくものでございますので、道職員の配置につきましては加配だとか退職教員につきましては、人事異動の3月ぎりぎりであれば配置になるか、加配になるかということがわからないということから、例年、予算計上時には配置にならないこともあるということ想定して人数分の町費分を計上させていただいておりますが、道からの派遣があった際には町費は対応しないということで、今回、落とさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 86ページです。

10款教育費2項2目教育振興費の事業番号6番、小学校就学援助事業についてお聞きします。要保護世帯と準要保護世帯それぞれ1年生の人数を、できれば中学校1年生の人数も教えていただきたいということが1点。

それと、進藤議員が前回4定で一般質問で質問なさいましたけれども、入学準備金の前

倒支給はできないかという質問をされました。その時に教育長はですね、入学準備金の代わりに社協の福祉資金の利用を勧めました。この生活福祉資金の貸し付けを受けているということ事態が準要保護世帯に認定しますよという、その基準になっているという自治体が北海道内の中では65パーセントの自治体があるような状況なんです。

入学準備金というのはあくまで給付ですけれども、生活福祉資金というのは借金になるのですね。義務教育を受ける準備をするのに借金をしてはいかがですかというのは、私は、ちょっと進藤議員の一般質問へのご回答を聞いていて、いかがなものかなという疑問をいただきました。

お金がかかる中学1年生、特に制服代やジャージ代なんかありますからお金かかります。中学校への入学準備金にしても2万3千円幾らなんですね。ですから、このぐらいの額でしたら、このぐらいと言ったら失礼ですが、この額でしたらやはり確定申告の控えなどを利用したりですとか、小学校6年生の時にもうすでに町内の小学校に在学してるわけですから、中学校1年生に限っては、入学前支給はしようと思えば可能ではないかなというふうに考えるんですけれども、今年度がこういうふうに終わりました、また、来年度向かいますけれども、そういった辺りの検討というのは、教育委員会なり教育長の方ではお考えになったりはしないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（遠藤久美子君） それでは6番議員さんのご質問にお答えいたします。

最初の就学援助の1年生の人数ということでございます。それで準要保護、あと特別支援の場合もあるんですけれども、今年度につきましては、小学校の場合は両方合わせまして6名、1年生がいます。

中学校もとおっしゃいましたよね。中学生につきましては、特別支援と準要保護合わせまして12名ですね。12名のお子さんが、今年の該当者となっております。

それで、もう1点目のご質問。

入学準備金の早期支給と言いますか、前年度支給というような方向性のご質問だったんですけれども、前、教育長の方から答弁させていただいてますように、今の段階で前倒しして支給するという考えはございません。前回の答弁から特に変わってはおりませんということをお申し上げさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、消防費から職員費までの質疑を終わります。

以上で、議案第2号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第3号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成28年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第4号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成28年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第5号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成28年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第6号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成28年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

予算審議のため、17日、午後2時まで、本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、17日、午後2時まで予算審議のため、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

17日は、午後2時から本会議を再開いたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第1回新十津川町議会定例会

平成28年3月17日（金曜日）

午後1時00分開会

◎議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 第3 発議第2号 介護保険制度の見直しを求める意見書
- 第4 議案第7号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第8号 新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第9号 新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第10号 新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第11号 新十津川町育英事業基金条例の廃止について
(質疑、討論及び採決)
- 第9 予算審査特別委員会審査報告（委員会報告第3号）
- 第10 議案第12号 平成29年度新十津川町一般会計予算
(討論及び採決)
- 第11 議案第13号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
(討論及び採決)
- 第12 議案第14号 平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
(討論及び採決)
- 第13 議案第15号 平成29年度新十津川町下水道事業特別会計予算
(討論及び採決)
- 第14 議案第16号 平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算
(討論及び採決)
- 第15 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
(質疑、討論及び採決)
- 第16 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	中畑晃君
会計管理者	谷口秀樹君
保健福祉課長	野崎勇治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	遠藤久美子君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。

3 番、鈴木康裕君。 4 番、小玉博崇君。 両君を指名いたします。

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 2、発議第 1 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8 番、青田良一君。

〔8 番 青田良一君登壇〕

○8 番（青田良一君） それでは、発議第 1 号でございます。

長谷川議長宛てでございます。提出者、賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出するとあります。

裏面をご覧になっていただきたいと思います。朗読をもちまして、意見書の説明に代えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、前回の統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保に繋がっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

日付は、本日の3月17日付け。長谷川議長名をもちまして、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣となっております。

内容をご精査の上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣といたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、発議第2号、介護保険制度の見直しを求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

6番、西内陽美君。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） 発議第2号でございます。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

介護保険制度の見直しを求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出する。

裏面に意見書の内容が記載されておりますので、朗読をもって説明とさせていただきます。

介護保険制度の見直しを求める意見書。

現在、通常国会において介護保険制度見直しの審議が進められています。

この中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1及び要介護2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減、負担増を図る内容が盛り込まれています。

利用者からは、生活援助を減らされたら生活が成り立たない。利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ないなど、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられています。

家族の介護負担を増大させる内容の見直しは、政府が掲げる介護離職ゼロ政策そのものにも真っ向から反するものです。

サービスの削減や負担増一辺倒の見直しでは、高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換は、すべての国民の願いです。

そして、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

よって、国においては、次の事項を履行するよう強く要望いたします。

記書き。

1、生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引上げを実施しないこと。

2、家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設等の整備を早急に行うこと。

3、介護従事者の大幅な処遇改善及び確保対策の強化を図ること。

4、以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日。新十津川町議会議長名をもちまして、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、以上でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、介護保険制度の見直しを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4に入る前に、議案第7号から議案第11号までの案件につきましては、3月7日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。

◎議案第7号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第7号、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） ちょっと教えていただきたいんですか、この中で特定の個人という言葉があるんですが、町民の中でどのような方が特定の個人の中に入るんですか、教えてください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい、9番議員のただ今の質疑にお答えいたします。

この条例等に出てくる特定の個人ということでございますが、特定の住民の方を指すわけではございませんで、マイナンバーの番号とご本人の情報が結びついた情報を特定の個人というふうに指すという定義になってございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第8号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第9号、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） ここで20名を10名に改めるということなのですが、この場合、料金はそのまま据え置きで、人数だけを変えるということなんでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（遠藤久美子君） それでは、ただ今の9番議員さんの質問にお答えいたします。

今回の改正は団体扱いとなる人数だけを変えるものでございまして、料金については変更ありません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、新十津川町ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第10号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第11号、新十津川町育英事業基金条例の廃止についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、新十津川町育英事業基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員会報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、予算審査特別委員会審査報告を行います。

本件につきましては、3月7日の定例会議におきまして、予算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を予算審査特別委員会よりお願いいたします。

予算審査特別委員長、長名實君。

〔予算審査特別委員長 長名實君登壇〕

○予算審査特別委員長（長名實君） 委員会報告第3号、予算審査特別委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議件を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案第12号、件名、平成29年度新十津川町一般会計予算。審査の結果、原案可決すべきもの。

議案第13号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。審査結果、原案可決すべきもの。

議案第14号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、原案可決すべきもの。

議案第15号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計予算。審査結果、原案可決すべきもの。

議案第16号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。審査結果、原案可決すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 予算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

◎議案第12号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第12号、平成29年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第12号、平成29年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第13号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第13号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第14号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第14号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第15号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第15号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第16号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決も起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第16号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この案件につきましては、3月7日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成29年第1回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 1 時31分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員